

平成26年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成26年12月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 1日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 2日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	12月 3日	水		○休 会
4	12月 4日	木		○休 会
5	12月 5日	金		○休 会
6	12月 6日	土		○休 会
7	12月 7日	日		○休 会
8	12月 8日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月 9日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月10日	水	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
11	12月11日	木		○休 会
12	12月12日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月1日上程

報告第 5 号	町長の専決処分事項の報告について	12月 1日	承認
議案第52号	坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	12月12日	可決
議案第53号	坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月12日	可決
議案第54号	坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	12月12日	可決
議案第55号	坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月12日	可決
議案第56号	坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月12日	可決
議案第57号	坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第58号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第59号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	12月12日	可決
議案第60号	平成26年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について	12月12日	可決
議案第61号	平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	12月12日	可決
議案第62号	平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月12日	可決

12月12日上程

議案第63号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第64号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第65号	平成26年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について	12月12日	可決

発委第14号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を 求める意見書について	12月12日	可決
発委第15号	介護従事者の処遇改善を求める意見書について	12月12日	可決
発委第16号	子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書 について	12月12日	可決

平成26年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月1日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	8
○報告第5号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第52号～議案第62号の上程、提案理由の説明	11

第2日 12月8日(月)

○議事日程	18
○一般質問 西沢 悦子 議員	18
窪田 英子 議員	32
中嶋 登 議員	43
入日 時子 議員	55
宮島 祐夫 議員	67

第3日 12月9日(火)

○議事日程	74
○一般質問 塩入 弘文 議員	74
大森 茂彦 議員	88
吉川まゆみ 議員	100
山崎 正志 議員	114

第4日 12月10日(水)

○議事日程	130
○一般質問 塚田 正平 議員	130
塩野入 猛 議員	142

第5日 12月12日(金)

○議事日程	156
○陳情採決	157
○議案第52号～議案第62号の質疑、討論、採決	157
○追加議案上程、提案理由の説明	168
○議案第63号～発委第16号の質疑、討論、採決	171
○町長閉会あいさつ	174

平成26年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	白 井 洋 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 5 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 5 2 号 坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 5 3 号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 5 4 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 5 5 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 5 6 号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 11 議案第 5 7 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 5 8 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 5 9 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 15 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 16 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 6 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（柳澤君） 会議規則第120条の規定により、5番 塩入弘文君、6番 塩野入猛君、7番 西沢悦子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（柳澤君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの12日間といたしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（柳澤君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成26年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、先月22日の夜、長野県北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、激しい揺れが白馬村、小谷村などを襲い、家屋の全壊が47棟、半壊及び一部損壊が約400棟に上り、負傷者も重傷者を含め45人に上るなど大きな被害が起きました。町では地震直後、職員が町内のパトロールに当たり、町施設及び福祉施設の点検を行うとともに、千曲坂城消防組合坂城消防署とも連携して町内の被害状況を確認いたしました。また、翌朝、再度、道路及び各施設等を点検し、朝8時に各課長を招集する中で、点検状況の報告を受けております。幸いにしまして坂城町では被害はありませんでしたが、今後まだまだしばらくは余震が続くと思えますので、引き続き、災害時における迅速な初動体制の確保に努めてまいります。なお、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早く復旧され、もとの生活に戻られることをお祈り申し上げます。

続きまして、福島県に葛尾村という人口1,500人ほどの村があります。以前、村上サミットにも参加いただいたことがある坂城町とは縁がある村であります。先月9日、10日と、福島県の原因事故により全村避難が続く、この葛尾村の皆さんが大勢お住まいになっている仮設住宅と仮設役場を坂城ライオンズクラブ、坂城町民生児童委員の皆さんを初め役場職員を含めご賛同をいただいた総勢31名で訪問し、炊き出しやマッサージ、歯科治療、学校の草刈りなどボランティア活動を行ってまいりました。葛尾村の皆さんが一日も早く以前の生活に戻れることを祈りつつ、また、葛尾村の皆さんの一助になればとの思いで、ボランティア活動を行ってまいりました。

さて、国会では先月21日に衆議院が解散され、明日2日に公示、14日に投開票が実施されることになりました。来年10月に予定されていた消費税率の8%から10%への引き上げの延期が大きく取り沙汰されておりますが、何より今後の日本の財政再建や社会保障の充実といった問題、また、デフレ脱却に向けた経済対策、地方創生など山積する課題に対し、その将来像をどのように描くのか、そのための国民的な議論の契機となることを強く望むものであります。

世界に目を向けますと、アメリカにおいても先月中間選挙が実施され、与党民主党が大幅に議席を減らし、野党共和党が上下両院で多数派となりました。民主党の敗北でオバマ政権の対日政策、特に環太平洋連携協定（TPP）をめぐる交渉にも影響が及ぶ可能性もあると考えます。また、世界経済に与える影響についても、今後の動向を注視する必要があります。ユーロ圏では不振が続き、世界第2位の経済大国となった中国においても、この7月から9月までのGDP成長率が5年半ぶりの低水準にとどまるなど、世界経済において減速感があらわれる中、アメリカでは、堅調な個人消費や企業の設備投資に支えられ、比較的安定した回復の足取りを続けておりました。中間選挙の結果、オバマ政権の運営が難しくなることにより経済政策が停滞するようなことがあれば、世界経済に大きな影響を及ぼし、日本国内の景気の下振れリスクにもなることが懸念されます。

国内の動向につきましては、内閣府が先月発表しました7月から9月のGDPは、実質の年率換算で前期比1.6%減となり、2期連続のマイナス成長となりました。4月の消費税の引き上げや夏場の天候不順により個人消費が想定より冷え込んだこと、また、企業の在庫調整の動きによりGDPが伸び悩んだものと見られております。10月から12月期では持ち直すとの見方も多くありますが、世界経済が減速する中、不透明感も強まっております。

このような中で11月20日、商工会主催で町内の重立った企業経営者の皆さんにご参加いただき、地域経済懇話会が開催されました。今年は、財務省関東財務局長野財務事務所の新井所長さんをお招きして、「最近の日本及び県内の経済情勢」というタイムリーなテーマでご講演をいただきました。私も町で進めている取り組みや実施計画における主要事業についてお話

をさせていただきました。企業の皆さんからは、新工場の建設や新しい生産ラインの設置などの設備投資の状況や海外での様子など、活発な経営活動を行っているお話をしていただき、大変心強く感じたところでもあります。また一方、人材確保や女性の働きやすい環境づくりなど町への要望もお寄せいただきました。今後、町の施策に反映させてまいりたいと考えております。

また、町の企業支援といたしましては、坂城テクノセンター開館20周年を記念しまして、10月3日、4日の両日にかけて開催されました「さかきものづくり展」や東京ビックサイトで毎年6月に行われる「機械要素技術展」などへの出展支援等を行うなかで、坂城町の企業の優れた技術と製品を全国に発信していく機会を企業の皆さんや関係団体と相談しながら、今後とも設けてまいりたいと考えております。

続いて、26年度の事業の進捗状況について述べさせていただきます。

最初に、11月14日、坂城町第5次長期総合計画にかかわる実施計画の策定懇話会を開催いたしました。今回策定の平成27年度から29年度にかけての実施計画は、前期5年間の総括と後期計画へ引き継ぐ節目の計画となる中で、議会を初め企業、教育、福祉など各分野を代表される皆さんからお寄せいただいた貴重なご意見を反映しながら、来年3月をめどに計画策定を進めてまいります。

11月15日、坂城町振興公社が「2014年巨峰ロゼワイン」を発売いたしました。坂城町産の巨峰による定番商品に加え、今年度から新たに360ミリリットルのデミボトルも商品化いたしました。気軽にワインをお楽しみいただき、ご贈答などにもご利用いただければと思います。

また11月29日、町民一人一人がともに認め合い支え合う「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたしました。本年度は人権週間にちなんで、全国中学生人権作文コンテスト上田大会の優秀作品に選考された坂城中学校の生徒による朗読発表と、網膜の病気により視覚障害を乗り越えて活躍されている声楽家、田中玲子さんをお招きし「目が見えない、これが私の個性です」と題しての講演とライブコンサートを開催する中で、人権共生のまちづくりに向けての思いを新たにいたしました。

さて、本年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の方への負担軽減のために支給される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特別給付金につきましては、10月15日までを申請期間として事業実施をいたしました。しかし、未申請の方が多くおられるということから12月26日まで期間の延長をいたしましたので、申請をされておられない方は早めに提出をいただきたいと思います。

町では、一層の婚活支援を推進するため、今年度ヤングヒューマンネットワーク事業への補助金を増額いたしました。11月8日には、町社会福祉協議会による単独実施となる婚活イベントとしては、初めてのカクテルパーティーを開催いたしました。男性12名、女性14名が

参加し、2組のカップルが誕生いたしました。今後、おつき合いが深まることを期待するとともに、町といたしましても、引き続き婚活支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国民健康保険の特定健診につきましては、受診率の向上に努めております。その一つの方策として、今年度新たに開始いたしました「40歳スタート健診」につきましては、全ての対象者を訪問し周知を図ってまいりました。また、11月から各区を訪問し健康づくり講座を開催しております。生活習慣病の予防や食事の大切さについて、また健康診断の重要性をお知らせする中で、住民の皆さんの健康増進のため啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、町商工会商業部会では、9月27日、10月18日、11月15日と3回にわたり、坂城駅前ふど市を実施いたしました。特に、第3回目となります11月15日のふど市には過去最大の21店舗が出店し、徐々に規模も大きくなってきております。このイベントが契機となって、町の商業が活性化していくことを期待しております。また、10月29日、テクノセンターで、第3回坂城経営フォーラムが開催されました。今回は、独立行政法人経済産業研究所所長の藤田昌久さんを講師にお迎えし、「全員参加で輝く坂城の未来を創ろう」を演題に講演をいただきました。その中で特に、「全員参加による地域の活性化」を提唱され、企業だけでなく、農業、商業分野、また高齢者も含めた全員で活性化を図り、また住んでいる人が地域を愛しわくわくして楽しい地域づくりが重要とも話をされておりました。

また、坂城町のマスコットキャラクターとしてPRに頑張っている、ねずこんですが、今年はグランプリには参加せず、ねずこんを使ったグッズや、ねずこんを活用したアイデアを応募していただく「ねずこんアイデアコンテスト」略して「ねずコン」を開催いたしました。おかげさまで、町内、県内外から「今すぐほしい、かわいい」グッズから「もしもあったら・・・」の夢企画まで合わせて535件のアイデアが寄せられました。たくさんアイデアを応募してくださった方々に深く感謝するところであります。

535件のアイデアにつきましては厳正な審査を行い、最優秀賞、優秀賞、そして特別賞を決定し、11月15日に開催された、第6回ねずみ大根まつりの開会式において表彰をさせていただきます。埼玉県や長野市、上田市の受賞者の方も坂城にお越しいただき、また、受賞された方のご家族もお越しになるなど、大変にぎやかな表彰式になりました。今後は、皆様のアイデアが一つでも多く、新しいグッズや企画として実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ねずみ大根まつりにつきましては、若干寒い日でありましたが、メイン会場であるさかき地場産直売所では、あいさい特製の手打ちうどんを使ったおしぼりうどんのお振る舞いや「ねずみ大根早おしぼりレース」などのイベントを行い、ねずみ大根の収穫体験には230名の方に参加していただくなど、盛大に開催することができました。今後も引き続き、坂城町の

伝統野菜であるねぎみ大根のPRを推進してまいりたいと考えております。

さて、国道バイパスにつきましては、本年度土地所有者の皆様などに対する説明会を開催し、11月下旬から境界立ち会いを実施しているところであります。11月18日には、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会、これは坂城町、千曲市、長野市と上田バイパス第2期工区建設促進期成同盟会、これは上田市、東御市が合同で、関係部門並びに太田昭宏国土交通大臣、宮下一郎財務副大臣に面会し、早期完成の要望活動を行ったところであります。町独自でも、引き続き要望活動を行うなど、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

さて、町道の除雪につきましては、本年2月の大雪を教訓として、循環バス路線や町内の主要施設へのアクセス道路を優先し迅速に除雪を行うため、昨年度と比較して大幅に増額をした補正予算を今議会に計上いたしました。また、今年度から、豪雪時に備えて県と連携し、県が保有する大型除雪機械の導入を柱とした県道と町道の相互除雪を実施し、初動体制の強化を図り効率的な除雪を行ってまいります。しかしながら、身近な生活道路につきましては、住民の皆さんのご協力による除雪対応が必要となります。地域の生活道路が、安全に通行できますよう町民の皆さんのご協力もお願いするところであります。

さて、12月19日、登録型配信メール「坂城町すぐメール」の運用を開始いたします。災害発生や避難指示などの防災情報、警察・消防署からの安心安全情報、町からの行政情報など、事前の登録が必要ではありますが、お持ちの携帯やスマートフォンで受け取ることができます。「広報さかき」12月号に登録方法の手順を掲載いたしましたので、大勢の皆さんに登録いただきますようお願い申し上げます。

さて、10月28日、役場庁舎内の防災訓練の一環として、町内のAEDを設置しているほかの公共施設の職員も含めて、AED講習会を実施いたしました。AEDにつきましては、役場庁舎のほか、各保育園、文化センター、びんぐし湯さん館など各施設に設置しており、安心して施設をご利用いただけるよう周知するとともに、今後も職員の研修に努めてまいりたいと考えております。

さらに10月31日、株式会社都筑製作所さんからポータブル発電機を5台寄贈いただきました。この発電機は、カセットボンベ2本で約2時間半の運転が可能であり、操作も簡単で持ち運びにも優れております。今後、各種イベントに役立ててまいりたいと考えております。また、坂城防災センター、南条資機材庫、村上備蓄庫にも1台ずつ配備いたしました。緊急災害時の備えとしても大きな期待を寄せるところであります。

また10月25日、26日、第43回坂城町文化祭が文化センターを初め4会場で開催され、数多くの作品が出品され盛況でありました。また、25日の午後には、文化祭記念クラシックコンサートを開催いたしました。会場を訪れた約200人の皆さんは、素晴らしい演奏を堪能されました。

また11月1日、さかきふれあい大学教養講座として、聖心女子大学教授で国際コミュニケーション学会名誉会長の鈴木秀子さんによる「幸せに生きるための秘訣」と題した講演会を文化センターで開催いたしました。鈴木さんからは東日本大震災などの被災地を訪れた際の経験などから、人間の優しさなどのお話があり、日常の生活を見直す貴重な機会となったのではないかと感じたところであります。

さらに11月16日、映画「じんじん」の上映会が文化センターで行われました。総務省で後援するこの映画につきましては、「青少年を育む町民会議」が母体となり、多くの関係団体に実行委員としてご参画いただきました。午前、午後の2回の上映に約400人の方にご来場いただきました。北海道を舞台に、絵本がつかない親子のきずなを描いた作品を熱心に鑑賞し、その温かさに会場全体が包まれたところであります。

以上、26年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、条例の新設が5件、条例の一部改正が2件、指定管理者の指定が1件、一般会計及び下水道事業特別会計、介護保険特別会計の補正予算の計13件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とします。

◎日程第4「諸報告」

議長（柳澤君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施しました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております平成26年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は、去る11月28日に地方自治法第199条第9項の規定に基づきまして町長、教育長、議長に提出いたしました。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいております。

監査の対象として、次の七つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計です。それぞれの会計について、平成26年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。

また、定期事務監査にあわせまして地方自治法第199条第5項の規定による監査として、

平成26年度に施工中、または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。監査の期間は、平成26年10月22日から11月4日の間において坂城町役場庁舎内で実施いたしました。

監査の方法は、平成26年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとに、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受け、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じて各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

なお、次に掲げております四つの事項、これは地方自治法に規定されているものでありまして、①住民福祉の増進に役立っているか、②最小の経費で最大の効果を上げているか、③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか、④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。これらの項目を主眼にして監査を実施いたしました。

監査の結果でございます。各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認めます。

次のページに入りますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。平成26年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されており、主要事業及び本年度新たに執行した事業については、なお積極的に取り組みがなされていると認識いたしました。また、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受けとめております。

次に、予算執行の状況について。平成26年9月末日現在における会計ごとにまとめてあります。ほぼ例年どおり行われていると認められますが、予算執行が年度末に実施されるものが多々ありますので、予算に対する歳入割合及び歳出における執行率は、記載されている数値となっております。以下のコラムは比率分析について記載のとおりでございます。

右のページに移ります。平成26年度町税の賦課徴収の状況であります。9月末の徴収実績について、町全体では収入済額が16億6,202万2千円で、前年に比較しまして2億4,170万9千円の増となっております。

主な税目として、個人町民税は現年分で3億3,291万3千円で、前年比893万7千円の増、また法人町民税は現年分で3億4,445万2千円で、2億3,599万9千円の増となり、大きく増加しております。一方、固定資産税ですが、調定額で654万7千円の減ではありますが、収入済額では15万9千円増の8億7,465万4千円となっております。

主要事業とその執行状況については、事務事業の年間計画に従いほぼ計画的に執行されております。

また、工事の進行状況については、報告書の末尾につづられております工事等検査箇所調書に記載されている箇所をそれぞれ現地に赴き検分いたしました。施工中の工事箇所についてはおおむね予定どおり執行されており、また施工完了した箇所については計画どおり執行されて

いることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。一般会計については各課の指摘事項として、また特別会計については会計ごとに記述してあります。定期事務監査の期間におきまして、関係各課等から事業内容を聴取する中で、対応が可能なものについて指摘事項として取りまとめました。この内容については監査会においてもかなり時間をかけて練っておりまして、なおかつ事前に担当課へ通告して、その確認もいただいております。個々の内容について触れませんが、お目通しいただきたいと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。

以上で定期事務監査の結果のご報告といたします。

議長（柳澤君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（柳澤君） 次に、日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまで行います。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第13号並びに第14号についてご説明申し上げます。

まず、専決第13号「和解及び損害賠償額の決定」についてご説明申し上げます。

本件は、去る9月17日に町職員が庁用車を運転し、役場前の町道から国道18号を上田方面に左折しようとした際、国道を長野方面に走行中の自転車と接触してしまった事故につきまして、相手方への賠償を行うことで示談が成立の合意を得ましたので、専決をいたしましたものでございます。

次に、専決第14号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本件は、12月14日に執行されます衆議院議員の解散総選挙にかかわる経費につきまして専決を行ったもので、補正の内容といたしましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億891万7千円といたしましたものでござい

す。

歳入につきましては、県からの選挙事務委託金950万円を追加し、歳出の主なものとしたしましては、ポスター掲示場の設置などにかかわる委託料150万円、投票立会人などの費用弁償80万5千円、職員の時間外勤務手当530万円をそれぞれ追加したものでございます。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第13号 「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第14号 「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第7号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（柳澤君） 日程第6「議案第52号 坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」から日程第16「議案第62号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの11件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第52号から62号までご説明申し上げます。

まず、議案第52号「坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第3次一括法により、これまで国が定めていた介護予防支援事業所の指定基準及び事業者の資格について、市町村の条例で定めることとされたため、本条例を定めるものでございます。

要支援1・2の介護認定を受けた方へのケアプランの作成などを実施する介護予防支援事業所について、人員、事業の運営方法、効果的な介護予防支援を実施するための取り扱い方針などを従来国が省令で定めていた基準及び介護保険法の規定を基本といたしまして、町の条例を定めるものでございます。

次に、議案第53号「坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、先ほど申し上げました、いわゆる第3次一括法により、介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、条例を新たに制定するものでございます。

改正の内容といたしましては、地域包括支援センターに必要な人員及び運営に関しての基準は、これまで介護保険法施行規則で定められておりましたが、その基準を踏まえ、町の条例として定めるものでございます。

次に、議案第54号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法により、現在ある幼稚園・保育所・認定こども園、さらに今回新たに創設された家庭的保育事業等を加え、これら四つの形態による保育等を市町村の確認のもと、特定教育・保育施設として、一体的に進める新しい仕組みが構築されました。確認に当たっては、市町村がその利用定員、運営に関する基準等について条例で定めることとされております。

町といたしましても、この特定教育・保育施設の事業の利用定員、運営に関する基準を国の省令で定める基準を踏まえ、町の条例として定めるものでございます。

次に、議案第55号「坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て関連3法により、児童福祉法の一部が改正され、新たに家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられ、市町村による認可事業とされました。

また、家庭的保育事業等の認可を行うに当たっての設備及び運営に関する基準について、市町村において条例で定めることとされたことから、町の条例を定めるものでございます。

今回定める主な基準といたしましては、国の省令で定めている基準を踏まえ、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の各事業について利用定員、運営、設備に関する基準などがございます。

次に、議案第56号「坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、これまでも

行ってまいりました放課後児童クラブについて、その設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなりました。

放課後児童クラブにつきましては、保護者が昼間家庭におられない児童を対象に放課後、児童館等で過ごすことができるようにする取り組みでございます。

今回定める主な基準といたしましては、職員配置や施設・設備に関すること、開所日数などでございます。

次に、議案第57号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、産科医療保障制度の見直しに伴う健康保険法施行令の改正にあわせ、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、現在、一時金39万円とあわせて産科医療保障制度を利用した場合、規則で定める加算額3万円の合計42万円が支給されております。これらの金額につきまして、支給額の42万円を維持することを基本とし、平成27年1月以降、条例で定める一時金の額と規則で定める加算額について改定を行うものでございます。

本案では、条例で定める出産育児一時金の額を39万円から40万4千円に引き上げるとともに、加算額につきましては引き続き規則で定めることとする改正を行うものでございます。なお、規則で定める加算額につきましては、産科医療保障制度の費用が3万円から1万6千円に引き下げられることにあわせ、加算額を3万円から1万6千円にするものでございます。

次に、議案第58号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が本年4月23日に公布され、その一部の規定が本年12月1日から施行されることに伴い「坂城町消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものであります。

改正内容は、本条例において引用する児童扶養手当等の一部が改正されたことに伴う項ずれに対応し、整備を行うものであります。

次に、議案第59号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から指定管理者が管理運営を行っている町内7施設につきまして、平成27年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該各施設に関する指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第60号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,361万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を64億6,252万7千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、法人町民税現年度分1億5千万円、公園整備基金繰入金180万円をそれぞれ追加いたすものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、県議会議員選挙に係る経費合わせて236万円、太陽光発電システム設置補助金200万円、障害者介護訓練給付費国庫負担金返還金222万3千円、除雪に係る委託料1千万円、町道改良工事費、用地補償を含めて351万円、文教施設整備基金積立金1億2,550万円をそれぞれ追加し、県補助金の交付決定に伴い、農地台帳システム改修経費について全体で236万8千円を減額いたすものでございます。

また、平成27年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜るようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,190万1千円を追加し、歳入歳出予算を6億9,018万円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては平成25年度千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金の返還金1,190万1千円を追加いたすものでございます。歳出の主なものにつきましては、上流処理区維持管理負担金等の施設管理費で310万円、公共下水道事業費で765万1千円を追加いたすものでございます。

続きまして、議案第62号「平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳出予算において、組みかえを行うものでございます。

内容について申し上げますと、歳出につきましては、特定入所者介護サービス費650万円、地域密着型介護予防サービス給付金100万円を追加し、施設介護サービス給付費650万円、地域密着型介護サービス給付金100万円を減額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から12月7日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から12月7日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定

いたしました。

次回は12月8日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時09分)

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 高齢者福祉についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (2) 人口減少についてほか | 窪田 英子 議員 |
| (3) 坂城町名誉町民についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (4) 災害時の対応についてほか | 入日 時子 議員 |
| (5) 山村町長2期目の出馬についてほか | 宮島 祐夫 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 質問者はお手元に配付しましたとおり11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いします。

それでは順番によりまして、初めに7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 高齢者福祉について

イ. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進み、国においては2015年には4人に1人が65歳以上になると言われていますが、坂城町では既に今年4月現在での高齢化率は31.29%で、全国平均をはるかに超える速さで高齢化が進行しています。誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けたいと願っています。そして高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、地域における高齢者の保健福祉全般にわたる重要な計画です。

今年はその3年ごとの計画の最終年に当たりますが、目標に対してどのように評価をしているのでしょうか。またその結果を踏まえて27年度からの計画に、新たに加える事業や見直す事

業があるでしょうか。

次に、介護保険事業計画では、今後3年間の介護保険認定者数の見込みから、サービスの利用状況の予測をして65歳以上の1号被保険者の保険料を算定しなければなりません。計画策定の途中ですが、保険料の算定についてどのような見通しをされているのでしょうか。また2015年、介護保険法改正の中で低所得者の保険料軽減が拡大されるということでしたが、消費税の増税が延期になったことにより影響はあるのでしょうか

次に、高齢者福祉計画は、介護保険を含めた全体にかかわる内容で、介護保険を健全に運営するための重要な計画です。特に、高齢者がみずから健康を守る意識を高めるための事業を計画に入れ実行してほしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

ロ. 介護保険制度改正への対応は

団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、国は持続可能な社会保障制度の確立を図り、来るべく大介護時代を乗り切るために医療介護総合確保推進法を成立させました。これにより介護保険は一部給付が縮小され、町が担う支援事業の重要度が増すなど、大きく見直されます。今までに何回も説明されていますが、見直される主な点は、一定以上の所得の人は利用料の自己負担が2割に、次に高額介護サービス費の限度額の上限も引き上げられます。所得の低い人へは、保険料の軽減率が拡大され、負担が軽くなります。

次に、要支援1・2の認定者を対象の介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が町の事業に移され多様なサービスが可能に、また特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上になります。施設の部屋代や食費の補助の認定も厳しくなります。今、サービスを受けている人やご家族の皆さんの不安は大きいと思いますが、特に市町村に移行される事業について、9月定例会の同僚議員の質問に対し、介護サービスが低下することがないように検討するが、国のガイドライン案の中での検討なので、今後変更もあり得るとの答弁でした。そこで国からのガイドラインは示されたのでしょうか、その内容はどうか。今まで案で検討してきた内容との違いはあったのでしょうか、お尋ねいたします。

ハ. ふれあいの居場所づくりについて

この11月4日、社会文教常任委員会では、ふれあいの居場所から広がる地域住民同士の支え合いを掲げ、住民主体の居場所づくりを実践している群馬県富岡市で研修をしてまいりました。この事業の特徴は、年齢や性別を問わず、誰でも気軽に集い自由な時間を過ごすことができる場所として、住民が主体となって立ち上げ、自治体は運営を側面支援しています。

現在は18の拠点で、サロン、趣味の活動、相談、イベントなどを実施しています。この事業を通して地域資源を活用し地域力を高め、住民同士が支え合う体制を強化し、地域包括ケアシステムを実現させたいというものです。運営主体は、個人、区の役員、社会福祉法人、NPO法人であったりさまざま、また運営場所も個人の家、地区公民館、空き家を借りて、また特

別養護老人ホームの交流スペースなどです。運営日も月2回、毎日、また週2回、随時など自由な方法で運営されています。

ここでは平成23年度に、「始めてみませんか？ふれあいの居場所づくり」というチラシを全戸に配布しました。その後、三つの地区で居場所づくり勉強会を開催、これには延べ165名が参加しています。24年度には立ち上げ希望者の勉強会、現地視察、市の補助金制度の創設、居場所のPRをして25年7月、12カ所の居場所が活動を始めました。

富岡市の立ち上げの経過を申し上げましたが、坂城町でもふれあいの居場所づくりができませんでしょうか。富岡市では、実践者のネットワークから今地域包括ケアのまちづくり実行委員会が設立されています。ボランティアや生きがい活動などに興味があると思っている人の背中を押してほしいのです。お考えをお聞きます。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは、私からは1番目の高齢者福祉についてのロ介護保険制度改正への対応はというところで、お答え申し上げます。

高齢者福祉につきまして、ロの介護保険制度改正への対応はを中心に全体的な考えをお答えいたします。今もお話ありましたが、坂城町における12月1日現在の65歳以上の高齢者人口は5,004人、高齢化率は31.9%となっており、年々増加している状況であります。

また国立社会保障・人口問題研究所において、全国の市町村別人口を推計し、平成25年3月に公表したのによりますと、坂城町の高齢化率は団塊の世代が75歳になる平成37年には36.3%に達すると予想しております。国におきましては、これから迎える超高齢化社会に向けて持続可能な社会保障制度の確立を図るため、さまざまな制度改正を予定しているところであります。町におきましても、国から示される指針等に沿いまして、平成37年のこの状況に向けて準備をしていきたいと考えているところでございます。

現在、町では、住みなれた地域の中で生きがいと安らぎのある生活を送ることができるよう、介護保険制度を利用したサービスのほかに、介護用品購入費支給事業や寝たきりお年寄り等を対象にした訪問理美容サービス利用券の交付、また介護者への支援を目的とした介護慰労事業など、さまざまなサービスを行っております。

高齢者が増加する今後におきましては、これらサービスの需要がますます増えることが予想されます。町におきましても、さらなるサービスの発掘に向けて高齢者福祉にかかわる坂城町社会福祉協議会や町内の介護保険サービス提供事業者、民間事業者、ボランティア団体、またまだまだ動ける元気な高齢者の方々等、地域における多種多様な資源を活用し、地域包括支援センターを中心に、高齢者の方が安心して生活できるような支援体制を検討してまいりたいと考えております。

介護保険制度改正への対応はについてでございますが、今回の制度改正では、要支援認定を

受けた方の訪問介護サービスと通所介護サービスを市町村が行う新しい総合事業の中で実施する方向性が示されております。詳細につきましては、国からガイドラインが示される予定であります。いまだ、案の段階であり今後変更もあり得ることをご承知おきいただきたいと思います。

事業の実施方法といたしましては、町が介護保険サービス提供事業者を指定し実施する、現在の保険給付と類似した方法と、それ以外の多様な方法が示されております。多様な方法につきましては、県等の指定を受けた介護保険サービス提供事業者以外の民間事業者やNPO法人等に町が委託し実施する方法やボランティア等住民が主体となって行う活動などへ町が助成して実施する方法などが想定されております。

事業における人員、設備、運営に関する基準について、それぞれ市町村で定めることとされておりますが、現在の保険給付と類似した方法による実施においては、利用者にとってサービス低下とならないよう、また混乱することのないよう、できるだけスムーズに移行できる方法を検討してまいりたいと考えております。また、訪問介護等のサービスを受けた場合のサービス単価や利用者負担割合につきましても、市町村が定めるとしていることから、現在の状況やサービスの内容を考慮し設定していきたいと考えております。

サービスの利用に当たりましては、介護認定により要支援の認定を受けた方と日常生活の様子をご本人がチェックする基本チェックリストにより、対象となった方が地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき利用することとなっております。

新しい総合事業におきましては、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるようなケアマネジメントに心がけ、心身機能、活動、参加をバランスよくアプローチしながら努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（天田君） 初めに、イの高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についてお答えをいたします。

高齢者の方が、住みなれた地域の中で生きがいと安らぎのある生活を送ることができるよう、介護保険制度によるサービスの提供や高齢者にかかわる福祉サービスの推進を図るため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。

この計画は、市町村において国から示される基本指針に即して3年ごとに作成するとして、老人福祉法及び介護保険法に定められており、今年度は第5期計画の最終年度となります。第5期計画におきましては、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される地域包括ケアの実現が新たに位置づけられたことにより、その中心となる地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議やケアマネジャーとの連絡会を定期的を開催し、介護に関する情報の伝達や事例検討を通じ、地域の連携に努めているところでございます。

さらに、ご家族の同意のもと、医療と介護の連携連絡票という県内共通のシートを使い、主治医と連絡をとるなど、医療との連携にも努めております。また、地域包括支援センターを役場福祉健康課内に移動したことにより、さらなる情報の共有化が図られ、より円滑な行政サービスの提供や地域との連携が図られております。

高齢化の進展から特別養護老人ホームへの入所を希望される方が多いことや、身近な地域にある施設に入所したいとの希望が多いことを踏まえまして、今年度4月には新たに20床の特別養護老人ホームが開設されました。今年度（同日「来年度」の訂正あり）以降の第6期事業計画におきましては、平成27年から29年の3カ年だけでなく、平成37年までのサービスや給付、保険料の水準も推計することにより、中長期的な視野に立った施策の展開が求められております。

計画策定に当たりましては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、行政関係者等のご意見・ご要望などをお聞きする中で、今後さらに検討を進めてまいります。先ほどの町長の答弁にありましたとおり、高齢者の方ができるだけ長く自立した生活が送れるよう、地域におけるさまざまな資源を活用したサービスを発掘し、高齢者福祉にかかわる事業所等と連携をとりながら支援体制を整えていきたいと考えております。

来年度以降の第1号被保険者の保険料につきましては、今までのサービス利用実績や人口推計からの今後の見込み、また、これから決定してくる制度改正等を考慮し算定していくこととなりますので、現時点では具体的な額は申し上げられません。

第6期からの保険料につきましては、消費税を財源として公費を投入することにより、低所得者の保険料を軽減するとされ、具体的な軽減の幅等は国において政令で規定するとなっておりますが、いまだ示されておられません。消費税増税が延期されたことにより、軽減幅が狭まる可能性がございますが、影響については今後の国の通知によるところでございます。

次に、健康を守る意識を高める事業の実施についてでございますが、高齢者の皆さんご自身が健康を守る意識を高めていくことは、介護予防の観点からも重要なことでもあります。要介護認定を受けるに至った原因の大半を脳血管疾患と運動器疾患であるロコモティブシンドロームが占めていることから、70歳の誕生日を迎えた方を対象とし、特に脳の血管を守る血圧の管理の重要性を学習していただく健康教室や姿勢保持や筋力アップなどを目的としたストレッチ・ヨガ教室、高齢者の生きがい広場などを開催しております。健康づくりや介護予防の推進は、いつまでも元気で過ごすために大切なことと考えますので、第6期計画におきましても実行してまいりたいと考えております。

続きまして、ハのふれあいの居場所づくりについてお答えをいたします。

世帯構造の変化から単身世帯が増加し、地域での人と人とのつながりの希薄化が問題視されています。特に高齢者の社会的孤立は深刻な状況にあると言われております。こうした中、高齢

者ばかりでなく、誰もが利用できる身近な地域の居場所づくりの必要性が注目され、県内外でも取り組み事例も聞かれるところでもあります。居場所はただ単に孤立予防ばかりでなく、高齢者自身が支える側になることで、生きがいづくりの機会や世代間の交流の場としても期待されるものであります。

10年ほど前になりますが、町におきましては、住民の皆さんの交流の機会や支え合う場所づくりを目的とし、町並びに社会福祉協議会の立ち上げ支援により、地域ふれあいサロンとして地域住民みずから運営する19の地域グループが発足し、それぞれ独自の企画による例会を月1回程度開催し、交流を図っておられます。その名称は、ねずみのお宿とかだいこんの里など、それぞれの地域に合ったネーミングとなっております。

例会では、健康体操やレクリエーション、茶話会、料理教室、手芸、季節の行事など趣向を凝らした地域独自の内容もあり、大勢の皆さんにご参加していただいております。また地域グループからの要望により、地域包括支援センターから健康運動指導士や歯科衛生士、栄養士、保健師などを派遣し、運動や口腔、栄養、認知症予防などに関する学習会も開催をされております。こうした地域グループの取り組みが全地域に広まり、高齢者の生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりや地域の人同士のつながりを深める場になるよう、町並びに社会福祉協議会において地域グループの立ち上げや活動への支援を、地域包括支援センターでは健康や介護予防に関する学習の機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

済みません、ちょっと答弁で誤りがございましたので訂正をさせていただきます。答弁の中で、今年度以降の第6期事業計画と申し上げましたが、来年度以降の第6期事業計画でございます。大変申しわけございません。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

イの高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についてですが、今、ご答弁の中で、新たな取り組みという関係の中で、医療の連携についてというお話がございました。その連携について具体的な形ができていのかどうか、お尋ねいたします。

それから、27年度からの介護保険料の見込みについてですが、今後のサービス見込み量などを算定する中で決定していくとのことでした。12月は新年度予算の作成に入っている時期です。おおよその予定は立っていると思いますが、27年度からの保険料の基準額は今までより高くなるのか、また引き下げられるのか、どのような見込みをされているかお尋ねいたします。

それから、町民全員が自分の健康は自分で守るという意識を高めて、健康なまちづくりを進めることが、高齢者福祉の向上につながるというふうに思っています。町長招集挨拶の中で、国保の特定健診受診率の向上のための40歳スタート健診、また健康づくり講座を11月から始め、健康増進のための啓発に努めているとありました。その内容についてお伺いいたします。

次に、今年6月から介護予防事業のミニデイサービス、生きがい広場が北日名公民館で実施

されています。町から委託を受け、社会福祉協議会が運営をしていて、私も参加していますが、そこでみんなが楽しみながら体操をしています。全町民が簡単に取り組める健康体操を考えてはどうでしょうか。これは町長にお答えいただきたいのですが、坂城町の歌ができました。この歌に合わせて健康体操、あるいはねずこん体操もありだと思えます。有線放送で3時に流したり、行事などでちょっと行ったり、この体操から健康について全町民が関心を持ってもらいたいというふうに考えています。以上、お考えをお聞きいたします。

福祉健康課長（天田君） 初めに、医療との連携について申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように、医療と介護の連携連絡票ということで、それぞれの主治医の先生方とは常に連携をとるような形に努めております。また、認知症の関係につきましては、町また町社会福祉協議会、また医師会、地域包括支援センター等々で認知症の連携ということで勉強会、事例検討会等も行っておるところでございます。また町内の医師会、歯科医師会の先生方とも定期的な連絡をとっておりまして、特に3月におきましては、そちらのほうの会との行政との懇談会ということでやらせていただいております。

続きまして第6期の保険料についてでございますが、やはり先ほども申し上げましたとおり、人口の増とかサービスの利用見込みの増とかということで、非常に保険料が増えてきているところでもございます。また認定者の数につきましても、第5期の認定者状況について640人ぐらいだったものが、今年の9月の末現在ですけれども687人ということで、こちらにつきましても増えてきておりまして、それに伴います保険給付も非常に増えているような状況でございます。また国におきまして進めている介護保険制度の改正では、来年8月から一定所得者の方以上の医療者負担額を2割にするというような、こんなことも考えられておりますので、このあたりをいろいろ検討する中で、現時点では保険料が増加額になる要素がある一方で、減額になる要素もあり、算定できないような状況であるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

続きましては保健センターの所長のほうで答弁をさせていただきます。

保健センター所長（村田君） 私から、40歳スタート健診の目的と訪問状況について、それから地区の健康づくり講座の目的等についてですが、今年度開始しました40歳スタート健診の対象者は42人で、集団特定健診開始前の4月から5月に家庭訪問による受診啓発をいたしました。40歳スタート健診は、特定健診の開始年齢であります40歳の方が特定健診を受けて自分の健康状態を知り、健診結果から生活習慣のバランスを見直して、生活習慣改善のきっかけとすることを目的としております。

訪問状況についてでございますが、対象者本人との面接が11人、家族との面接が23人、お会いすることができず、文書で受診勧奨をした方が8人ございました。本人または家族の方と直接お話しできたのは34人で全体の81%です。10月末までに特定健診を受けられた

14人の訪問状況を見ますと、本人との面接が5人、家族との面接が7人、文書での受診勧奨が2人でございます。直接本人や家族とお会いして、特定健診の必要性についてお話しすることで、特定健診についてご理解いただき受診につながったと考えております。

地区健康づくり講座についてでございますが、受診率65%達成を目標としまして受診勧奨に努めているところでございます。昨年度は各課と連携いたしまして、会議等において受診啓発をしてまいりました。今年度は、各課との連携を図るとともに地域に出て住民の方々と交流を図る中で、健康づくりと健康受診の啓発を実施しております。この健康づくり講座は、11月から全地区の公民館において順次実施しているものでございます。区民の皆様と健康と食事についてともに考え、生活習慣病の発症を予防していくこと、そして健康づくりの第一歩となります特定健診の受診啓発を目的としております。

この内容でございますが、ご自分の血液検査結果等をお持ちいただき、その結果をもとに血管と脳を守り生活習慣病を防ぎ、そして血管と食べ物の関係について、町の保健師、栄養士がお話をさせていただいております。また希望者につきましては、血圧測定、体脂肪測定等のヘルスチェックをあわせて実施しております。

坂城町の歌について、体操をとということでございますが、これにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

7番（西沢さん） 今、坂城町の歌に合わせてという質問をしましたが、それについては保健センターでですか、今後検討させていただきたいと思っております。

それから、保険料の見込みについての件なんです、上がる要素もあり下がる要素もあるということですので、何とも言えないという状況、それから消費税の増額の問題についてもまだ決まってきていないという状況ですので、どうしようもないと思っておりますが、町でさらに介護保険制度の運営に努力をして、できるだけ上げない方向で進めていただきたいというふうに思っています。

それから健康づくりの関係で、今40歳スタート健診についてお伺いしました。42人のうち特定健診を受けた方が14人ということで、ある程度の効果はあったかなというふうに思います。今度さらにこのスタート健診を継続していただきたいというふうに思います。

それから健康づくり講座ですが、この全地区で健康づくり講座を開設していくということですが、ここで各地区の保健指導員さんはどのようにかかわっているのかという点について、お伺いいたします。以上、お願いいたします。

保健センター所長（村田君） 健康づくり講座に保健指導員さんにかかわっていただいている部分でございますが、各地区ごとに日程を調整させていただきまして、内容、それから日時等詳しい開催のお知らせについて、地区の保健指導員さんを通じまして全戸に配布をさせていただいております。保健指導員さん方も昼間、平日の午前中に実施しておりますので、時間、ご都合

のつく方には、積極的に自主的に参加していただいている状況でございます。出席につきましても、各地区の保健指導員さんがお声がけをいただいている保健指導員さんもいらっしゃるということでございます。

それから、体操についてですが、各課と連携して全庁で考えて検討していきたいと思っております。以上です。

7番（西沢さん） それでは、口の介護保険制度改正への対応はについてですが、これについても、まだガイドライン案しか示されていないということで、詳しい話にはならないんですが、今、ご答弁の中にありました今までと同様の方法でいく場合と、それから民間、NPO、ボランティアの皆さんのいろいろな関係する団体と支援体制をつくっていくというようなお話でございました。この支援体制をつくっていくという中で、住民同士が支え合う基盤づくりという観点に立っての新たな事業、これ地域支援事業の中でそういう検討はできないでしょうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

福祉健康課長（天田君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、国のガイドライン案ということでお示しをいただいているところでありまして、今後この案が外れるのがなるべく早い時期であっていただければ私どもも非常にありがたいわけでございます。そうした中で、地域住民の方がいろいろな事業の中にかかわっていただいたり、また新たな事業が展開できるような、そんな内容もこの計画の中で、また今の計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 介護保険制度の改正についてですが、いろいろな面で制度改正、このままガイドライン案のままで制度改正が進んでしまうような気がしています。29年4月実施までの猶予期間ということですが、計画は今から立てなければいけないわけです。ですので、今ご答弁の中にも12月1日現在の高齢化率が31.9%という、また4月よりも高くなっているわけですよね。そういう中での介護保険制度ですので、サービスについては現状を落とすことなくというご答弁でございましたが、本当にそのことを大切に考えて進めていただきたいというふうに思います。

次に、ハのふれあいの居場所づくりについてですが、先ほど地域グループのお話がございました。この居場所というのは高齢者だけでなく、子供や社会とかかわりが持てない人など誰でもが対象になり、また障害のある人、子育て中のママ、いろんな人がかかわってこそ、地域のつながりができて高齢者福祉の考えの上にも効果が上がるというふうに考えています。

また、富岡市の補助制度は立ち上げ時に1カ所30万円を上限とし、1回のみです。この補助制度については、国・県の補助金を得て活用をしています。先ほどお話ししました北日名区の生きがい広場は、今年度だけです。あとは皆さんで運営するという話です。ぜひ続けたいと願っていますが、こんなときの人づくりの話なんです。もう一度このふれあいの居場所づく

りについてのお考えをお聞きいたします。

福祉健康課長（天田君） 生きがいの居場所づくりということでございます。やはりいろんな面で場所を提供していただく公民館さん等、非常に積極的に場を提供していただいて感謝申し上げているところでございます。また、そういう場についていろいろな皆さんにご参加をいただいておりますということにつきましても、改めてお礼を申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、私どもの課、また社会福祉協議会のほうでも立ち上げ支援とか活動の支援等を努めさせていただきたいと思っておりますので、なるべくそういう希望のある皆さん、また積極的に参加していただける皆さんのお声を私どもにお届けいただきまして、活動のほうの手伝いのほうも十分させていただければと考えております。

7番（西沢さん） 活動については、いろいろな関係の皆さんに協力をいただくということでございますが、人づくりの面については、ぜひ町が支援をしてほしいというふうに思います。

2. 子ども・子育て支援新制度について

イ. 保育園・幼稚園・児童館の対応は

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、子育て中の全ての家庭を支援する制度として、27年4月から実施されます。この制度について、関連の三つの条例案がこの議会に上程されました。新制度により教育、保育の場が大きく変わります。町内の保育園、幼稚園、児童館で変更になる点についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

子育て推進室長（宮嶋君） 2. 子ども・子育て支援新制度についての保育園・幼稚園・児童館はどう変わるかのご質問のうち、保育園・幼稚園についてお答えいたします。

全ての子供の良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子ども・子育て支援関連3法案が平成24年8月に成立いたしました。これを受け全ての子供たちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるためとする、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートいたします。新制度は、共働き家庭だけでなく全ての子育て家庭を支援する仕組みとなっており、地域のさまざまな子育て支援を充実させていくものであります。

新制度における保育園につきましては、就労などのため家庭で保育できない保護者にかわって保育する施設であり、働く家庭のための保育園としての位置づけでございます。そういった意味で現在と変わらないものと考えておりますので、今後も引き続き子供たちに安定した保育環境の中で、南条、坂城、村上の3保育園の公的保育を進めてまいります。

新制度における保育の必要量につきましては、パートタイム就労を想定しました保育短時間利用とフルタイム就労を想定いたしました保育標準時間利用に区分されます。保育短時間利用は最長8時間、保育標準時間利用は8時間保育を基本とし、最長11時間利用となっております。

す。保育短時間の利用の場合でも、保育時間が最長8時間となることから、現在の保育時間と変わらないものと考えております。

新制度における幼稚園、保育園等の施設利用を希望される保護者の方には、満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合の1号認定、満3歳以上で保育園等での保育を希望される場合の2号認定、満3歳未満で保育園等での保育を希望される場合の3号認定、この三つの認定区分のいずれかの認定を受けていただくことになります。

保育園を利用する場合の手続の流れにつきましては、町に保育の必要性の認定申請と保育園の利用希望を同時に申し込みます。これは今までの入園申請と同じでございます。その後、町は提出された書類により認定書を交付いたします。申請者の希望と保育園の利用調整をした後、利用先の保育園を決定し、契約の運びとなります。このように新制度での手続につきましては、これまでの手続の時期や流れが大幅に変わるものではございません。

続きまして、幼稚園についてでございますが、新制度における私立幼稚園の選択肢として、現在の私学助成金制度を受ける幼稚園として運営していく方法と、新制度のもとで施設給付費を受け運営していく方法のどちらかを選択することができます。当町におきましては、坂城幼稚園さんがその対象となりますが、坂城幼稚園さんの意向といたしましては、今後も今までどおり、私学助成を受け運営していきたいと伺っておりますので、今までと何ら変わることはないと思われま

しかし、今後もし、新制度により幼稚園が運営を行うと仮定いたしました場合、幼稚園を利用する手続の流れについて申し上げますと、まず直接幼稚園に申し込みをいたします。次に、幼稚園から入園の内定を受け、幼稚園を通じて利用のための認定を町に幼稚園が申請いたします。その後、町からの認定書が幼稚園を通じて交付され、幼稚園と契約し利用開始という運びになります。また、保育料につきましては、町が決めた保育料を幼稚園に納付していただくということになります。

新制度による幼稚園の利用までの手続の流れにつきましては、保護者の皆さんからいたしますと、現在の利用と大きく異なるものではないと考えております。子育て家庭がニーズに合わせて幼稚園、保育園などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談、援助等を子育て支援センターや福祉健康課福祉係が窓口となって支援してまいりたいと考えております。

次に、保育料についてでございますが、新制度における保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めることとされております。国が定める上限額は、おおむね現行の私立幼稚園、保育所の実質的な利用者負担と同額程度としております。また、新制度では幼稚園に支払う保育料が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みとなり、各市町村が認定区分ごとに市町村民税額の階層区分別の保育料を定めることとなります。

現在、検討を進めており、保育園等運営委員会においてご協議いただくこととなりますが、大きく分けて幼稚園の保育料、保育園の保育標準時間保育料と保育短時間保育料を設定して定めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） 子ども・子育て支援新制度についての児童館について答弁申し上げます。

児童館で行っております放課後児童クラブ事業につきましても、いわゆる子ども・子育て支援関連3法の施行による児童福祉法の改正に伴い変更されることとなります。

児童福祉法の改正により大きく変更となる点につきましては、対象児童の学年が拡大されることでございます。これまで対象者については、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者と規定され、小学校3年生までとされておりましたが、法改正により「おおむね10歳未満の」という部分が削除され、実質小学校6年生まで拡大されることになっております。また、今回の法改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえ市町村の条例で定めることとされました。

町の条例で定める主な基準といたしましては、五つが挙げられます。一つ目、設備につきましては、遊び・生活の場としての機能や併用するための機能を備えた部屋等を設置し、それら専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上としてしております。専用区画とは、具体的には遊戯室、集会室、図書室、そして静養室が該当してまいります。現在の児童館では、遊戯室・集会室等の専用区画を設置しており、それらの合計面積を1人当たりの基準面積で逆算定しますと、おおむね90人となります。

小学校6年生までの受け入れにつきまして、今後募集を行っていくこととなりますが、現在の児童館の施設では基準面積的にはクリアいたしましても、実際には手狭になることが予想されます。登録申請の状況にもよりますが、対象者が多くなることが見込まれますので、現在、小学校の体育館、教室等の活用について検討しているところでございます。

二つ目、児童の集団の規模につきましては、一つのグループの児童の数はおおむね40人以下としております。現在当町の放課後児童クラブは既に40人以上が利用していることから、児童クラブごと二つのグループが想定されるところです。三つ目、職員につきましては、グループごとに支援員を2人以上配置しますが、その一部を補助員で代替することが可能であります。

四つ目、開所日数につきましては、原則として年間50日以上としており、現在におきましても250日以上の開所を行っておりますので、この部分は現行の運用を変わらずに移行できると考えられます。五つ目、開所時間につきましては、小学校の授業の休業日には原則1日につき8時間以上とし、平日には原則1日につき3時間以上とするものであります。現在も長期

休業日等には10時間、平日には6時間として運営を行っており、開館時間についても現行の運用で移行が可能であると考えております。

以上が町で定める主な基準となりますが、放課後において保護者等が不在の児童に対する支援の制度改正に対応できるよう、必要な準備に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

7番（西沢さん） イの保育園・幼稚園・児童館の対応はについて、2回目の質問をいたします。

認定こども園や家庭的保育については、坂城町で行われたいという内容で、申し込みの手順が少し変更になるということと、時間設定が変わってくるというような内容でございました。

そこで保育料についてですが、今のところ国の基準について上限の範囲内で町が定めるということでございます。子育て世代を応援する施策を少しずつ進めてきて、ここで保育料が大幅にアップするという事になれば、今まで何のための施策であったかというふうに思います。町では、上限の範囲内ということなのですが、それでは実際に町ではどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

それから、児童館の関係についてですが、いろんな制度改正の中で、対象が小学校6年生まで拡大されるということで、今いろんな施設などの面で検討していると思いますが、実際に来年の4月からそれが拡大した形で行えるのかどうか、その辺の見通しだけお伺いいたします。

子育て推進室長（宮嶋君） 新制度における坂城町の保育料の軽減については、どう考えているかということですが、お答えしたいと思います。

子ども・子育て支援新制度における教育保育の利用者負担となる保育料は、国が定める基準額を上限として市町村が定めることになっております。国が示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として世帯の所得状況、そのほか事情を踏まえて基準額が示されております。基本的には現行の幼稚園就園奨励費や保育園の保育料を反映した内容となっております。また、保育料は従来の所得税額でなく、新しく市町村民税額をもとに階層区分別を設定することになっております。

今後、保育園等運営委員会においてご協議いただく中でございますが、現在の保育料と比較して保護者負担が急増しないよう配慮し、国の基準額をもとにできるだけ公平な負担になるよう調整してまいりたいと、保護者の皆様には大きな負担が生じないよう階層区分を含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） 児童館の来年4月からの運用の見通しというような状況でございます。今後、募集人数を把握してまいるところではありますが、現在学校とも体育館、教室等の活用についての打ち合わせをさせておりますので、4月から新制度に対応ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 3. 空き家対策について

イ. 新たな取り組みを

総務省の調査による昨年10月時点での全国の空き家の数は、820万戸、住宅総数に占める割合は13.5%で過去最高と発表されました。長野県は19.8%で5年前の調査より0.5ポイント増えています。国は、空き家を地方自治体が借り受け、改修して子育て世代などに貸し出す取り組みを促す方針ということです。この方法を町もということではありません。ただ、国も放っておけないということだと思います。

6月の定例会でも質問しましたが、空き家といっても個人の財産に踏み込む問題なので、そこは難しく、独自調査は考えていないとの答弁でした。今回のふれあいの居場所づくりの中でも、空き家を利用して立ち上げている例が何件かあります。坂城町の空き家対策について2点お尋ねいたします。

昨年10月調査について、坂城町の状況はどうであったか、また役場庁内での取り組みの状況についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（荒川君） 昨年行われました住宅・土地統計調査の関係でございますけれども、本年7月の29日に速報結果が出されたところでございまして、まだ市町村集計には至っておりません。

次に、町の空き家対策の取り組みの状況でございますけれども、本年8月の8日以降、これまでに3回、役場内全部の課にかかわる案件ということで、対策会議を行ってまいりました。具体的には空き家となってしまう要因や背景、また関係法令の確認、近隣自治体等の取り組み事例など共通認識を図ろうということで会議を行っております。

この中で、あわせて空き家の苦情が寄せられている状況を把握するために、現地調査も一度行ったところでございます。各課で出された意見をそれぞれまた持ち帰って再度発表し合い、調査研究に取り組んでいる、そんな状況でございます。

7番（西沢さん） 今、空き家対策の状況をご答弁いただきました。昨年10月の状況についてはまだ速報ということで、町の状況には至っていないということですので結構です。

空き家対策に関する条例を持っている自治体は全国で355あり、そのうち96の自治体が撤去に対する補助制度を持っているという調査があります。ここで条例化への動きが加速されているということですが、庁内では3回の対策会議が開かれ、要因や背景、また現地調査もされているということです。この景観、また撤去とか利用について、今後も対策会議の中で十分検討され、町としての空き家対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

来年4月から子育てや高齢者の関係が大きく変わります。内容は複雑になり、町の財源は厳しくなり、子育て世帯や高齢者にとって生きづらい思いが膨らむのではないかと心配です。こんなときだからこそ、地域のつながり、支え合いが大切と思いました。町の積極的な後押しを

期待して、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時10分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、4番 窪田英子さんの質問を許します。

4番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

先日、車で高速道路に出ようとインターに向かいました。左先に点字ブロックをついで確認して歩いている方を見ました。急に万歳をしました。歩いてきた自分に万歳をしたのか、点字ブロック上を歩いたことに万歳したのかわかりませんが、なかなか見られない光景にぼうっとしていましたが、点字ブロックの草がきれいになり、歩けたことに感謝しているようにもとれました。ありがとうございますと私も心の中で言っていました。

では質問に入ります。

1. 人口減少について

イ. 人口減少の対策は

日ごろ生活している中で、私たち議員になる前から、この人口減少は起きていて一般質問が出ていた。子供を育てることは大変なことで、子育ての支援の充実はもとより、人口減少対策に至っては経済も何もかも明るい話題は起きない。高齢者も増え真剣に考えていかなければ明るい未来は訪れない。主婦が生活を守るため働きに出ている3人目の子供が預かる場所がない。中途入所の場合、託児所も充実していない。出産のできる病院もない。地元で安心して子供を育てる環境を整えなければ人口増はあり得ない。

また、若者が坂城に定住したいという魅力あるまちづくりが必要だ。坂城は若者の必要とするプールとかサッカー場とか体操教室が開かれるような器械体操の器具、トランポリンや鉄棒やマット、いろいろの設備も欲しい。他の市町村から見て坂城はいろいろあっていいなど、坂城に子供を連れて定住したいという魅力あふれる町にできないのか。

少子高齢化を食いとめるには、町としてどんなことを考えていますか。第3子以降の保育園児の保育料軽減の状況は。人気のあるまちづくりは。企業誘致し、若者の定住は。坂城町の若者・子育て世代支援プログラムの取り組み状況はどうなっていますでしょうか。

以上で1回目の質問、お願いします。

町長（山村君） 今、ご質問ありました1の人口減少について、イ人口減少への対策はということでございます。私からは全般的に坂城町が行っておる事業など含めましてお話を申し上げます。担当課長から補足説明をさせていただきます。

少子高齢化という、この言葉はどちらかというと悲観的なあるいはマイナス的なイメージに

捕らわれがちでありますけれども、地域社会の成熟化によりある程度の減少は受け入れられるべきものであり、長野県は全国的にもトップクラスの長寿県であるということでもあります。そういうことありまして、いつまでも元気でおられる人生経験豊かな皆様にもっともっと元気で活躍していただければというふうに思っております。

さて、生涯現役と申し上げると、いつまでも働かなくてはならないのかと苦言をいただくかもしれませんが、知識や技能、生きるすべなど、次世代を担う方々へ確実に引き継ぐという重要なお役目も担っております。

その一方で、少子化というのは、さまざまな価値観による多様性や雇用形態、生活環境など要因はさまざまであり、未婚化や晩婚化にはストレートにはなかなか立ち入りづらい問題でもあります。しかしながら、町では今年度、社会福祉協議会に委託しましてヤングヒューマンネットワーク事業を拡大して、先月には坂城町独自のいわゆる婚活パーティーというのを開催いたしました。引き続き相談機会の拡充や出会いの場づくりに努め、カップルが生まれ、坂城町に定住いただけるよう支援してまいりたいと考えております。

また、今年度から新たに不妊治療の助成制度も創設し、先ごろ配布をいたしました「広報さかき」12月号で再度本制度のご案内を申し上げ、ご利用の啓発を行っているところであります。

また、町内3保育園による保育機会の充実や各園はもとより、子育て支援センターによるお気軽にご相談いただける体制の整備、「坂城の子供は坂城で育てる」を合い言葉に、各小学校では工夫を凝らして子供たちの気づきを促す教育の充実に努めております。また、ALTを配した小学校からの英語教育や小学生による上海市嘉定区実験小学校との相互交流、本年度からは1泊2日の和平国際交流キャンプ等も坂城ならではの特色ある取り組みであります。

一方、先月20日に開催されました地域経済振興懇話会におきまして、町内の重立った企業経営者の皆さんから最近の企業活動の状況や設備投資などの近況、人材確保に関する支援、女性の働きやすい環境づくりに向けてのご要望などもお寄せいただきました。こういった機会からも常々経営者の皆さんが持つておられる坂城町に対する思いというものも感じられ、大変うれしく感じたところであります。

坂城町には、ものづくりからコトづくりに挑む切磋琢磨の旺盛な気概にあふれ、そういったマインドに支えられた雇用の場が数多くあります。今後もさまざまな角度から企業をサポートしていくことが、働きやすく住みやすい活力ある町をつくり、若者の定住にも結びつく魅力あるまちづくりへとつながると考えております。

一つの例示的な事案について申し上げたところですが、このほかにも若者や子育て世代に対するさまざまな支援をおのおのそれぞれの担当課で実施しております。しかしながら、こういった施策や事業について制度があります、事業がありますというようなアナウンスは行って

まいりましたが、情報の受け手でおられます町民の皆さんに、実際にサービスをご利用いただく方の目線で告知できていたのかどうかという反省に立ち、各課に関連する各種支援策を一つのパッケージとして、わかりやすくお伝えしご利用いただくために取り組んだものが若者・子育て世代支援プログラムであります。

改めて宣伝させていただきますが、これは坂城町で行っている支援策を町内外の方々に知っていただくため、またサービスをご利用いただきながら坂城町に住み続けてほしいとの思いから、昨年度6人の女性職員を含む坂城町の若者・子育て世代支援プログラム推進グループを立ち上げたものであります。女性ならではの視点を取り入れながら、これまでの各担当課が個々にPRを行っていた施策、支援策の情報を集約し、見やすいパンフレットの作成に取り組み、ご覧いただく方の状況や配布場所に合わせて3パターンを作成いたしました。

最後に、10月29日でしたが、平成26年度第3回坂城経営フォーラムにおいて、独立行政法人経済産業研究所所長藤田昌久さんの「全員参加で輝く坂城の未来を創ろう」と題したご講演が大変印象的でありましたので、お話したいと思います。

藤田先生は、事前に坂城町の工業発達史や現状を詳細に研究され、ご講演の前日から坂城町を実際に歩いての感想などを織りませ、坂城町の魅力を語っていただきました。演題にもありましたが、工業のみならず農業、商業といった産業、そして若者からご年配の方まで地域の皆さんが全員参加で坂城の未来をつくろうと締めくくられておりました。「今日からスタート」を合い言葉に4年目を迎えるチャレンジSAKAKIであります。常に新たな気持ちで臨みますよう、また職員ともども坂城町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

子育て推進室長（宮嶋君） 第3子以降の保育園児の保育料軽減の状況についてにお答えします。

昨年度までは、多子世帯の保育料につきましては、同一世帯から2人以上のお子さんが保育園や幼稚園等の施設を利用している期間に限り、年齢の高い順から1人目のお子さんは保育料基準額の満額、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料としていたところがございます。

少子高齢化が進み、これに伴う経済停滞が続く中、子供を産み子育てのしやすいまちづくりを目指して、平成26年度より今まで行っていた保育料軽減措置に加え、第1子、第2子のお子さんが小中学生以上になっても第3子以降のお子さんの保育料を半額とし、子育て支援の充実、子育て家庭の経済的な負担軽減の拡大を図ったところがございます。

本年度の対象となる家庭数は45世帯で、年間軽減額は総額で約600万円になる見込みでございます。今後もさらに、第3子以降の保育料の軽減事業の内容を知っていただくよう、入園のしおりや入園の申請のご案内などに、また町の広報誌、ホームページなどに掲載するなど、広く町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 先ほどの町長さんの坂城町支援策として、若者をこちらに連れてきたんで

しょうか。そこがちょっと、6人の女性を誘致することができたんでしょうか。

副町長（宮下君） プログラムの作成したときに、女性6人の職員を入れてチームをつくりました。実際に今、町内企業ですとか、お店にも置いていただく中で、一つ提案をいただきまして、逆に提案いただきまして、町営住宅の入居条件等につきまして、今まで例えば保証人が2人必要だということを、例えばそれを民間の保険会社に委託する形の中で、県外から20代の若い青年を、企業に勤める若い青年を新卒の青年ですけれども、町営住宅に住んでいただくことができました。

また、土地開発公社が販売しております住宅団地についても、今、既に1軒は建ち始めているという状況でありますので、あと申し込みが2件ほど増えております。そういった面での影響というのは少なからず出てきたということでもあります。また実際は企業の皆さんを回る中で、いろんな町への注文等お聞きする中で、町と企業が産業面だけでなく、いろんな情報を交流することが必要だということがわかったという中で、今後も展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

4番（窪田さん） はい、よくわかりました。ありがとうございます。

では1回目の質問を終わります。

2. 南条小学校改築工事について

イ. 音楽堂とは

南条小学校改築に当たって、この学校を卒業した人たちにとって思い出深い学校であったと思います。改築に当たってそれぞれに希望もあったと思います。とりわけ、坂城は文化センターは音楽の専用の建物でないため、音楽を愛する人たちにはなかなか満足がいかない状況と思います。その反響が小学校の音楽堂に多少なりと期待がいつているように感じ取れます。そんな点を質問したいと思います。

まず、一般の人たちの小学校の音楽堂の利用はどのように考えていますか。音の反響とか吸収力と防音について、どのように建築計画されているのですか。金管バンドで使用する楽器の収納は、音楽堂の窓ガラスは二重サッシとか防音ガラスか。それで、大人が参加する場合の椅子の形状や台数は。普通の授業の際、教室が大き過ぎ、冬は暖房はどのようになっているのでしょうか。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校改築工事について、イ、音楽堂について答弁申し上げます。

南条小学校改築工事につきましては、9月3日に起工式を行い、日々工事が進んでいるところでございます。建設工事は、まず安全確保の仮囲い等を施し、現在の高学年棟の一部を解体しました。続いて新校舎の基礎くい打設を行い、その後、現地に大型クレーンが設置され、北教室棟の西側の工区から基礎工事を始め、現在は管理・特別教室棟へ移行しており、今後は音楽堂基礎へと進む予定となっております。平成28年3月までに校舎建設、既存校舎解体、

グラウンド造成などを行う予定で工事を進めているところでございます。

音楽堂の利用についてであります。通常の音楽の授業を基本としておりますが、学年集会や全校集会、PTA集会や各種講演会、クラブ活動等にも利用できるものとし、収容人員は児童ベースで360人、大人ベースで300人としているところでございます。また、完成時には体育館と同じく学校行事などで支障がない場合については、社会開放できるようにして、町民の皆さんも利用できる施設として計画しております。

音楽堂の設計については、特に音響について考慮し、設計段階で東京と大阪の歌舞伎座や県内では軽井沢大賀ホール、現在建設中の長野市民会館など多くの音楽ホールを手がけた永田音響設計建築事務所にアドバイスをいただき、生演奏の音質が活かせる設計となっております。音楽堂の形状は、平面的には八角形として建築することで、音楽堂全体に均質な音が響くよう計画し、また壁は打ち壁を屈曲させ、吸音板と反射板をバランスよく配置したり、部分的に木製ルーバーを使用し、音質のよい空間となるように設計されております。

また、防音についてですが、音楽堂につきましては、鉄骨鉄筋コンクリートづくりとなっております。建物自体が防音性能の高い構造となっております。音が漏れやすい開口部についても比較的少ない部屋であり、出入り口の扉についても気密性を確保して音漏れの少ないものとしております。また、窓はグラウンド側に設置し、ガラスは複層ガラスとしてその窓に扉を設ける計画となっております。

クラブ活動で使用する楽器の収納につきましては、ベンチ式の座席の下の空間を利用した楽器収納庫や音楽堂横にも収納場所を配置するとともに、2階多目的室にも楽器収納棚を設置し収納スペースを確保しているところでございます。

なお、暖房についてでございますけれども、暖房につきましては、全熱の交換ユニット、あるいは1階、2階に空調設備を設置の予定でございます。部屋の容量を計算をしまして、それに対応できる機能の設備を設置する予定でございます。以上です。

4番（窪田さん） 音楽を専門にやっている人たちは、どういうふうになるのかねというのが一番心配だったみたいですので、今の説明を聞いて本当に安心しました。

3. 男女共同参画について

真の男女共同参画社会を実現するためには、家庭、職場、地域における男女共同参画の必要性を町民一人一人が認識し、行動していくことが重要です。このため、町民、企業、地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進に努めていきます。また男女共同参画の実現を目指す町内団体の活動支援を通して、男女共同参画の裾野の拡大を促進するとともに、全庁はもとより関係機関とも連携して効率的な施策の展開を図っていきます。

1、町民、企業、地域とともに。男女共同参画社会の実現のため、町民、企業、地域と課題を共有し、協働のもとに課題解決のため、施策の展開に努めます。2、団体への支援と活動の

促進を通して。女性の地位向上などを旨とする女性団体連絡会や町民の自主的な活動組織として設立された坂城男女共同みんなの会の活動を通じ、1人でも多くの町民が男女共同参画への理解を深め、家庭や職場、地域などの実践につながるよう支援をしていきます。3、男女共同参画センターの活用。男女共同参画施策の拠点として、男女共同参画センターの一層の活用を図ります。4、町内推進体制と積極的取り組み。

質問に入ります。

家庭内のことは余り表面化することがなく、昔ながらの男の人の暴力で悩んでいる女性も相談に来ます。家庭内のことなので、踏み込むことができず前進がありませんが、当人は悲しい思いをしています。町としてはどのように考えているのでしょうか。

男女がともに尊重し合い、一人一人が責任ある社会の一員としての個性と能力を十分発揮することが人間性あふれる豊かなまちづくりの礎となるのに、課題が残っている。町としての考えは、お願いします。

企画政策課長（荒川君） 町では、平成23年に第2次坂城町男女共同参画計画「パートナーシップさかき21」を策定いたしました。少子高齢化の進展と人口減少時代の到来にあって、社会経済情勢がさま変わりする中で、地域社会の連携や活性化等を図るため、さらなる取り組みが必要とされております。

男女共同参画社会の実現に向けては、参画の意識づくり、自律と協働で実践する参画のまちづくり、そして人権尊重と安心を基調とする環境づくりの三つを基本方針に施策展開を図っております。中でも、昨年来、坂城町の特性をより認識する中で、働く女性にスポットを当てた取り組みを行っており、本年度は県の元気づくり支援金をいただきまして、輝く女性パワーアッププロジェクトと称して、より身近な世代、子育て世代に訴える取り組みや、若い世代、夢や将来観などをお話し合いをしていただくような座談会、トークセッションを企画しております。

具体的には、現在町内の中学生、そして高校生を対象とした将来の夢、就職、結婚、子育てに関するアンケートを行っております。また無作為に抽出をいたしました20代から40代の現役子育て世代の女性を対象に、働く女性の支援に関するアンケートを実施しております。中学生、高校生の皆さんには、夢や目標を持って向かって、今取り組んでおられることや、将来のやりたい仕事、なりたい職業、結婚観や子育て観をお尋ねしています。働く女性の方々には、現在の雇用の状況や仕事の満足度、働くことの意義、働く上で重視することなどを伺っております。またその一方で、現在働いていられない方に対しては、働いていない理由や家事や育児などのご負担をお尋ねしております。

これらのアンケートは、町と連携協定を結んでおります長野大学の協力によりまして、集計分析を行い、来年年明けに予定をしておりますトークセッションや座談会に反映してまいりた

いと考えております。

若干宣伝も含めてお話をしたいと思いますが、まず、来年1月24日、土曜日でございますけれども、タレントで長野大学客員教授の三四六さんをインタビュアー、質問する方ですね、にお招きをいたしまして、「三四六が引き出す！坂城の女子力！！」と題して、夢に向かって挑戦する小松美羽さん、モデルの塚田理沙さんに加えまして一般の大学生、また現役世代の方もステージに上がっていただいて、夢や悩みを語り合い、集まった聴衆の皆さんがともに共有ができる、そういった場を計画をしております。

また、少し先になりますけれども、2月の14日、土曜日になりますが、やはり長野大学で男女共同参画をご担当されております古田先生をお招きをいたしまして、働く女性の座談会を計画しております。詳細につきましては、追って広報等でご案内をいたしますが、働いていらっしゃる方々、子育て世代のさまざまな声を伺える機会にしてみたいと考えております。

次に、家庭内の悩み事や相談についてでございますが、町では毎月心配事、定例でございますけれども、心配事相談や女性専門相談員による年3回の相談会を設けております。また、電話でもお取り次ぎができるような体制でございましたり、場合によっては県の男女共同参画センター「あいとぴあ」と申します。このほか、女性相談センターなどへのご案内もさせていただいておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

4番（窪田さん） 男女共同参画をちょっと、考え方をちょっとねじっているような方もいらっしゃると思いますが、男女共同参画はちゃんとこういうふうにして進んでいますので、結構1月24日などは大変魅力があるなと思いました。

ではこれで3問目の質問を終わります。

4. 自主防災会について

10月22日、中之条の自主防災会会長より、富山県富山市の四季防災館の視察参加の申し込みはと言われ参加しました。どんなところかなと予想していたら、本当に県がこのような大きな施設を持ち、びっくりするほど敷地といい訓練施設といい、体験設備も整っていて、画面に本物の消火器で火を消す消火をさせていただきました。地震の大きさによる震動や雨風の大きさを体験したり、煙の中を入り口から出口まで歩いたり、体験するすばらしさを知り、防災意識が高まった気がしました。町も煙の体験や人命救助等も実際にしてくれ、本当にあってはいけませんが、いざというとき迷わず思い出してスムーズにできるよう、いいことを学びました。

質問に入ります。

視察することにより、防災意識がより高まり、体験するすばらしさを学びました。町としてはどんなことを考えていますか。お願いします。

住民環境課長（金子君） 自主防災会についてお答えします。自主防災会は昭和56年4月1日に施行された坂城町自主防災組織設置推進要綱に基づき、地震や風水害による災害の防止、被

害の軽減を図るための地域住民による自主的な防災組織であり、町内27の全地区に設置されており、多くの自主防災会では区長さんが自主防災会長となる形で組織されております。台風による風水害や土砂災害、地震による災害が発生した場合、交通の遮断、同時多発火災などにより行政、消防、警察などの公的機関は十分に対応できない可能性があります。そのようなときに力を発揮していただくのが自主防災会のような地域の協力体制であります。

去る11月22日に、白馬村を震源とする震度6弱の地震、神城断層地震が発生し、家屋の倒壊により閉じ込められた方も地域の方々の活動により救出され、亡くなられた方は1人もおりませんでした。日ごろから災害に対する心構えやお互いに力を合わせて助け合う共助が大変重要であるということを改めて認識したところであります。

当町の自主防災会においても、隣近所、地域の住民が自発的に救出・救助活動や応急活動を行い、被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮できるよう、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚・連帯感に基づき地域における防災活動に積極的に取り組まれております。しかしながら、災害時だけではありませんが、いざというときに、思っていた行動がとれなかったという話はよく聞くところでございます。ふだんと違う状況の中、冷静にふだんどおりに行動することは、なかなか難しいことであります。どうすれば正しい行動がとれるか、想定どおりに動けるかは、やはり訓練や体験にあると考えます。

町においても、総合防災訓練時に消防署員や保健師の指導による初期消火訓練や負傷者搬送訓練、応急手当訓練などを行っており、多くの方々に経験していただけてきました。現在、町の総合防災訓練は参加型としておりますが、現行の訓練内容で町内4カ所を一巡いたしましたことから、来年度から地震の疑似体験ができる地震体験車の利用など、新たな訓練の取り入れも検討してまいります。

また自主防災会では、初期消火訓練や土のうづくりなど、独自に防災訓練を行ったり、救急カプセルの導入、自主防災会だよりの発行、防災に関する視察研修などを実施されておりますので、町において各自主防災会の活動状況を把握し、他の自主防災会の活動の参考にさせていただけますよう、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。町では、自主防災会からの出前講座や防災訓練などの実施要請について積極的に支援をさせていただいているところでございます。各自主防災会による視察研修につきましては、町は視察先の情報提供や申し込み等についてお手伝いをさせていただきます。今後も自主防災会が自主的に活動できるようサポートしてまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 大変緻密に計画されており、私たちも自主防災会に協力して、これからも事前に防げるよう、住民たちが努力していきたいと思っております。

では4問目の質問を終わります。

5. 空き家対策について

児童館に更生保護でカレーをつくり、学童保育の子供たちに昼食に食べてもらいました。その休みのときに、話題が夫婦でいる間はいいけれども、1人になると病気にでもなったら子供たちのところへ行って面倒を見てもらわなければと会話があり、誰も住んでいない雑草の生えた空き家がさみしく見えました。家財道具はあるので片づくわけもなく、そのまま放置せざるを得ない。若いころから必要でないものを処分していけばいいのに、人間せっぱ詰まらないと片づけることができない。そんな空き家が点々としている。個人のもので強制もできず、成り行きに任せるしかないのか。町にそんな空き家届をするようにして、借りたい人に貸してやったりして町の人口を増やすのもいいし、あいている部屋なので、安く手に入れば都会の人にも長寿県の長野にもやってくるかもしれない。人口を増やすことと空き家を有効利用できたら、この上もない、本当に安くが一番で利用したら。

質問に入ります。

町外に宣伝し、外から町内の人口増加は。町としては、実態調査は。改修費の補助は。空き家情報や活用システム提供は。県のホームページに登録したらどうか。これで5問目の質問を終わります。

企画政策課長（荒川君） 空き家対策についてであります。総務省が5年ごとに行う住宅土地統計調査において、空き家率の上昇が指摘されまして、昨年行われた25年度の速報集計においては、先ほどもございましたが、空き家率は過去最高の13.5%と報じられております。都道府県別で見ますと、空き家率が最も高いのは山梨県の22%、次いで長野県が19.8%となっており、いずれも別荘などが含まれた数値とはいえ、解消に向けた取り組みが求められております。

坂城町において現状、空き家に関する調査は行っておりませんが、適正に管理されていない空き家の対応について、近隣住民の方々から苦情が寄せられるケースがあり、一部状況の把握でありました。対応を図っているところであります。

空き家に関する苦情等の内容でございますが、草や樹木などの枝の張り出しや、蜂、ハクビシン等の苦情がございます。町から所有者あるいは管理なさっている方にご連絡申し上げ対応をお願いしているところですが、中には、住所移転により土地建物登記簿に記載の住所にお住まいでない場合、また相続人がいらっしゃらない、そういったケースもあり、対応に苦慮しているところであります。

次に、改修費用の補助でございますが、現行、空き家の改修を目的としたものではございませんけれども、身体障害等の負担軽減を図るための改修費用、改修助成でございましたり、平成25年度から27年度までの時限を定めました住宅リフォーム費用の助成制度があり、多くの方にご利用いただいております。

空き家対策は、所有をされる方の適正な管理が基本でございますが、相談窓口や居住可能な

空き家の利活用も取り組むべき大きな課題であり、国においても空き家の活用、適正管理を支援する仕組みや中古住宅リフォーム市場の活性化等も視野に入れた方針が打ち出されております。

空き家が、直ちに町外からの移住交流の受け皿とするには厳しい状況と考えますけれども、坂城町は他市町村からお勤めの流入就業者が流出の就業者よりも約800名上回っております。これは雇用の場が多くあり、坂城町に移り住んでいただける潜在的な需要もあるというふうにと考えると、考えるところでもございます。本年5月、若者・子育て支援プログラムにより坂城町の魅力を発信し、1人でも多くの方に坂城にお住まいいただくよう、利用者の目線に立ったパンフレットの作成をいたしまして、町内の製造業や金融機関などにご協力をいただいで普及、宣伝に努めております。

建設課長（青木君） 空き家の利用方法はのうち、空き家情報や活用システムの提供は、及び県のホームページに登録したらどうかについてお答えいたします。

現在、町では新年度に向けて空き家バンクの開設を検討し、準備を進めているところです。この空き家バンクは空き家の売買・賃貸を希望する空き家の所有者の方と、この地域に定住や定期利用を希望している方、双方の情報を行政等のホームページに登録いたしまして、空き家の売買や賃貸を行い、空き家の有効利用を図るものでございます。

空き家バンクは、まず行政と土地建物の専門業者である地域の宅地建物取引業協会、略して宅建協会と呼んでおりますが、これらの団体と協定を結び、空き家に関する情報を紹介する制度であり、売買等の契約交渉に関しては、協定を締結した宅建協会等の不動産売買の資格のある業者が行うこととなります。また近隣の市町村でも、空き家バンクを開設する動きが広がっており、県内でも多くの自治体が宅建協会等と共同で事業を進めております。

坂城町におきましても、現在、社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と今年度中の空き家バンクの協定締結に向け調整を進めているところです。

今後につきましては、この空き家バンクの情報を町のホームページに開設をし、県のホームページからもリンクができるよう、利便性を図りながら空き家等の既存の建物を有効に活用しまして、あわせて定住人口や交流人口の拡大による地域振興を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（窪田さん） 新年度に空き家バンクを考えてくれているということで、本当に安心しました。

では次の質問に入ります。

6. 高齢女性の体力について

文部科学省は、12日、体育の日を前に、2013年度体力・運動能力調査の結果を公表した。1998年度から調査対象に含まれる65歳から74歳の女性が同年代の比較としては過

去最高になった。高齢者は男女とも週1回以上運動する割合が約7割で、文科省は健康への意識が高く運動習慣が好成績につながっているとしている。子供の体力も引き続き向上傾向が見られた。ただ家庭内でテレビを見たりしていないで、スポーツをぜひ楽しんでできるようにしたら、寝たきりの病院生活等をしなくてもみんな楽しく老後を過ごせそうです。

質問に入ります。

1998年度からの調査で、同年代の比較で最高は。週1回以上の運動は。マレットやスマイルボーリング、バレー等をしてその人たちの体力測定はどうですか。これで質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 高齢女性の体力について、イ. 65歳～74歳の女性の体力について答弁申し上げます。

文部科学省は、10月12日に、平成25年度の体力・運動能力調査の結果を公表しました。この調査は国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、昭和39年から実施されているものです。

調査の対象は、小学生、中学生、高校生、高等専門学校生、短期大学生、大学生、20歳から64歳までの成年、65歳から79歳までの高齢者となっており、調査結果につきましては、文部科学省のホームページ等で公表されているものです。当初は12歳から29歳のいわゆる若者についての体力調査対象でしたが、平成10年からは対象が6歳から79歳と拡大され、現在に至っております。

体力調査の項目は、青少年、成年、高齢者で異なっており、高齢者に対する調査項目は、休まないでどのくらい歩けるか・走れるか、また正座の姿勢からどのようにして立ち上がれるか、あるいは立ったままでズボンやスカートがはけるか、シャツのボタンをかけた外したりできるかなどの日常生活活動テストのほか6項目、握力あるいは上体起こし、長座体前屈、目をあけての片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行からとなっております。

今回公表された運動能力調査は、高齢女性のうち65歳から69歳及び70歳から74歳が調査対象が拡大された平成10年以降最高、同年代の高齢男子に関しましても前回は次いで2番目の好成績となっております。また、ほとんど毎日運動する、週1日から2日程度運動する、月に1回から3回程度運動する、運動しないといった運動実施頻度別に体力テストの結果が示されております。スポーツの実施頻度が高いほど、体力水準が高いという関係は、男女とも高齢者のみならずほとんどの年齢で認められ、運動、スポーツの実施頻度が生涯にわたっての体力を高い水準で保つための要因の一つであると考えられております。

当町の高齢者に対するスポーツ行事として、年間を通じて毎月実施している月例スポーツ交歓会スマイルボーリング、4月から11月まで年8回実施しているマレットゴルフがあります。また、公民館スポーツ行事も世代間交流を目的に、大勢の高齢者が参加いただく分館対抗球技

大会では、スマイルボーリングを競技種目にしております。以前は、高齢者スポーツ交歓会では、ニュースポーツとして、カラーリングや囲碁ボール、グラウンドゴルフ等も実施していましたが、現在では人気の高いスマイルボーリングとマレットゴルフの2競技に淘汰された経緯がございます。

両競技とも高齢者みずからが運営に携わり、地区責任者となり人数の取りまとめや結果集計などにも加わっていただいております。参加されている皆さんは、循環バス等も利用しながら月1回の交歓会を楽しみにされ、平成25年度は延べ人数でマレットゴルフが406人、スマイルボーリングが1,396人と、大勢の皆さんが高齢者月例交歓会に参加しております。両競技とも体力を向上させるというよりは、健康づくりや生きがいづくりといった気持ちに張りを持たせ参加をされているものと思われまます。

今回の調査では、マレットゴルフやスマイルボーリングが高齢者の体力向上にどう影響しているかといった個々の競技に関するデータは示されていなかったところがございます。マレットゴルフやスマイルボーリング、バレーボール等をして、その人たちの体力測定もどうかというご質問でございますが、高齢者のスポーツであるとともに生きがい活動の場であり、また仲間と楽しく過ごす場でもありますので、数値に頼った推進というよりはご自分に合った趣味、趣向の中で参加された皆さんの口コミや友人からの呼びかけ等で、より大勢の皆さんの参加が得られ、健康づくりの一助になればと考えるところでございます。以上です。

4番（窪田さん） そういう考え方もあるということがよくわかりました。数値だけに頼らないで本当にお友達に誘われたら、行って遊んで帰ってくるという、そういうスポーツもいいかなと、本当に今思いました。

これで、私の6問目の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時20分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、国は、また前回と同じように1年で一番忙しいこの暮れに、全国の市町村が12月議会の会期中であるのに、そんな地方のことは全く無視をして、衆議院議員の選挙を始めております。今回の解散は安倍総理の言う、経済政策アベノミクスが間違っているかを問う、アベノミクス解散であるという、アベノミクスを持続させるため、消費税の増税を2017年4月に延期をする変更を決断したのだから、国民の審判を仰ぐという理屈であります。

消費税増税の延期に反対する人は、私は余りいないと思います。選挙の争点をアベノミクスに絞ることにより、集团的自衛権、憲法改正、原発問題といった国の未来であり、孫子の将来にかかわる重大な論点が隠されてしまっているように私は思います。現在は、一強多弱といえますか、政権交代可能な2大政党から大きくかけ離れてしまい、野党側も経済政策を競い合うところに乗っかってしまい、争点がぼけて曖昧なことになっており、有権者にはっきり対立の軸を示せなくなっておると思います。

野党には、国家やこれからの社会の根本的なあり方を示し、選挙戦を戦ってもらいたいものがあります。それが我が国が目指した2大政党を再生させる筋道であると思います。全くこの国のていたらくを見て、日本中の地方議員が声をかけて地方党を設立して、国会に乗り込んでいこうなんて考えているのは、私だけでありましょうか。

坂本龍馬ではありませんが、もう一度、この国を洗い直さなければならない、まさに洗濯をするときが来ていると思うものであります。

さて、質問に入ります。

1. 坂城町名誉町民について

イ. 名誉町民条例の1条改正を

坂城町名誉町民条例は、昭和37年6月1日に制定されており、約五十数年、半世紀ほど経過しております。目的である第1条を読んでみますと、坂城町名誉町民条例であります。目的として第1条「この条例は、本町住民又は本町に縁の深い者で、学術、文化、産業、経済その他本町及び国家の繁栄進展に貢献し、その事績極めて顕著で、かつ、世の敬仰の的と仰がれる者を名誉町民として推挙することを目的とする。」となっております。

であります、この多様化時代に対応ができなくなっていると思うものであります。まさに東京オリンピックも控えております。スポーツ少年団のアスリートたちのことを考えると、もしかしたら坂城町から東京オリンピックのときには金メダルが出るかとも私は思っております。でありますので、スポーツという文言であるとか、また第6号の名誉町民でありました画家の児玉三鈴さんの推挙理由もちょっと調べてみましたら、さっきの1条にも入っておりますが、芸術文化の向上に貢献をしたということで、名誉町民となられております。そのことから、芸術という言葉も私はここへ加えたほうが自然なのかなというふうに思うものであります。そういうふうにしたほうがこの今の時代に対応ができるのかなということも思います。

また、先ほどもちょっと申し上げましたが、今の人を指す言葉として、者（もの）という言葉がここに使われております。二つ使われております。敬仰の的と仰がれる者を名誉町民として推挙することを目的とするなんて、者というふうに書いてあるわけです、人をね。こういうことを考えるとですね、人を指す言葉として者という文言も出てきますが、これは代名詞的にはちょっとおかしな言い方ですが、あいつともとれるわけです、者は。そういうふうを考えれ

ば、方（かた）という文言に直したほうが私はいいと思っております。方は、人のことをですね、敬意を持っていうときに用いる、これは言葉であります。この辺は、ぜひ私としては条例を変えていったほうがいいんじゃないかと、このように思いますが、このところもご答弁をお願いをしておきます。

ロ．60周年に名誉町民の推挙を

この質問は、私、この議場内で3回目ということであります。過去に町制30周年記念のときに、3人の名誉町民が誕生しております。町制50周年のときは、私もさっきも言いましたが、一般質問をしております。このときは女性が1人もいないので、女性も含めて30年というときに3人だったから、このときに私は5人の名誉町民の推挙をすべきだと質問をいたしました。その後、平成18年にも信毎賞を受賞した方がおりましたので、そのときもご推挙するよう一般質問をいたしました。残念ながらいまだに、言うなればゼロ回答であります。

来年は町制60周年であります。6人とは申しませんが、私に言わせれば数名の方がおります。これは私の私見ではありますが、1人目としては、平成18年にも推挙をいたしました建機のメーカーとしてグローバル企業を育て上げて工業界で初の信毎賞を受賞した、また商工会の要職などもおやりになっていただき、町に対しても貢献度の高い方でございます。

2人目は、村上で食品会社をなさされている方ですが、この方も1代で研究型の工場を考え、グローバル企業となり、新しい食品をたくさん世の中に出しております。そして、第2号の鈴木直三おきな、これは中之条の方だったんですが、鈴木直三おきなの名誉町民と同じように、まさに町、公益のために多額の私財のご寄付をいただいております。地元村上だけでなく、町にも多額のご寄附をいただいている方です。そういうことを考えれば、この方も町に多いに貢献をなされていると私は思うものであります。

先ほども言ったように6人というのはあれですので、3人ぐらいと思ひまして、もう一方はですね、若い女性の画家であります。彼女は日本の風土が生み出すものにこだわり、世界にメッセージを発信する新進気鋭のアーティストであります。ニューヨーク、ドバイを初めグローバルに世界中で活躍をするとともに、各地で個展を開催し、最近では、去年でしたかな、出雲大社に絵を奉納したり、またテレビ、マスコミにも多数出演するとともに、坂城町の特命大使として坂城町を内外にPRをしていただいております。この彼女は本当に若い子ではありますが、若い子にも私は夢を与えたっていいと思っております。年配者だけでなく私はいいと思っております。とにかく少なくともこの3人は当然ご推挙されるにふさわしいかと私は思いますが、その部分もお尋ねをいたします。これにて1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは1．坂城町名誉町民について、イの名誉町民条例の1条の改正を、ロ60周年に名誉町民の推挙をということでございます。お答え申し上げます。

まず、坂城町では、今お話ありましたけれども、昭和37年に名誉町民制度を創設し、あわ

せて名誉町民条例を制定し、この条例において町民または当町に縁の深い方で、例えば芸術や文化、産業、経済などといった本町、ひいては国の繁栄、進展に貢献され、その事績が極めて顕著で、世の敬仰の的と仰がれる方を名誉町民として顕彰することとしております。

当町の名誉町民といたしましては、7名の方を今までに推挙いたしております。その方々を振り返りますと、名誉町民第1号といたしまして、重要無形文化財保持者の故宮入行平氏、また第2号といたしまして、公益のため多額の私財のご寄附をいただきました故鈴木直三氏のお二方を、昭和37年7月10日に推挙申し上げております。次に、第3号といたしまして、故中嶋延好氏、第5号といたしまして、故青木国氏をそれぞれ産業の発展と国家の繁栄に貢献されたことで、また第6号といたしまして、画家の故児玉三鈴氏を昭和60年11月2日に推挙いたしております。また、第7号といたしまして、故小山一平氏を、地方自治の進展と国家の繁栄に貢献されたことにより、平成5年1月30日に推挙いたしております。また、第8号といたしましては、産業経済の発展を国家の繁栄に貢献されたことにより鈴木敏文氏を平成13年2月10日に推挙し、現在に至っております。

さて、ご質問の名誉町民条例の第1条の改正についてでございますが、初めに推挙の対象として芸術を加えてはとのご指摘ですけれども、先ほども申し上げましたが、本町及び国家の繁栄、推進に貢献されかつ町民の皆様から尊敬されるような業績を残された方を顕彰することが本条例の趣旨であると理解しております。したがって、例示として条例でお示ししております文化には、芸術やスポーツ、伝統芸能など幅広い分野が含まれており、町民の皆様が尊敬することができる業績を残された方を指していると考えます。

続きまして、同じく第1条中に、名誉町民の対象となる方のことを者（しゃ）と表記しているということにつきましては、ご質問の趣旨といたしましては理解できますが、国において実施される春秋の叙勲候補者推薦要綱においても表彰の対象者については、者（しゃ）、者（もの）ですね、者（しゃ）として表記しており、町の名誉町民条例においても同様に者として表記することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、ご質問の口についてであります。名誉町民の推挙につきましては、何らかの催し物にあわせて推挙するのではなく、適任の方がいらっしゃればその都度推挙してまいりたいと考えております。以上であります。

10番（中嶋君） ただいま町長よりご答弁いただいたわけですが、やはりこのあれですか、第1条についてはやっぱり国、県、みんな日本国はそういうことでやってはきているんでしょうけれども、できれば私は、決して先ほど私、国会に乗り込もうなんてようなお話をしましたが、ここは国会でもありませんし、我が坂城町でありますので、場合によっては坂城町議会から全国に向けてそういう発信をしてもいいのではないかと。国に全て任せておけないよと私は思って、ちょっとこんなような質問もさせていただきました。ただ現実問題としては、そ

ういう流れがあれば、それはいつかの日にはお考えになる流れだろうとは思っております。

それから、今も町長からもお話がありました、文化の中にはやはり多くのことが含まれますからその中に芸術もいいんですが、推挙するときに芸術文化というふうなことで、児玉三鈴さんは推薦されているわけですね。ですから、そこで、私もちょっと思ったのは、やっぱり文化の中で幾つかあるけれども、やっぱり絵を描いている絵描きの皆さんの部分を評価するときには、芸術文化という言葉になっておりましたので、そんなふうにしたらいいのかと思いました。これはまた、今ここでもってすぐそういうふうにしてくださいとか、そういう問題ではありませんので、また、いろいろご研究・ご検討なされてこのほうがいいなというふうに思ったら、ある意味、町長また、坂城方式もいいんじゃないでしょうかね。お考えいただければありがたいと。

それから、これは、つじつま合わせのようなことをして、とてもそんな名誉町民になられた方は、まさに坂城町をリードしていただいたすばらしい皆さんです。だから数字合わせのようなことは私は言いませんが、でも現実的にはね、先ほど町長もおっしゃっていましたが、名誉町民は6名の方が既にお亡くなりになっており、今では先ほどもお話がありましたように、13年前に推挙した、セブン&アイホールディングス、イトーヨーカ堂の会長さんである鈴木敏文さんをご推薦申し上げて名誉町民になっていただいて、もう既に13年間たっております。

だからそのことを考えれば、決して私は十分、先ほどもお三方、私の主観で申し上げましたが、そういうすばらしい方もいる。その6名の方と今の私が推薦した方を、余り比較はよくありませんが、比較をすると場合によっては、その方々より高い位置にいらっしゃるような方も、私はいるのではないかと。だからそういうこともまた今後、いろいろ、いろんな角度からですね、いろいろご検討なされて、できればまた13年もたっておるということを考えればですね、そういうこともやっていったほうがいいと。

ということはどういうことかということ、とにかく皆さん、ご存じのとおり最近には暗いニュースばかりであります。来年こそ明るいニュースになるように、60周年ということもありますのでね、町民の皆さんもそういうことで元気に、私はなると思ったんです。また名誉町民になることは、これはもうね、本人はもうとっても励みになるようです、やっぱり。えらい名誉もらったということになると。それからもう一つはですね、町民に夢を与える事業でも、私はこれはあると思うんです。というのは、若者たち、また女の子たちもそうですが、皆さんにやっぱり名誉町民、こういう人がなると。いろんなジャンルから名誉町民が出てくると。将来、僕も坂城町の名誉町民になりたいぞ、私も名誉町民になりたいぞと。こういう子供たちが、私は出てくるようなことも考えて、この質問をさせていただいたということでもあります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2. ふるさと納税について

イ. 町の取り組みは

2008年にスタートしたふるさと納税であります。我が坂城町の今までの取り組み状況をお尋ねいたします。

ロ. 今年度の実状は

今年は何人の人がふるさと納税をしていただいたのか。また金額は幾らだったのか、その辺を詳細にお尋ねをしておきます。

ハ. 今後の取り組みは

もともとのこの制度は、坂城町で生まれ育った人が大人になって、東京、大阪など都会に出ていってしまうと、その町の移住地である自治体に税金を払い、地元の坂城町に恩返しができないという問題を解消するためにできた制度であります。当然自治体の税収格差を是正する効果もあり、坂城町に住んでいなくてもふるさと納税をしていただくことにより、税収が増えれば、私は少子化対策にも寄与できるものであると思うものであります。

何で少子化だって、この話をしたら言われたので、お話しますと、やはり子供たちが、今度南条小学校が新しくつくるわけでありますが、お金をうんとかけて坂城町の宝物ということで、小学校、中学校、子供たちを大事に大事に我が町は育てます。こちらの議員のほうから当たり前の話ですが、子供たちのために医者さんに行ったらただにしてくれやと。小学校だけじゃだめだと、中学、高校もやれやなんて、私らのほうから言って、大分この町のほうで取り組みをいただきまして、子供たちを守って宝物を大事に大事に育てております。やっとなんか大事に育てて高校、大学に行ったら帰ってこない。税金はみんな東京へ持っていかれる。これはいかななものかと。宝物を育て上げて、磨き上げてびかびかにしたら、みんな東京に持っていかれる。それは一部の方はいましてね、消防団なんかで頑張っている若者もおりますが、みんなそういうことで、その自治体に金が入っちゃう。こういう流れを考えれば、私は国の施策全部は褒めませんが、この制度は言うなれば、疲弊している田舎、疲弊してきた坂城町、それを助けてくれる法律だと思っております。そんなことも含めて今後、町の取り組みをお尋ねいたします。

ニ. 特産品をプレゼント

多くの市町村で、地元の特産品をプレゼントすることにより、多額の寄附金を集めた町もあります。また地元の坂城ブランドの特産品、リンゴ、ブドウ、ねぎみ大根、町長に頑張ってくださいました、もうじきだそうです、坂城産ワイン、ねぎこんグッズなど、全国にPRができ荒廃農地も果物や野菜など、作付なども増え、大きな効果もあらわれると私は思います。農業、商業などの活性化も図れます。町にとって大きな経済効果が生まれることは間違いありません。早急に私は取り組むべきであると思いますが、この辺もお尋ねをしておきたいと思っております。以上であります。

企画政策課長（荒川君） ふるさと納税について、イ町の取り組みはからニ特産品のプレゼント

までの4項目について、順次お答えいたします。

最近、テレビや新聞、雑誌などでふるさと納税という言葉が頻繁に聞くようになってまいりました。東日本大震災の復興支援として、多くの人がこの制度を活用したことや、ふるさと納税をすることで、その自治体から特産品が送られてくることなどが、知名度を高めた要因と考えられております。ご案内のとおり、ふるさと納税は、地方間格差などによる税収の減収に苦しむ自治体に対して、都市に住む人からお金が流れる仕組みをつくって格差是正を図ることを目的に創設されたものであり、自分が住んでいる地域以外の場所にも自分の支払う税金の一部を納税することができる制度でもあります。

坂城町では、平成20年度の地方税法の改正によって、ふるさと納税が創設をされました。個人住民税の寄附金控除が大幅に拡充されたことを受け、生まれ育った坂城町を離れ、全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第2のふるさととして思いを抱いている皆さんに、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくために、「信州さかきふるさと寄付金」を設け取り組んでいるところであります。

ふるさと納税の仕組みは、自分が貢献したいと思う自治体への寄附であり、個人が2千円を超える寄附を行ったときに住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。また、寄附先のふるさとについては、特段の定義はなく出身地以外でもお世話になったふるさとや、これから応援したいふるさとなど、各自が思うふるさとをご自由に選ぶことができ、納税される方の思いを税金の使い道に反映できる制度でもあります。

お寄せいただいた寄附金は、寄附していただいた方に一人一人のご希望をまちづくりに生かしていただくために、寄附金のお申し出の際に、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちを応援します」、また「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」、「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」、こういった四つの活用項目から寄附金の使い道をご選択いただきまして、納税者の思いを具体的に反映をしているところでございます。

寄附をいただいた方への特典についてではありますが、現行、特段特典等は定めてはございませんけれども、広報誌などをお送りすることにより、坂城の様子をお知らせすることで、町を身近に感じていただけるように努めているところであります。

また、寄附の募集につきましては、より多くの皆さんに寄附を呼びかけるため、町ホームページにふるさと寄附金のバナーを設けてご案内しているほか、東京坂城会など当町にゆかりのある方に対しまして、機会を見ながらご案内も申し上げているところであります。

続きまして、今年度のふるさと寄附金の状況でございますが、今日現在でございますけれども、現在までのところ、お申し出の件数は2件で、寄附金額の合計は31万円となっております。例年の状況を見ますと、12月にお申し出をいただくということが多くございますので、

今年度もまだ年末に向けて期待をしている、そんな状況でございます。

20年度からこれまでの実績を申し上げますと、平成20年度が5件、66万円、21年度は7件、165万1千円、22年度は5件で50万円、23年度は3件、31万円、24年度は2件、110万円、昨年の25年度は4件、61万750円となっております。全国各地におけるふるさと納税をめぐる動きはさまざまであります。

ここ最近では、破格な特典を用意する自治体が相次いでおり、自治体間の特典合戦が過熱しているようにも見受けられます。またお得なふるさと納税先を特集するメディアも後を絶たず、特典目当てで制度をご利用の方が増えてきている感も拭えないところであります。

全国半数ほどの自治体の特典を設けているようですが、当初の目的はあくまでも寄附へのお礼として地元の特産品のPRも兼ねて送っていたものが、今では特典の豪華さやユニークさを競い合うようなイベント化した取り組みになってしまっているようにも感じるところです。頑張っている自治体を応援する趣旨で始まったふるさと納税制度ではありますが、いささか本来の考え方から逸脱しているようにも思える、そんなふうにも感じているところです。

しかしながら、見方を変えれば地元の宣伝、地域産業の活性化にもつながる絶好のツールとも考えられるものであります。坂城町で申し上げますと、ねずみ大根を初め、巨峰やリンゴといった農産物だけでなく、巨峰ワインやねずみ大根焼酎のような加工品、おしぼりうどん、ねずこんグッズなど多様な特産品がございます。今後も町のオリジナルワインや先ほど開催をいたしました、町のマスコットキャラクターねずこんのアイデアコンテストで出されたさまざまなアイデアによる製品化も今後期待をされるところであり、宣伝をしていく素材としていっぱいあるんだろうなというふうに考えております。

町の方針といたしまして、寄附金額の何割かをお返しするという、そういうことではなく、このような素材を寄附のお礼として申し上げて、いかに坂城ブランドを全国に発信できるか、そんなふうに課題として捉えながら取り組んでまいりたいというように思います。また、寄附をしていただいた方にはぜひ坂城町に足を運んでいただけるような、そんなきっかけづくりとなるようにも結びつけていきたいというふうに思います。例えば、びんぐし湯さん館の贈答券も申し上げたり、ねずみ大根まつりのイベントに合わせた特典、こういったものも検討していきたいというふうに考えます。

いずれにいたしましても、寄附をいただいた方に坂城町の魅力を感じていただき、実際に、坂城町に来て、見ていただく中で、坂城町の応援団となっていただけるような取り組みとしたいと考えます。ふるさと納税は、納税者みずからが税金の使い道を選んで、まちづくりに貢献するといった個人の思いが込められた大切な価値のあるものであります。坂城町に関心を持っていただけるような情報発信に努める一方、町全体をアピールするマーケティングのツールとして特産品振興や地域活性化につながる取り組みを検討していきたいと考えます。

10番(中嶋君) ただいま、課長よりるるご説明があったわけでありますが、やっぱり課長は真面目ですからね、一番、役場の中で一番真面目な課長だから。税金の使い方、税金の集め方、そういうことを考えれば、先ほどの話を聞けば私もなるほどそういう考えもあるのかと。言葉を悪く言えば、物で釣っちゃいけないよと。エビでなんかでタイを釣っちゃいけないよと。エビはエビのまま食っていると。こんなようにもちょっと聞こえたんですが、ただ趣旨的にはね、税金、ちょっとおかしいなど、私もある意味、その辺は感じておりました。

ただ、先ほど申し上げましたようにね、あんまり今の日本、この国もだらしのないことやっているんだから、俺はあんまり好きじゃないけれども、それでも私も日本人であるし、日本国が決めたことだから、もしかしたらいいのかなというところから、私は入って、なるほどふるさと納税、さっき話した理論になったわけです、私も組み立ててみたら。こんな方法なのかと。今の国はだらしがないが、この法律だけは坂城町にとって応援してくれているんだから、こんなふうにしたわけであります。

でありますので、今の課長が事細かにですね、それこそ通告以上にご説明いただきましたので、何年前からこれだけの金額だったんだよという、真面目なね、ご答弁に私は敬意を表して、今年なんか2件ですよと。31万ですよと。これから期待していますよということで、110万ばかりもらった年もありましたものね、そんなようなところは期待を大にするわけでありますが、先ほど課長からもあったようにね、やはり町民の皆さんね、税金どこへ使われているかってわからないんですよ。ただ払って取られていると思って。国税もそうですね、国税なんか余計ですよ。町税なんかにおいてもそういうふうにいる人もいます。

それが私も驚きました、これは町長のお声かけがあったんでしょうけれども、ホームページ立派にできていました。ふるさと納税に対しての、坂城町。そこを見たらね、先ほど課長も言っておったけれども、今の納税者の皆さん、どこへ税金使うんだっていうのを教えているんですね、このふるさと納税は。さっきも言っていましたが。坂城町の場合は4項目。さっき言ったから、これ壁の上塗りになるけれども、1番としては、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちを応援」するためにこの税金使わせていただくんだよと、銘打っているんだ、ちゃんとね。2番目としては、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」と。3番目は、私もこれ、あれですか、薔薇人に入っていますが、「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」とね。うまいこと書いてある、ちゃんと。「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」と。ここへ日本中からいただいた今のふるさと納税のお金はここへ使うと、こういうように書いてあるんですね。だからあれです、この税金の見える化ですか、これは私はすばらしいと思いました。

私ら議員やっているからね、どこへ税金使われているかなんてことよくわかりますよ。一般

の町民の人は皆さん、わからないの。図書館へ行けばその本が置いてある、見ない者が悪いんだなんて、そういうその程度のことなんです。だから逆に、だんだんと調べて、若い子たちが見たら、あっ坂城町でこういうところへ使ってくれるのかと。それじゃ、お金あんまりたんとないけれども、ひとつ坂城町へ少し寄附しないとイケない。さっきの話じゃないですけども、南条小学校なんかあんな立派になるし、それから耐震化でもって町長来て一生懸命やっていただいて、坂城町の小学校は全部耐震化済んじゃった。もう震度6や7来たっておっこれませんよ。このくらいに金をかけて子供を育てているんだよ。その子供たちが東京へ行ったときに、町であのときうんと世話になったから、町税払ってあげたいよなんていうときに、今までは払えなかった。これからは払えるんですよ。それをね、そういうお気持ちがある、子供たちは。そのお気持ちをやっぱり受けましょうよね。

ということで、それでね、私も今回のこの一般質問をするに、いろいろ勉強したりいろんな本を読んだり、いろいろ調べることしてみたんですが、寄附金のうち2千円を超える部分が寄附金の控除の対象となり、ちょっとこれ言葉悪いですよね、こういうところで言っちゃあ。ただ本当だから言いますよ。納税者にも大変有利な制度なの。ということはよかったな、もうよかったなという気持ちになるんですよ。寄附したら、ただ寄附しっぱなしじゃなくて、ちゃんと坂城からねずみ大根のグッズを送ってよこした。まあ、坂城はたまげた、私も、これ取っつけていますがね、このグッズなんかうれしいですよ、これ。女の子にすごく人気がある。何度買ったか。くれくれやと言われるから。金よこせって言えば、要らないって言うけれども。それは冗談ですが、お金、四百幾らするから、役場の窓口に行って買ってくださって言えば、はいて皆さん言っております。

さてですね、ちなみね、私、須坂市を調べたら、須坂市は5千円の寄附でね、農業やっている人、私らのところに大勢皆さんいるから言うわけだが、5千円寄附して、リンゴサンふじ5kg、14から16玉、これ今11月、12月にどんどん送っているそうです。それから近くでありましたが、飯山市、これはね、これもやっぱり5千円です。これは、うんとうまい米なんですよ。幻の米と言われている、コシヒカリの最上級のランクでいえば特A、これを5kg送ってくれるんですよ、飯山市に5千円寄附すると。その一番最高級のね、超高級なコシヒカリの、私、値段まだチェックしてありませんが、もしご興味あったら皆さん調べておくん。5千円寄附すれば、5kgの最上級のコシヒカリ、それから5千円寄附すれば5kgの14から16玉入ったサンふじを送ってよこすと。

1万円というのがうんと多いですよ。例えば、1万円ぐらいになると、隣の県の甲州市、ここはブドウの産地ですからね、甲州ブドウの詰め合わせをくれるわけですよ、1万円寄附すれば。どの程度くれるんだということになったら、シャインマスカット、種なしピオーネ、これちょっとね地元のブドウだと思います。甲斐の国の甲斐に路です、甲斐路、この3種類の詰

め合わせセット、どれくらいの量をくれるんだと話したらね、シャインマスカットも1.8kg、種なしのピオーネも1.8kg、この甲斐路も1.8kg、それを3種類詰め合わせたのを送ってくれると、こういうことです、1万円だね。それからもう一つ、気になったもので、私も最近、少し町長の言う影響を受けてワイン好きになってきましたね、甘いのがなくて少しね、町長、重いのも私、ちょっとわかるようになりました。そのワインのね、このところは2本セット、750円なのですが。これは町と同じようにスパークリングワインと辛口のロゼです。この2本くれるんです、1万円寄附すれば。

このように、各市町村がみんな知恵を絞っておるわけです。ただ課長もさっきいいこと言いまして、坂城町へ呼び込もうなんてね、それはうんといい発想だと思います。ただ寄附してもらっただけじゃなくてね。もしかしたらびんぐし湯さん館に行く、例えばの話ですがね、券を10枚のやつを3千円とか5千円寄附してくれたらおあげしましょうとかね、いろんなアイデアは私も出ると思います。だから、課長も坂城町応援団のことも考えていただいているということは、高く評価いたしております。

それで、せっかくの機会ですから、今、課長から懇切丁寧なご答弁があったわけですが、町長も一言、私はお尋ねしたい、町長はどういうふるさと納税をお考えになっているか、お願いいたします。

町長（山村君） お答えします。先ほど担当の荒川課長からお話申し上げたのは、やりますという答えをしているんです。ですから検討しますと、そうご理解いただかないとあれなんです。いろんな工夫をして始めますと。

先ほどお話がありましたけれども、坂城町、いろんなグッズができてきたし、けども、ただ物をやるんじゃないで、ぜひ町においでいただくような仕組みを考えて、準備をして始めていこうと、そういうことであります。以上であります。

10番（中嶋君） 大変失礼しました。今、町長に言われたようにですね、私も課長の答弁の中で、あんまり丁寧に答弁していただいちゃったから、ちょっとこの辺おかしいぞというところだけ、ちょっと突いちゃったんですが、総合的なところで判断できなくて申しわけなかったんですが、今の町長のお言葉を聞けばですね、坂城町もいろいろやるぞと、こういうお話でございましたので、大変私もうれしく思っております。

これ議長にはちょっと怒られそうですが、まだこれ入れると言っていないんですが、この本、このくらい勘弁していただきたいんですが、「ふるさと納税のガイドブック」なんておもしろい本ありましてね、これ見て勉強になりました。なるほどと、この手かと。町長、得意技ですよ、インターネット駆使すればもう大変なことになりますよ。皆さんこんなものです、議員の皆さんに、またもしよかったら本ありますから、また見ていただければありがたいのかなと。

今のお話のようにですね、実は皆さんもうご存じだと思うんですが、12月3日の日にね、

信濃毎日新聞で報道されていまして、ご周知かと思いますが、ちょっとおもしろい記事だったんですよ、1分ばかりで読みますのでね。

ふるさと納税2億円突破ということで、本年度カード決済導入で急増したということです。これは下伊那の豊丘村のふるさと納税制度、ふるさと豊丘応援隊というやつをつくってありますね、の本年度の寄附額が2億円を突破したと。昨年度1年分の寄附額は783万円の何と25倍以上に急増し、この辺がちょっとポイントなんだろうな、クレジットカード決済の導入などが功を奏したと言っていると。村の担当者は、まさか2億円を超えるとは驚いているという、こういうことです。

ふるさと豊丘応援隊は、2008年にスタートした村は寄附者の額に応じて村産のリンゴや梨、豊丘村でするのでマツタケなどをお礼品として送っている。昨年度までの寄附額は、100万円台で推移をしていたが、4月にふるさと納税専門のインターネットサイトで、町長得意技ですよ、で寄附を申し込めるようにし、6月にクレジットカード決済を導入すると、状況が一変したと。全国から寄附が相次ぎ、7月だけで約3千万円、8月には寄附額が1億円を突破したと。村の総務課によると、その後は寄附額が伸び悩む時期もあったが、11月に入って、これリンゴですよ、きっと、梨か、に入って、再び件数が増えたということになります。本年度もあと4カ月あるが、3億円突破も期待したいと。また県の市町村課によると、1年間の寄附額が最も多かったのは、13年度の同郡阿南町であります。阿南町がこのふるさと納税が始まって長野県内ではトップだったということになります。この金額がですね、2億6,544万円余りと、こういうことあります。

こういう記事が出て、私がこれ一般質問、ふるさと納税やるということで追い風になったようなことでしたので、ちょっとここでご披露させていただいたということあります。

坂城町でもですね、先ほども申し上げましたが、リンゴ、ブドウは当然のこと、これは一つ、私の考えであります、役場の皆さんのほうが頭がいいんだから、私よりいい考えがあるでしょうから、どんどん進めていただきたいんですが、私の考えの一つはね、例えば、坂城町へ5千円の寄附をいただいたら、味ロジにお願いをしてですね、ねずみ大根のたる漬け5kgと、1万円だったらどうするかといたら、その倍、10kgのたる漬けをプレゼントすればですね、それこそさっきも言いました東京やね、都会で暮らしている人たち、これはね、春先まで酸っぱくならないで、ぱりぱり、こりこりしてね、とってもおいしい大根漬けなんですよ。だから、いや、子供のころ食べたあの大根の味だわななんて言ってね、都会の人はこれをうんと懐かしがると思うんです。やっぱりうまいわなって言って。普通の大根なんて漬けとけば、春先になればみんな酸っぱくなっちゃって、こりこりどころか、べちゃべちゃになっちゃうから、そんなもの食べたもんじゃねえと。それが、ねずみ大根、昔の元祖でいえば、なかんじょ大根、懐かしい味だわなってことになれば、私はリピーターになると思うんですよ。毎年、坂

城へ寄附したら、まあ、懐かしいな、母やんが父やんと一生懸命漬けてくれた土蔵の中から出したあの大根の味だわやなんて言って、これはうめえわなんて言ってね、また来年も俺はこれをもりたいから。坂城町へまたひとつあれだわな、1万円寄附するだわななんていう人がね、私はね、うんと大勢出ると思うんです。

とにかくね、町長にもよくお話しておきたいと思いますが、私たちのような町も、ねずこんじゃあ、町長、長野県で一等賞になったでしょう。そこの辺を、町長、使用してもらえばね、ふるさと納税でも私は長野県で1番、町長、やっぱりインターネットが得意だから、そこをやれば、私はね、長野県なんて言っていないよ、これ。日本で1番、ふるさと納税、そういうふうな期待をしております。とにかく、この場で、私、一般質問してよかった、取り組むと、一生懸命、坂城町もやると。ご期待をしながら最後に一句添えます。

ふるさとに納税をして恩返し

ふるさとに納税をして恩返し

ありがとうございました。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時17分～再開 午後 2時28分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番（入日さん） 年末の忙しい時期に自民党の党利党略による突然の衆議院の解散、総選挙が行われることになりました。700億円も使い、なぜ今、解散・総選挙にするのか、税金の無駄遣いだと怒る人もいます。

安倍内閣が進めるTPPや集団的自衛権の行使容認、原発の再稼働や推進に多くの国民は反対しています。アベノミクスも経済活性化にはならず、国内総生産は2期連続マイナス成長です。円安が進み家計の生活費は上がり、働く人の所得は上がらず、中小零細企業の窮状は深まるばかりです。安倍首相は、強い日本を取り戻すと行って、強い者はより強く、大企業のもうけを増やせば、雇用の拡大や賃上げにつながると言います。しかし、正規社員より非正規雇用が進み、実質賃金は下がる一方です。消費税の増税で家計の消費は落ち込み、景気は悪くなるばかりです。株高で株を持っている金持ちはますます資産を増やし、富の一極集中が進み、貧富の格差が拡大しました。日本の貧困率は16.1%、先進国30カ国中4番目という高さです。

今やるべき経済政策は、金持ちをますます富ませる、株高円安推進策ではなく、弱者救済、貧困世帯や低所得者の生活を底上げする政策への転換です。アベノミクスの破綻が見え始め、自民党の支持率がこれ以上下がらないうちに総選挙をし消費税増税や原発、武器輸出など、国民生活や世界平和を脅かす政策を推し進めようとする安倍政権にノーと言うよい機会です。

先日、亡くなった高倉健さんや菅原文太さんは、戦争は絶対してはいけないと言っていました。戦争で苦しむのは多くの国民です。特に女性や子供たちなど、弱い者が犠牲になります。安倍政権の集団的自衛権行使容認に対してもとても危機感を持っていました。憲法9条に反する行為を許さないと思います。多くの犠牲の上でできた平和憲法を守り、次世代にも平和な社会を手渡せるように、憲法の主権在民、私たちが主人公だということを知らせる絶好の機会です。棄権せずぜひ投票に行きましょう。

質問に入ります。

1. 災害時の対応について

イ. 区に入っていない人や障がい者への対応は

22日、夜10時過ぎに起きた地震は、坂城町でも震度4と記録されました。私も強い揺れに驚き、揺れている時間が長く感じられ早く地震がやむことを願いました。そして震源地は近いと思いました。震源地は、県北部で糸静断層の最北部に当たる神城断層の一部が動いて発生したという発表でした。白馬村や小谷村などに大きな被害が出ました。寒くなる冬を迎え年末に自宅を失った方々の悲しみの声に胸が塞がれます。一日も早くもとの生活に戻れることを心から願います。

地震のときに、携帯の緊急速報がありましたが、地震が起こってからの連絡では避難する時間は全くありません。長野県にも幾つかの活断層があります。地震は発生から数秒で来るため、避難が間に合わない場合が多いと思いました。12月2日の信毎に、坂城町がメールで災害や催し物情報を配信するサービスを始めるという記事が載りました。災害発生時の被災や避難に関する情報、イノシシや熊、不審者の出没情報、町内イベント情報、介護、子育てなどの町からのお知らせなど、多方面の情報がメールで知ることができます。「広報さかき」12月号にも登録型配信サービスが載っていました。

2年前の12月議会で、私は子育て中の親子が散歩のときにイノシシや不審者などに遭わないように、登録型のメール配信サービスができないかと一般質問し、今回やっと実施され町民の利便性や安心・安全なまちづくりが図れます。多くの皆さんが利用してくれると期待しています。

山村町長になって、町のホームページも充実し、いろいろな情報が載るようになりました。町は「広報さかき」で避難訓練や避難場所などいろいろな情報を町民に知らせていますが、任意団体である区に未加入の世帯には広報が配られているのでしょうか。区に入っていない世帯数を町は把握しているのでしょうか。災害時の連絡や避難したかなど、確認についてどう考えているのか、答弁を求めます。

東北の地震や長野県北部地震など、いろいろな災害が続いていて、私たちの地球が傷つき悲鳴を上げていると感じています。地震や土砂崩れ、水害など短時間で押し寄せる場合、避難指

示が間に合わない場合も多々発生します。今まで被災された人々の声が新聞に載っていました。耳が聞こえないので避難指示を知らなかった、体が不自由で自分1人では避難できなくて困ったなど、障害者の方々が避難時に取り残される確率が高いことに気づかされました。

中之条区では、自主防災会がしっかりしているので、1人で避難できない人を会員の方が介助して避難できるように、誰が、誰のところに救援に行くか明確に決まっています。ここまで決めないと、いざというときに役に立ちません。今、各区では、区的安全マップづくりも進んでいます。そこまで立ち入って決めているところは少ないと思います。

町でも災害時のメール配信サービスが始まりますが、携帯やスマホを持っていない、パソコンもないなど、情報を得られない人もいます。家族がいれば家族の協力で避難できますが、昼間は家族が仕事で家にいない場合や、ひとり暮らしの人、家族も高齢で助けられないなど、いろいろな状況があります。もちろん隣近所の助け合いもあります。区の自主防災会もあり消防団もありますが、区の役員や消防団員の中には町外に勤めに出ている人もいます。迅速な対応ができないこともあると思います。以前、同僚議員の質問に、町が全ての人を助けることは不可能だ、要介護者は日ごろから自分で備える、自助と地域の助け合い、共助が不可欠だという答弁でした。高齢化が進む中で、区任せでよいのか、町として障害者の連絡や避難、避難したかの確認はどのように考えているのか、答弁を求めます。

町長（山村君） それでは、1. 災害時の対応について、イ. 区に入っていない人や障がい者への対応はのご質問について答弁申し上げます。

まず、広報誌など町からの情報をどのように知らせているかということでもありますけれども、「広報さかき」など、紙ベースの情報につきましては、行政協力員会に委託をし、各区の組合長さんや班長さんを通じて配布をしております。区に入っていない方への配布につきましては、アパート等の所有者や管理人の協力を得る中で、入居者へ配布をしていただき、希望される方には直接郵送するなど、情報が滞らないように配布に努めております。それでも配布されておられない方につきましては、町内公共施設等におきまして、閲覧や直接に受け取りができるように努めております。また、町の広報誌、「広報さかき」は町のホームページにおいてダウンロードいただけますので、町外におられてもご覧になることができます。

次に、災害時における情報発信につきましては、有線放送や屋外スピーカーによる緊急放送、警察の協力をいただき、広報車による放送などでお知らせしてまいります。また本年4月から運用しております緊急速報メールや毎月19日から運用開始いたします坂城町すぐメールによるメール配信により情報発信の多重化を図ってまいります。

避難者の方々の確認につきましては、避難所におきまして、避難者名簿を作成し、安否確認を行います。この際、区に入っておられない方につきましては、アパートの所有者・管理人などにご協力をお願いし、確認作業を進めてまいります。また、今後、行政協力員の皆様のご

理解を得る必要がありますが、平常時から区に入っておられない方につきましても、行政協力員さんのご協力をいただき、町の行政情報・行政サービスが滞ることなく、行き渡るように検討して進めていきたいというふうに思っております。

次に、障害者の方への連絡、避難、確認体制についてお答えいたします。

障害を持たれている方、あるいはおひとり暮らしの高齢者といった方の安否確認や連絡につきましては、災害時はもとより、常日ごろから民生委員さんを中心にお願いをしております。また、今年2月の大雪の際には、隣近所や地域の方などが協力して除雪に当たられたというお話ももちろんございます。

災害時には、隣近所や地域での支え合いが不可欠でありますので、改めて自主防災会を初め地域の皆様のご協力をお願いする次第であります。こうしたことに加え、この19日から運用開始いたします坂城町すぐメールにより災害時の情報などもいち早くご覧いただけることができますので、町としましてもさらなる支援体制の充実につなげるよう、積極的な活用を呼びかけてまいりたいと考えております。以上であります。

9番（入日さん） ただいま町長の答弁では、広報などの配布は行政協力員さんに協力してもらって各区の役員さんに届けて配布していると。それからアパートなどは管理人さんを通じて配布をしていると。それでも漏れる人には、公共の場に置いてあるので、それを見てもらう。また、町のホームページでもいろいろな情報を発信しているということでした。

確かに、今まではね、なかなかそういう細かな対応ができていないところがあって、11月1日現在では、町の住民登録世帯数は6,049なんです。だけど、広報の配布数は5,091で、ともいきライフとか、はにしな寮とか美山園、美里園など施設入所を抜かしても733部の差があるんです。月見区の場合もアパートの人が区に入っている場合は、アパートの管理人さんからももらって、区のほうからももらってという、二重にもらっている場合などもあるんですよ。

それから、これからは行政協力員さんの協力を得て区に入っていない人にも届けられるようなことを考えていくということでしたが、以前、区に入っていない人は、湯さん館の割引券なども届かなかったというような問題があるんです。今、町長の答弁のように、行政協力員さんに協力してもらって、未加入の人にも届けられるようにというふうにきちとなれば、こういうこともなくなると思うんですよ。実際に、行政協力員さんとの規定の中では、行政協力員は非常勤の特別職と位置づけられていますと、行政協力員は行政及び各自治区間の連携を図るとともに、掌握する担当区内にかかわる次の事項に関し、町からの委託により協力するものとするとして、1は町政の普及徹底に関すること、2として諸通知の伝達及び諸書類の配布、収集に関すること、3、その他町政の推進に関することとなっています。先ほど町長が言いましたように、行政協力員は非常勤の町の臨時職員ですので、区に入っているかないかではなく

て、やはり町が必要とするそういう諸書類の配布はすべきだと思うんです。今後そういう対策がとっていただけるということですので、そのことに対しては非常に期待をしております。

それから、災害時の支援についてですが、区に未加入の人の避難についてですが、避難者名簿で確認すると言いますが、これは区長さんはもちろん今までの状況ですと、区民の名簿は持っているの確認できますが、区に入っていない人の名簿は持っていないわけですよね。だから、そういうところがきちっと区長さんに行政協力員として区長さんにおりてくるのかどうかね、その辺を確認したいので、再度答弁をお願いいたします。

それから、災害時の要支援者については、前回の9月議会で同僚議員が質問しました。そのときに、福祉健康課長の答弁で、災害基本法が改正されて、避難行動に伴う支援を要する人の名簿を作成することになったと。住民課と調整しているということでしたが、この町として要支援者名簿はできたのでしょうか。

区長さんが今まで区内の要支援者を知りたいからといって、町に聞いても個人情報の保護があるので教えませんというふうに断られていることが多かったんですね。民生委員さんは支援が必要な人の情報をつかんでいると思いますが、守秘義務があって、それはほかの人には話されないと。でも区の防災組織で把握しておかないと、やはりいざというときに、一緒に避難をすることができないと思うんですね。そういう意味では、町も要支援者名簿を自主防災会に提示したり、災害時の支援に有効に活用できるようにしていく必要があると思いますが、その辺についてはどう考えているのでしょうか。

それから、そういう名簿はね、つくっても常に点検しないと意味がないと思うんですね。だんだん住民も高齢になっていきますし、去年は元気だったけれども、今年はもう足が弱くて1人では避難できないとか、あるいは糖尿病や緑内障にかかってしまって、視力が落ちて1人では避難するのは危ないとか、外見だけではね、わからないこともあるわけですよね。そういうことをきちっとどこで把握して、どういうふうに名簿を更新していくのか、そのことについて答弁を求めます。

町長（山村君） 今、三つ質問をいただきましたけれども、初めの部分について私のほうから答え、あとは担当課長が答えます。

今回ですね、行政協力員の皆さんにご協力をお願いしようと、先ほど申し上げましたけれども、私が1番痛切に感じたのは、今年も日本全国で起こっているような天変地異、災害の問題ですね。坂城町は具体的に27区あります。これは区であります。ただこれは行政区ではありませんので、区民の皆さんはどちらかといえばクラブみたいですね。だけれども、あるエリアがあってですね、その中にぽつんとほかの区の方が入っているということもあるわけです。その方に、先ほど申し上げたようにこ、このエリアの行政サービス、これは坂城の広報誌を配るのもそうです。何か災害があったとき、このエリア全体としてどこかへ移動しようというよう

なことは、やはりそれは行政協力員の方をお願いをしてですね、動かないと効果は出ないだろうと思っています。

ですから、まずどこにどなたがおられるのか、そういうところをよく調べて、私どもも協力して、一緒にですね、調べて状況をまず把握するということから始まると思っています。それはあと、今言われた名簿づくりにも関係してくる話かもしれませんが、2番、3番については、こちらが答えます。以上であります。

福祉健康課長（天田君） 町における障害者またはひとり暮らし高齢者等の支援を要する方の緊急時の名簿作成ということでございますけれども、前回の議会でもお答えをいたしました、今年度中に作成を終了する予定で、ただいま準備を進めているところでございます。

またこの名簿でございますけれども、当然ご本人の同意のもとで関係機関の皆様のほうにお配りをできるような形を考えております。当然でき上がった名簿でございますので、1回つくり上がったならこれでよしということではないと考えておりますので、必要に応じた更新はその都度してまいりたいと考えております。

9番（入日さん） 今、町長の答弁でね、区の混在の問題がありまして、非常に今、区長さんたちもね、そういう混在の場所には、区に加入している方に対しては、もちろん区が責任を持つんですが、地域全体としてどの区がどこのところに責任を持つかというところがちょっと不明確になっているので、やっぱりそれは頭の痛い問題だと思うんです。私もそのことはもっと町がイニシアチブをとって、例えば一つのところでは、三つの区が混在しているとか、そういうところが結構あるので、やはりこのエリア内は、区に入っている人はその区で見てもらいたいけれども、そのほかはちょっとこのエリア内はこの区にお願いしたいというようなね、そういう指針をやはり町が出さないと、本当に区に入っていない人はつかめないと思うんですよね。そういう意味でも、ぜひそういう取り組みを進めていただきたいと思います。

それから、名簿については今年度中に作成して関係機関に知らせるということですのでいいのですが、例えば、前、自主防災会でもね、非常時の避難訓練として即席につくる担架だとかあるいは2人でこういうように手を組み合わせて落とさないように避難させる方法だとかというのがあったんですが、やはりそういうね、訓練なども常にしていないと、本当に動けなくなった人を助け出すというのはなかなかできないと思うんですよね。例えばこの人は担架のほうがいいのか、車椅子がいいのか、あるいは肩を貸してやれば動けるのかとかね、そういうような細かい詰めまでやっておかないと、なかなかいざというときには、そうでなくても慌ててしまって、自分が逃げるのが精いっぱいというようなことが多いので、そういう本当に細かい詰めが大事なんです、そういう取り組みまでされているのか、あるいはそういうね、各区でそういうところまでやってくださいよという、そういう指示なりが出されているのか、その点について、再度答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 要支援の方の個々の身体状況ということでございますけれども、質問項目の中には、大まかなところは記入形式というような形を考えておりますけれども、細部ということになりますと、なかなかその方の身体の状況、それぞれ皆さん違いがございますので、細かい部分というのまではちょっと行き届かない部分もあろうかと思っておりますので、その点につきましては、地域のほうで確認をとっていただければありがたいのかなと考えております。

9番（入日さん） 細部についてまではとても目が行き届かないということで、地域でつくってくれということですが、地域でもね、個人情報保護というような問題がネックになってしまって、なかなかそういう細部までは区としても取り組めないところがあるんです。だから、そういう意味で町がね、実際に避難するには何が必要なのか、そこまでやはり決めてありますかというようなね、問いかけを各区にしないと、ここに援助者がいるというだけで終わってしまうんですよね。だから、本当にこの人を誰と誰が助けてどういう状況で、例えば担架なのか車椅子なのか、あるいは2人か3人で運べばいいのかとか、そういうところまではね、なかなか決めていないところが現状なんです。だから、そこまで決めてくださいよというくらいの指示をしておかないと、実際には役に立たないという、机上の理論だけになってしまうような気がするんです。だからそういう指導をしてくださいよと、私は言っているのです。

やはりそういう詰めが甘いよね、結局のところいざというときに役に立たなかったというようなことも起きてしまうと思うので、そういうところまでをきちっと指導できるような体制をとっていただきたいと。

長野県は本当に断層も多くて、坂城町も山に囲まれていますし、千曲川も真ん中を流れています。土砂災害や水害がいつ起きるかもわかりません。特に、大望橋から上流は網掛の土手際まで千曲川の水が来ていて、大雨が降ると水が堤防を越えるのではないかと大望橋の近くに住む住民はいつも怖い思いをしています。災害が起きないことを願っていますが、災害が起きても町民が安全に、安心して避難できる体制が必要だと思えます。そのためには、やはり一緒に知恵を出し合って対策を考えていきたいと思えます。

次の質問に入ります。

2. 子育て支援について

イ. 保育ニーズ調査と新保育制度について

国は、都市部での幼稚園、保育園不足による3歳未満児の待機児解消のため、子ども・子育て支援新制度をつくりました。今までの幼稚園、保育園に加え、認定こども園、家庭的保育等も認め、待機児解消を図ろうとしています。しかし、その財源は消費税増税を充てるなど、問題も多くあります。消費税増税の先送りにより認定こども園や家庭的保育等の財源はどうなるのか不透明です。

坂城町でも、新制度に向け保育ニーズ調査を実施したと聞きました。アンケートを配布した

対象範囲と配布数、回収率、出された意見について答弁を求めます。

また、それらの意見を参考にどんな施策を考えているのか、午前中、新制度になっても保育園は今までと変わらないという答弁があり安心していますが、町は新制度の家庭的保育の実施は考えていないのか、答弁を求めます。

ロ．保育料について

今回、保護者説明会で使った資料で、国の保育料が高いと感じました。もちろんこれは上限額でこれ以上高くはしてはいけないという額ですが、新制度の保育料算出基準は、町民税の所得課税額になります。今まで保育料は課税所得が195万円以下は5%の所得税でしたが、町民税は一律6%です。低所得者は今までよりも1%高くなります。町は今まで、国の基準額の85%以下に保育料を設定しているという答弁が以前ありました。国で出した最高額の85%だとすると、今までよりも高くなると思います。今でも階層が大まかなので、わずかな違いで階層が1ランク上がると、保育料が高くなります。特に3歳未満児は1段階上がると1万円以上保育料が高くなる場所もあります。そのため、D1階層の滞納が出るなど滞納を生まない階層の細分化が必要だと思います。

3年前の12月議会でも質問し、試案を出しました。そのときに参考にしたいからと言われ、試案の資料を渡しましたが、検討はされたのでしょうか。保護者の間でも保育料の階層をもっと細分化してほしい、1ランク上がると急に高くなる、もっと払いやすい額にしてほしいという要望は強くあります。アベノミクス効果は庶民に届かず、生活水準は向上していません。日本は子育てに非常にお金がかかります。高校や大学の教育資金もためておかなくてはなりません。今度の新制度にあわせ保育料の細分化は考えているのか、答弁を求めます。

ハ．第3子以上の保育料軽減について

ボランティアで、赤ちゃんグループのサポートをしていますが、坂城町へ越してきたお母さんに、坂城町は保育園に3人通っていると保育料が無料になるが、子供が小学生や中学生だと対象にならない、今までのところは子供が3人いれば保育料が無料になったと言われたことがきっかけで、2年前の12月議会で質問し、本年度から第3子以上の保育料は半額に軽減されました。子供が欲しくてもなかなかできなくて、年が離れてしまった人など、対象が広がり喜ばれています。しかし、軽減の対象にならない場合があると聞きました。どんな場合があるのか、保護者や保育士には知らせているのか、答弁を求めます。

子育て推進室長（宮嶋君） 2. 子育て支援について順次お答えいたします。

初めに、イの保育ニーズ調査と新保育制度についてでございますが、全ての子供の良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子ども・子育て支援関連3法案が平成24年8月に成立いたしました。この法案を受け全ての子供たちが笑顔で成長していくために全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるためにとする子ど

も・子育て支援新制度が来年27年度からスタートいたします。この新制度のもとで教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする子ども・子育て支援に関する計画を新たに策定することになりました。

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、町民の皆様の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために、昨年12月子ども・子育てアンケート調査を実施いたしました。調査の対象は町内のゼロ歳児から6歳児までの未就学児童のいる家庭並びに小学校1年生から3年生までの小学校就学児童のいる家庭、合わせて895世帯に調査を実施いたしました。

内容と回収率は、就学児童のいる家庭に562世帯にアンケートを配布し、367世帯から回答をいただき、回収率65.3%。また小学校就学児童1年生から3年生の児童がいる家庭333世帯にアンケートを配布し298世帯から回答をいただき、回収率は89.5%でございました。

このアンケート調査においては、母親、父親の就労状況や定期的な教育・保育事業の有無、子育て支援事業の利用状況、また今後の利用の希望・意向等についてお聞きいたしました。特に、母親のフルタイム就労については、朝8時に家を出て夕方6時に帰宅するという家庭が多く、保育時間、幼稚園の預かり保育等が今後も重要な点であることがわかりました。母親の就労がフルタイム、パート、アルバイト等を合わせれば66%に及んだりすることもわかり、今後の教育・保育事業のさらなる充実が必要であることがうかがえました。

またご意見・ご要望として、保育園を利用できることで安心して仕事ができているとか、毎日いろいろなことを連絡帳に記入してもらい、保育園の様子がわかり、子供の成長がよくわかる。保育園では子供の体調もしっかり見ていただき、親が気づかなかったことなども気づいていただきありがたいといったようなご意見を多くいただきました。また、保育園の園開放はもっと保育園の先生と遊べる企画にしてほしいとか、坂城の保育・教育でこれが素晴らしいものというものを一つずつ増やして欲しいなどのご要望もお寄せいただきました。

こうしたデータを町においてどんな事業が必要なのか、今後どのような事業が必要となるのかななどを国の基本指針に基づき、また子ども・子育て会議においてご意見をお聞きしながら事業計画の中に反映させていきたいと考えております。

次に、新制度への取り組みと今までとの相違点は、についてでございますが、この新制度におきましては、共働き家庭だけでなく全ての子育て家庭を支援する仕組みとなっており、教育、保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものであります。小学校就学前の施設としては、今まで幼稚園、保育園の二つの施設が多く利用されていましたが、新制度では幼稚園、保育園に加えて地域の実情に応じて認定こども園の普及を図ったり、新たに少人数の子供を保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子供が減っている地域の双

方で身近な保育の場を確保していくこととしております。

また、新制度における保育時間は、パートタイム就労を想定した保育短時間とフルタイム就労を想定した保育標準時間のいずれかに区分します。保育短時間の利用時間は最長8時間、保育標準時間の利用時間は8時間保育を基本とし、最長11時間となっておりますので、保育短時間の利用の場合でも現在の保育時間と変わらないものと考えております。

新制度における保育園につきましては、働く家庭のための保育園としての位置づけでございますので、現在と変わらないものと考え、町といたしましては、少人数で行う家庭保育等には頼らず、今後も引き続き子供たちに安定した保育環境の中で、南条、坂城、村上の3保育園の公的保育を進めてまいります。

次に、ロの保育料についてお答えいたします。

保育料の階層をもっと細分化とのご質問でございますが、国が定める上限額を基本に上限額の範囲内で、今までの町の保育料の階層の細分化を含めまして検討し、保育園等運営委員会においてご協議いただく中で、幼稚園の保育料、保育園の保育標準時間保育料と保育短時間保育料の三つの保育料を設定してまいりたいと考えております。

次に、ハの第3子以上の保育料軽減についてお答えいたします。

同一世帯から2人以上の児童が入園されている期間に限り、その世帯の保育料につきましては、第2子は半額、第3子は無料とし、多子世帯の保育料の軽減をしてまいりましたが、本年度から新たに、子育て家庭の経済的な負担軽減の拡大を図るため、第1子、第2子のお子さんが小中学生以上になっても第3子以降のお子さんの保育料を半額にする軽減を始めました。この事業は、第3子以降のお子さんが基本的に軽減の対象としておりますので、対象外となることはございません。

町では、子供を産みたい、育てたいと望む人が安心して子供を産み子育てができる、また生まれてきた子供たちが健やかに育つことのできるまちづくりを目指しております。多様な保育ニーズへの対応と保育内容の充実を図り、保育が必要な子供に保育の場を提供し、積極的に子育て支援を図ってまいりたいと考えております。今後もさらに入園のしおりや入園申請のご案内などに、第3子以降の保育料の軽減事業の内容を掲載したり、また町の広報誌、ホームページなどにより広く町民の皆様にお知らせするよう周知を図ってまいりたいと考えております。

9番（入日さん） ニーズ調査は、ゼロ歳から5歳児までは562人にアンケート調査をして367の回答を得たと。回収率は65.3%で、小学校1年生から3年生までは回収率が89.5%だったと。そういう中で保育園のありがたさというか、よくやっただいているという声が多かったという話ですが、そのほかに私の聞いた話では、保育時間の延長だとか、保育園の給食についてというような意見も出されたようなことを聞いています。

その中でやはり今年度、町への要望事項でも長期休暇、いわゆる春休みとか夏休みなどの長

期休暇、それから土曜日も給食がなくなりましたが、そういうところ、土曜日は仕方ないとしても、長期休暇については何とか取り組むように考えられないかという要望書を町へ提出しました。町からは、検討しますというような話がありましたが、町長は、個人的には長期休暇については軽食など出せられればいいけれども、考えますというような話が手渡すときにあったわけですが、今度、やはり、この本当に子育てのこの新制度は、働く者たちがやはり安心して子供を預けられるという観点から言いますと、やはり長期休暇のときにはそういう給食なども考えていただけないかと。

それから、先ほど、対象外になる場合はないという話でしたが、聞いたところによりますと、保育料を滞納している場合は対象外だと。もちろんそれはペナルティーでしようがないと思うんですが、例えば、お子さんをお持ちの方同士が再婚した場合、2人とそれから1人の連れ子があった場合に、そういう人が対象になれるのか、あるいは上の子が大学でこちらにいなかった場合も対象になるのか。それからもう上の子が働いている場合は、3人いても対象になるのかならないのか。それから今、災害などで家族を失ったりして、そういう子を引き取って育てたいというような人も増えていますが、そういう養子にした場合に、例えば自分の家族が子供が3人いて、そこへ養子にして小さい子ができた場合に、そういう人が対象になるのかという、そういう細かいね、ところまできちっと決めて周知をしておく必要があると思うんですね。いろんな場合、やはり考えて、マニュアルをつくる必要があると思いますが、その辺については、どう思っているのでしょうか。

それから、保育料についてですが、今までは所得税割だったので、5%から23%という幅があったんですが、今度は町民税なので一律6%なんですよ。それで、そうなった場合に、低所得者の人が保育料が高くなるのではないかと。算定基準では一応1%高くなりますが、それから今まで20%なりの計算でやられた方は6%となるとかなり安くなるんですが、そうすることによって、町の保育料収入が減るのではないかと。そうなったときにね、町はどんなことを考えているのかと。もちろん国がね、その減額分を補填してくれる体制があればいいんですが、その辺についてはどういうふうに考えているのでしょうか。また補填されない場合は、町はどのような対策を考えているのか、そのことについて答弁を求めます。

子育て推進室長（宮嶋君） 再質問に対してお答えしたいと思います。

長期休暇というかお休みのときですが、その場合は希望保育ということで、事前にあらかじめ希望調査をして実施しているところでもあります。そういった中で、保護者の皆さんがお休みあるいはどなたか、おじいさん、おばあさんに見ていただける体制を整えば、保育園のほうには出てこないということで、大分少なく、保育園のほうに来るお子さんは少なくなってまいります。ですが、昨年もそうでしたが、できるだけ保育園で見られるような体制づくりをしているということでございます。おやつ等は出すようにして、そういった中で対応しているという

ことでありますが、昼食についての軽食等の準備はしておりませんが、各自お弁当を持ってきていただいて対応しているところがございます。今後も様子を見ながらまた検討させていただくわけですが、現在の状況で進めさせていただければと考えておるところでございます。

続きまして、第3子以降の保育料の関係でございますが、現在、先ほど議員さんのほうから再婚した場合はどうかと、親権の問題がありますが、親権があつて3人以上になると、あるいは一番上のお子さんが大学に行ったり、もう働いていると、そういった場合も全てそういった枠を取り外して、小中学校以上は全て対象ですよということでやっておりますので、そういったことで広報してまいりたいと考えております。

もう一つは、保育料の関係でございますが、これは国が示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本としているということ。世帯の所得状況、その他の事情を踏まえて、基準額が示されております。基本的には現行の幼稚園就園奨励費や保育料を反映した内容ということで国は示してきております。そういったことであります。また、保育料は、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、従来 of 所得税額ではなく、新しく市町村民税をもとに階層区分を設定することになっているということですが、現行の保育料と比較して保護者負担が急増しないように配慮し国の基準をもとに、できるだけ公平な負担となるように調整してですね、保護者の皆様に大きな負担が生じないよう階層区分を含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

9番（入日さん） 今、総括園長の答弁では、保育料が急増しないように、階層を含めて考えるという答弁がありましたが、上田市は、現在15段階になっていまして、坂城町のD1階層に当たる部分は3段階に分かれています。D2階層も4段階に、D3階層も2段階に分かれています。保育料が急に上がらないように非常に低所得世帯への負担が増えないように考えています。それから千曲市も19段階に区分されて、坂城町のD1階層は5段階に分かれ、D2階層も5段階になっています。東御市は、18段階になっていて、D1は3段階、D2は2段階、坂城町よりも本当に細分化されているんです。青木村もD1とD2でそれぞれ2段階になっていて、坂城町よりも細分化されています。

保護者もね、保育料を決して滞納したくて滞納しているのではないと思うんですよ。いわゆる払いたくないと言って滞納している人はいないと思うんです。払いたくてもね、なかなか保育料が高くてちょっと足りないわというようなところがあるのではないかと。そういう低所得層にもっと配慮して細かくすれば、滞納を出さなくても済みますし、滞納した保育料をね、徴収するということは本当に職員の労力を考えればね、大変だと思うんです。そのためには本当に細分化して払いやすい保育料設定をするというほうが、メリットがあると思いますので、ぜひその点はやっていただきたいと思います。

子ども・子育て新制度は、都市部の3歳未満児の待機児を減らす目的でつくられた制度です。

しかし財源を消費税増税で充てるなど、子育てを増税の理由に使う卑劣なやり方は許せません。既にこの制度でも待機児の解消にはならないという予測が出ています。保育料も住民税が算定基礎になるため、低所得世帯の負担が増えます。今まで10%から20%の所得税を払っていた世帯は大幅に負担が減ります。こんな不公平な制度でよいのでしょうか。

町では今まで保育料の幅を抑え、最高額も他の自治体より低く設定してきました。しかし、今後どうなるのか心配です。費用をかけずに保育園、幼稚園不足を解消しようと考えたのが家庭的保育などという形です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育など、少人数で目が行き届くように感じますが、保育士の資格がなくても数時間の講習を受ければよいなど、保育の質が低下するおそれがあります。

幸い、坂城町はこういう保育は行わないということですので安心しましたが、幼児期の本当にね、豊かな教育が子供をつくる一番の基礎となります。三つ子の魂百までと言われるように、本当に子供たちが自然に囲まれて自由に伸び伸びと保育園や幼稚園で楽しく過ごせれば町のよさを一生忘れないし、町を愛する心も育つと思います。保護者も安心して預けられる町の保育園であり続けることを願って、私の質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時20分～再開 午後 3時31分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 宮島祐夫君の質問を許します。

14番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

山紫水明の信州に今年ほど災害の多い年はなかった。2月の豪雪、8月の豪雨、9月の御嶽山の噴火、11月の北部地震震度6弱を記録し、白馬・小谷村に建物倒壊、住民の避難という悲惨な被災でありました。各地域の住民の方たちには心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

災害は忘れたころにやってくるということわざがありますが、町も防災計画を再検討し、住民への周知も徹底してほしいわけであります。また、なお、11月21日衆議院解散総選挙、12月2日に公示、14日に投開票、選挙民の投票率はどうなるでしょうか。来年10月の消費税増税を延期し、脱デフレを目指す内閣の最重要課題でもある経済政策について、国民の審判を仰ぐアベノミクス解散と位置づけているわけであります。国民の審判は、どうなるでしょうか。

1. 山村町長2期目の出馬について

イ. 出馬の意欲は

山村町長は、慶應義塾大学商学部を卒業後、富士通株式会社に入社し、最終は米国の富士通システムビジネス代表取締役社長を務めました。国内のトップメーカーの経験と国内外での働きは、民間視点での活力あるまちづくりに献身的なご努力に対して心から敬意を表するところでもあります。来年4月の統一選挙に2期目町長選に出馬の決意について、まず最初にお尋ねをいたします。

国内外で進んでいる環境変化も自治体に改革を迫っているわけではありますが、少子高齢化の急激な進展や住民ニーズの多様化など、いろいろな経済社会環境の変化が目立っているわけがあります。旧来の地域づくりの処方箋を大幅に変えることになるわけでもあります。山村町長には、これらの状況を十分ご理解をいただき、住民の負託に応えてもらいたいと思うわけでもあります。

次に、選挙公約の政策課題の達成度でございます。公約として町長出馬の際に、四つの約束を挙げているわけでございます。民間企業の経験では、粒粒辛苦して克服の努力をし、その経験を十分発揮され公約実現した達成度についてお伺いをさせていただきます。

次に、1期目の成果と課題はどう考えるかであります。

福祉、医療、産業振興、雇用政策、教育や子育て等々の中で、厳しい財政状況や産業構造の変化等を背景にした成果と課題についてもお伺いをさせていただきます。

次に、まちづくりの将来像はどう捉えたかであります。まちづくりとは、ご案内のように住民と地方行政とが力を合わせ行う地域経営をいうわけであります。今日的な場に立っていながらも未来にかけける行為をいい、望ましい現実は簡単なものではなく、地道な日が続く事業であり、ロマンがあるわけではありますが、継続的に行わなければ実現しないものであります。まちづくりの将来像はどう捉えたかについてお伺いをさせていただきます。以上であります。

町長（山村君） 今、宮島議員さんから来年の4月の統一選挙に向けてということで、ご質問がありました。3年前に町民の皆様の温かいご支援を賜りまして、坂城町町長に当選をさせていただきました。早いもので3年8カ月が過ぎようとしております。その間、活力あふれた元気で明るい坂城町を目指して、できるだけ多くの皆さん方の声をお聞きすることを心がける中で、私なりに全力で取り組んでまいったつもりでございます。ただいま、来春の選挙に出馬するかどうかというご質問をいただきました。お気を使っていただいて、大変ありがたいと思っております。

ここに一緒におられる同僚の議員の皆様方についても、来年統一地方選挙、同じ時期に選挙になりますので、皆さん、おのおのいろいろ胸にお持ち、お考えがあると思いますけれども、私のほうから少し、せっかくでございますので、お話をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、2期目の出馬につきましてははですね、現在、私もいろいろ考えております。

それから、ご支持していただいている方、皆さん方のご意見を賜りですね、それで結論を出したいと思っておりますけれども、今しばらく、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、今会議の最終日には何らかの方向性をお示しできるように、そこでお話をしたいということをお思っておりますので、若干のお時間をいただきたいと思っております。

さて、選挙公約の政策課題の達成度並びに1期目の成果等のご質問でございますけれども、また、まちづくりにつきましては、何をもって達成したかとか、また成果は何か、なかなか難しい判断だと思いますが、議員の皆様初め町民の皆様の一人一人によって評価は異なるものと考えております。そういった部分も踏まえまして、私が掲げました選挙公約の4本の柱のテーマごとに実現した、もしくは方向づけがなされた主な事業について申し述べたいと思っております。

まず、産業の活性化を中心とした活力あふれた元気な町づくりに向けた取り組みでございます。私が町長に就任させていただいた時期は、坂城町の産業、特に工業の分野においては、まさに最悪の状態でありました。東日本大震災の直後でもありましたし、極端な不況、デフレ、円レートが75円32銭というような、かつてない極端な円高の状況でありました。また、町の中の工場もフル操業ということはままならない状況でもありました。その中で、皆様方とご相談してですね、これからのまちづくり、どういうことができるかということを着手してまいりました。

まず、農商工の連携と、いわゆる6次産業化に向けた特徴的な取り組みとして、さかきワイナリー構想事業というのがございます。試験圃場を確保するとともに、若い担い手を募集し、町に適したワイナリーの栽培を進めながら小規模醸造の特区認定を取得いたしました。この間、坂城町の巨峰を使ったワインの委託醸造も行い、先月発売しました2014年、本年度のロゼワインについても大変好評いただいているところであります。

加えて、町特産のねずみ大根のキャラクターねずこんの誕生もあります。ねずこんにつきましては、私が就任した年のねずみ大根まつりにおいて公募によって命名をし、着ぐるみも新調いたしました。初めて挑戦した昨年のゆるキャラグランプリ、実際2年目ですね、2回目のゆるキャラグランプリでは全国で95位、県内ではアルクマに次ぐ2位、実質的には77市町村でトップという好成績を上げました。今では、町のイメージキャラクターとしてすっかり定着したところでございます。

また、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造や新製品開発などを支援するコトづくりイノベーション補助の創設や、例えばテクノセンターへの3Dプリンターの導入、町内企業の持つ高い技術や能力を広く内外に発信した、さかきものづくり展の開催支援など、いずれも町の活力アップに寄与できたものと考えております。

続きまして、子供たちの教育や学習などを通じた人の輝く町づくりでは、村上小学校の耐震改修、南条小学校の建設等、教育環境の整備、安心・安全の学校づくりを進めたほか、グローバル社会に対応した人材育成に向けて先駆的な取り組みも行いました。これは中学生に加えて新たに小学生への英語教育拡充を図るため、英語指導講師の配置をいたしました。また、高度情報化社会を生き抜く子供たちの情報活用能力の育成に向けたICTの教室も開催いたしました。また、今年度はタイへ進出した町内企業への高校生派遣に向けた事前調査を実施し、企業のご理解もいただく中で事業化のめどをつけたところでございます。

続きまして、高齢者や子供たち、ハンディキャップのある方がより暮らしやすい笑顔の町づくりにつきましては、町の玄関口である坂城駅周辺を中心としたバリアフリー化に取り組み、その象徴とも言える坂城駅のエレベーターの設置が実現できました。利用された方から、ベビーカーのまま利用できて便利だとか、階段の上り下りがなく楽になったとの声をお聞きし、私自身大変うれしく思ったところでございます。また従来、町内に限られておりました町の循環バスの運行につきまして、上田便を創設したほか、車両1台の更新を行いました。これらも運行時間の見直しなどの工夫を重ね、特に上田便については年々利用者が増えているというところでございます。

また、子育て支援につきましては、全保育園を子育て支援センターの支所に位置づけ、どの園でも専門的な子育て相談が定期的に受けられる体制を整えるとともに、新たに村上保育園でも一時保育を開始いたしました。また、第3子以降の保育料につきまして、上の子の年齢にかかわらず、上の上限はなく、全て半額とするという新たな軽減措置を制度化したほか、不妊治療にかかわる助成制度の創設や子供医療費の対象年齢の拡大等、さまざまな側面から子育て世帯を支援する方策を取り入れました。

続きまして、芸術文化の振興による誇れる町づくりにつきましては、坂城の自然を中心に誰もが歌いやすい坂城町の歌と、町のイメージキャラクターねずこんをかわいく元気に歌とした、ねずこんの歌が文化協会を中心とした実行委員の皆さんのご尽力をいただきまして誕生いたしました。どちらも末永く歌い継がれるものと期待しております。

また、鉄の展示館におきましては、毎年趣向を凝らした企画展を開催し、町の特命大使でもある小松美羽さんの作品展や坂城が誇る各方面の芸術家の皆さんの作品を展示したSAKAKIの7人展を開催するなど、刀を核としながらより広がりのある内容といたしております。そのほか、びんぐしの里公園で開催された2回の薪能を支援したほか、質の高いクラシック音楽を町民の皆さんに聞いていただく機会を定期的に設けるなど、文化芸術の振興を図ってまいりました。

また、選挙公約のテーマ以外でも、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を総合的に組み合わせる社会システムの構築を目指すスマートコミュニティ構想事業、これは

スマートタウン坂城でございますが、それを立ち上げ、企業のご協力をいただく中で、データ収集や実証実験を実施するとともに、県の補助金を活用し役場庁舎にバイオマスボイラーなども設置いたしました。

また、自然災害が増える中で、防災対策にも力点を置き、J-ALERTの自動発信システムの構築と複合的なメール配信システムの整備を進め、今月19日から登録型配信メールサービス、坂城町すぐメールが運用開始をなります。また平成24年度で開館10周年を迎えましたびんぐし湯さん館のリニューアル工事を実施し、お客様を迎えやすくし、玄関周辺の改修を行い、キッズスペースや椅子席による食堂の新設など、より多くの皆様に気持ちよくご利用いただける施設づくりを心がけ好評をいただいております。

また、私が就任直後お願いしました、職員の皆さんからの提案を集約したチャレンジSAKAKAKIに掲げられた事業につきましても、コンビニ収納や投票所のバリアフリー化、ごみ袋の小売店販売などなど、数々の事業が実現しており、現在もこの新しい取り組みに向けた挑戦は続いております。

最後に、町が目指す将来像でございますが、こちらは、坂城町の上位計画、最上位計画であります第5期長期総合計画に掲げられております「人がともに輝くものづくりの町」でございます。長期総合計画には、将来像に向けたそれぞれの分野ごとの計画や課題が掲げられております。また、向こう3年間の具体的な取り組みや事業につきましては、毎年策定している実施計画において、各分野の皆さんのご意見を伺いする機会も新たに作り、施策の実現、課題の解決に向けた見直しを行い、今年度も来年3月に公表いたします。

以上、重立った事業を中心に申し上げましたが、こうした事業の実現は、議員各位を初め各分野で活躍されておられる町民の皆さん、そして職員の協力のもと深く感謝申し上げる次第でございます。以上でございます。

14番（宮島君） 町長からいろいろご答弁いただきました。その中で、私が最初に質問に入った第1項に、来年の4月統一選挙に2期目挑戦、出馬の決意について、まずお伺いをしたいと、こういうことで申し上げたわけでございますが、ただいまの発言の中では、出馬についてのお話が決意がなかったということで、私は受けとめているわけでございます。

私もしっかり準備もしてきて、最後まで町長さんと今期最後の対決と言っちゃ失礼ですが、やるつもりで参ったわけでございます。非常に残念でございますが、2期目の町長の出馬の表明がありませんので、私の一般質問は以上で終わります。

議長（柳澤君） ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（田中君） 貴重なお時間をいただきましてまことに申しわけございません。

本定例会に提案をいたしました議案第60号平成26年度坂城町一般会計補正予算（第8号）の表紙の補正金額につきまして訂正がございましたので、差しかえをお願いいたします。

す。よろしくお願いいたします。

議長（柳澤君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時50分）

1 2月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 少子高齢化対策の強化をほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) ドクターヘリの運用はほか | 大森 茂彦 議員 |
| (3) 安心・安全な町づくりについてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (4) 平成27年度予算編成について | 山崎 正志 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 初めに5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番（塩入君） おはようございます。ただいま議長より指名されましたので、通告に従い一般質問をします。

1. 少子高齢化対策の強化を

イ. 安倍内閣の地方創生についてどう受けとめているか

師走の忙しいときに安倍内閣は突然解散しました。700億円近いお金がかかります。なぜ今解散か大義名分はありません。アベノミクスによる物価上昇、加えて消費税8%、国民の消費が減り、増税不況になっています。多くの国民は実質賃金や年金が減り続け、その上、医療・介護などの負担が重くのしかかっています。

一方、大企業や大株主は莫大な利益を上げています。アベノミクスによって格差が拡大しています。特に若者は派遣労働者が多くなり、非正規労働者は若者の5割になっています。賃金は正規労働者の半分ぐらいで、年間収入200万以下の方が大部分です。まさにワーキングプアが出てきています。このことが少子化を拡大させています。国民の生活が豊かにならなければ少子化は防ぐことはできないし、地方も元気になりません。

今、小泉内閣の構造改革以来、地方財政は年々圧迫されてきました。そのため少子化も進みました。子育て支援、福祉、教育など住民の生活をよりよくする政策をとらない限り地方の創生はあり得ません。小さな町でも輝いている自治体をつくるのが地方創生です。

安倍内閣の地方創生は、この視点に立っているのでしょうか。安倍内閣の地方創生の柱として企業の地方移転、雇用の創出と地方移住、女性の活躍を挙げています。しかし、安倍内閣が提出した労働者派遣法は生涯派遣、残業代ゼロにするという方向で、若者たちに低賃金長時間労働を強いるものであり、ますます少子化に拍車をかけます。もう1人子供が欲しいけど、こんな働き方では無理だという若者も出てきています。特に最近では、麻生総理大臣は子供を産まないのが悪いんだと、あたかも若者に責任を押しつけるような発言もありました。ますます少子化にこれでは拍車をかけるわけです。

農業も米価も暴落し、酪農もTPP交渉の結果では成り立っていきません。このような農業破壊をするような政策をとる一方、地方創生という名で地方選挙の目玉にし、バラ色に描いています。町としては、安倍内閣の地方創生についてどのように受けとめているか質問します。

ロ. 子育て支援にもっと予算を

少子化が進む中で夫婦が2人の子供を産み育て、初めて現状維持です。3人目の子供を産まない増加に転じません。しかし、今の経済状態で3人目の子供を育てることは本当に大変です。保育や教育にかかるお金が大変だからです。保育料がどのくらいかが大きな関心事になっています。そのため、子育て支援ということで第2子が無料にしている町も出てきています。経済的支援こそ求められています。日本国憲法は、義務教育は無償であるとうたっています。できれば保育も無償にすべきではないでしょうか。これからの日本の未来を背負う子供たちに町は最大の努力をすべきではないでしょうか。

子供の医療費の無料化については、県下最低ということで信毎にも大きく報道されました。坂城町は山村町政になって子育て支援も少しずつよくなってきています。しかし、全県のレベルからすれば非常におくれています。おくれを一気に取り戻すことが少子化対策になります。第1に第3子の保育料は無料にすべきでないか。また、平成26年度の11月までの該当者は何人でしょうか。第2に平成29年度までの実施計画の中で、子供の医療費無料化の拡大を高校3年まですべきではないか。また、窓口負担の無料化も検討できないか。

ハ. 高齢者対策として「ぴんぴんころりん計画」を

坂城町の平均寿命は男子が80.6歳、女性が86.2歳で長野県の平均より低いです。健康寿命はどうかといえば、長野県は全国平均より高く、男性が71.2歳、女性が74歳になっています。坂城町の平均はまだ出ていません。いかに健康寿命を延ばすかが重要ではないでしょうか。

坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費が36万円もかかりました。全県で8番目の高さです。後期高齢者に至っては92万円もかかり、3年連続ワーストワンです。この数字から重症患者が多く、健康寿命が低いということが推定されます。やはり自立できる体で、できるだけ延ばし、ぴんぴんころりん生涯を終わりたいというのがみんなの願いです。坂城町として

健康づくりをどう進めるのか、具体的に見えるように考えるべきではないか、私は二つの観点から考えてみたいと思います。

第1に、予防医療の成果が見えるようにどのように取り組むかです。具体的には特定健診の受診率アップの現状と結果、そして今後の取り組みについて質問します。次に、人間ドックや予防医療、インフルエンザとか肺炎球菌などにもっと助成金は増やせないか。2番目に健康づくりにどう取り組むかということです。

一つの地域を再発見をしたり、地区のウォーキングコースづくりに町はもっと支援できないか。金井区は今年、「金井夢ものがたり」と称して金井区内にある石碑や神社、仏閣などの文化遺産を再発見する計画に取り組みました。金井区意外の人も参加し、総勢80人を超えました。講師は地元で地域の歴史を勉強している塩入孝次さんをお願いし、わかりやすく話してくださいました。半日だけでやめようと思っていた人が、みんなと一緒に歩けば一日中楽しく歩けたと感想を漏らした人が何人もいます。私は、身近なところで新たな地域を発見し、みんなと楽しく歩けるウォーキングコースだと思いました。看板や標識を立て、ポイントにもちょっとした休憩所をつくり、自由に話し合える心身ともにリフレッシュできる、他の地区にもウォーキングコースをつくれると思います。町としてこのようなウォーキングコースをつくるために、できる限りの援助をしてもらえないか。

次に、誰でも集まれるふれあい居場所づくりについて、各地につくれないか。地域の中で子供たちから高齢者まで自由に話したり、遊んだり、学習したり、運動したり積極的にすべきではないか。各地にある公民館の活用も利用すべきだと思います。例えば昨日、同僚議員が話されました北日名の公民館を利用して非常にすばらしい取り組みをされています。また、ボランティアで運営しているコミュニティ月見などもすばらしい居場所だと思います。以上で第1回の質問を終わります。

町長（山村君） それでは、1の少子高齢化対策の強化、イ、ロ、ハ全体的な考え方あるいは取り組み状況をお話を申し上げまして、詳細につきましては担当課長からまたお話申し上げます。

まず、少子高齢化対策強化ということでイの安倍内閣の地方創生についてということでございます。国におきましては少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法案、それから活性化に取り組む地方自治体を一体化に支援する地域再生法の一部を改正する法律の地方創生関連2法案が先月21日に可決成立いたしました。

平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進行し、我が国の合計特殊出生率は、昭和50年前後からその低下が始まりました。平成10年においては過去最低の1.38となってしまいました。また、日本の将来推計人口によれば、日本の総人口は平成

17年をピークに減少を続け、平成27年には4人に1人が65歳以上となり、我が国は世界に先駆けて人口減少超高齢社会を迎えようとしています。このままの状態ですと少子高齢化が進めば、社会を支える役割を中心的に担う働き手の数は当然減少することにより、総生産が減り、1人当たりの国民所得を維持することも難しくなっていくとも言われております。

今後取り組むべき施策としまして、人口減少の克服、地域の特性に即した対応や制度全般の見直しを推進、また若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京圏への人口の過度の集中の是正、地域の特性に即した地域課題の解決などが挙げられております。

地域創生について、どのように受けとめているかというご質問でございますが、ご案内のように国会において可決成立した法でありまして、町としては直接的な意見、見解を述べる立場ではございませんけれども、国は地方の発意と自主的取り組みをさまざまな面で支援していくということでございますので、町としましても積極的に提案してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援にもっと予算をについてお答えをいたします。

第3子以降の保育料の軽減につきましては、本年度から始めた制度でございます。対象となる家庭数は45世帯で、軽減額の総額は年間で約600万円になる見込みでございます。この制度は今までの軽減措置に加え、第2子のお子さんが小学生以上になっても、つまり上のお子さんがどんなに大きいお子さんでも第3子以降のお子さんの保育料を半額とし、子育て家庭への経済的な負担軽減の拡大を図ったところでございますので、まず今年度の状況を見て、今後を考えていきたいということで、当面の実施状況をよく見たいというふうに思っております。

また、次に子供医療の給付事業につきまして、これも来年度より中学生の外来診療分まで対象を拡大するよう準備を進めております。基本的にはこういう医療についてはですね、各自治体でばらばらではなくて、国で一律でやるべきものだと思いますが、実態はそうっていないということでございます。今年度にいろいろシステム変更がございまして、今年度はその準備で、来年度については中学まで拡大するというところでございます。実施計画を今策定中でありますけれども、その必要な事業費を盛り込んでいるというところでございます。

また、今度の実施計画は平成27年から29年までということで、3カ年の計画を今つくっているところでございます。18歳までの拡大をというところでございますけれども、この費用につきましては、町単独での負担となりますので、来年度以降の子供医療の給付状況や財政状況等を総合的に勘案する中で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、高齢化対策についてお答えをいたします。

町は健康で長生きできるまちづくりを目指して、乳幼児期から健全な生活習慣の形成、生活習慣病予防や介護予防等健康増進事業を推進するなど、町民の皆様の健康寿命の延伸を図っております。厚生労働省科学研究所による平成22年の健康寿命を見ますと、男性は全国が70.4歳で長野県が71.2歳。女性は全国が73.6歳、県が74歳であります。長野県

は男女ともに全国平均を上回っている状況であります。

町におきましても、今後ますます高齢化が進展する中で、住民に対する食生活や生活習慣の改善、健康意識の啓発、特定健診やがん検診等の受診率の向上、そして住民の皆様に寄り添った健康増進活動の推進により、引き続き健康長寿のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

子育て推進室長（宮嶋君） 少子高齢化対策の強化をのご質問のうち、ロの子育て支援にもっと予算をについてお答えします。

多子世帯の保育料軽減につきましては、現在同一世帯から2人以上のお子さんが保育園や幼稚園等の施設を利用している期間に限り、年齢の高い順から1人目のお子さんは保育料基準額の満額、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料として保育料を納めていただいております。

本年度からはさらに従来の軽減措置に加え、1人目、2人目のお子さんが小中学生以上になっても3人目以降のお子さんの保育料を半額とし、子育て家庭の経済的な負担軽減の拡大を図り、子育て支援策の充実に努めていることは、既にご案内のとおりでございます。繰り返しになりますが、今年度から始めました第3子以降の保育園児の保育料軽減につきましては、当面の間、現行のとおり実施していく予定でございます。この第3子以降の保育料軽減につきましては、広く町民の皆様にお知らせするよう入園のしおりや入園申請の際のご案内などに内容を掲載し、また町の広報誌、ホームページなどにより周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、子ども医療の給付事業のご質問のうち対象者の拡大につきましては、ただいま町長から答弁を申し上げましたので、窓口負担の無料化についてお答えします。

本町の福祉医療費の給付は、県内他市町村と同様、受診月から二、三カ月後に指定口座に自動給付をする仕組みとしており、これにより給付対象となる診療内容や金額の審査をすることで、誤った給付や高額療養費等との重複給付を防ぐなど、適正な福祉医療費の給付を行っております。

窓口無料化は、こうした適正給付による課題のほかにも、市町村が単独で実施した場合には医療機関の窓口において自動給付方式と無料化方式が混在することになり、医療機関にとっても煩雑かつ大変な労力を要することが想定されます。こうしたことから窓口無料化につきましては、その合理性、効率性、実効性を考慮いたしますと、少なくとも県単位で取り組むべき課題と考えているところでございます。

保健センター所長（村田君） ハの高齢化対策として「ぴんぴんころりん計画」をのうち、健康寿命をどう延ばすかについてお答えいたします。

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象として実施しております特定健診は、高齢に

なられても介護を必要とせず、健康で自立した生活を送るため、早期から生活習慣病の発症、そして重症化を予防することを目的として、医療費の適正化につながるための重要な事業でございます。特定健診受診率65%を目標にさまざま取り組みをしているところでございますが、平成25年度の受診率は47.1%で、24年度に比べ1.1%減少しております。今年度の受診率の状況を見ますと10月末現在34.5%で、昨年の同時期とほぼ同率の受診率となっております。

受診率の向上を図るために、今年度新たな取り組みとしまして40歳スタート健診を開始いたしました。特定健診の開始年齢であります40歳の方に、健診の受診勧奨と健康意識の啓発を図り、また早期介入により生活習慣病の発症予防を目的としております。10月末現在の受診率は33.3%で、平成25年度の27.9%を上回り、成果が出てきていると考えられます。引き続き受診率の向上を図るため戸別訪問等により受診啓発を実施してまいります。

11月から各区公民館におきまして地区健康づくり講座を開催しております。生活習慣病の予防や食事の大切さなど健康づくりや食育について区民の皆様とともに考え、また健康づくりの第一歩となる特定健診の受診啓発を目的としております。既に6地区で開催しておりまして、40人の方にご参加いただいております。今後も引き続き全区におきまして講座を開催してまいります。

特定健診の未受診者対策としましては、訪問等による受診勧奨に力を入れております。受診率の向上を図るとともに保健指導等の早期介入により生活習慣病の予防、改善を支援してまいりますと考えております。

続いて人間ドック、予防接種の助成についてお答えいたします。

人間ドックにつきましては、国民健康保険の加入者と後期高齢者の方を対象として、日帰りドックが1万3千円、1泊ドックが1万5千円の助成をしております。平成25年度の受診者は504名で、前年度に比べ14%の増加が見られ、受診者は年々増加傾向にあります。人間ドックの助成額が多い市町村が特定健診の受診率が高いという状況ではございません。町では自己負担の少ない集団健診を実施しておりますので、人間ドックの助成につきましては、当面現状の金額で進めてまいります。今後、人間ドックの検査項目に変更が生じ、検査料金が大きく変更になる等の際に見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者を対象とした予防接種に対する助成についてお答えいたします。

65歳以上の方を対象としてインフルエンザと肺炎球菌予防接種を実施しております。いずれも予防接種法の定期接種に位置づけられ、法に基づき町が実施しているものでございます。肺炎球菌については本年10月から制度が改正され、定期接種に追加となりました。これらの予防接種は接種を希望される形が疾病の重症化予防のためにお受けいただくという観点から、市町村は自己負担額を設定できることになっております。接種費用の3割程度をご負担いただ

くということでインフルエンザが千円、肺炎球菌が2千円の自己負担額により実施しているところでございます。自己負担額につきましては、近隣市町村も同額で実施している状況でありますので、当面変更する予定はございません。

特定健診やがん検診、また予防接種を大勢の方にお受けいただき、疾病予防、早期発見を図る中で町民の健康増進の推進にさらに力を入れてまいります。今後は健康に関心がない無関心層へのアプローチを強化し、町民の健康格差の縮小を図り、健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。以上です。

まちづくり推進室長（中村君） ハの高齢者対策として「ぴんぴんころりん計画」をの中で、健康づくりにどう取り組むかということで、金井夢ものがたり絆事業のような事業がもっと進められないかということに関してご答弁を申し上げます。

金井夢ものがたり絆事業は、地域づくり活動支援事業を活用して地域において取り組んでいただいたものでございます。この地域づくり活動事業は、地区や任意団体が創意と工夫によって自主的に行う地域づくり活動を支援する制度で、地域協働が重視される中でのまちづくりを担っていただいております。

この事業は平成17年度から始まり、これまでに22区で環境整備や防災・減災、伝統文化継承やコミュニティ活動の推進など133件の事業を実施していただいております。地域の活性化に欠かせない事業という声も聞かれるようになっております。この事業の補助上限額は自治区が30万円、任意団体が5万円の枠内で、対象経費としましては謝礼、消耗品、原材料費、賃借料などがあり、地域の皆様の人件費や業者への委託料、工事請負費、機械や完成品の購入費、食糧費などは対象外というふうになっております。

ご質問にありました地域の再発見やウォーキングコースについて支援でないかということですが、地域の皆様が主体となって運営するもので、みずから汗を流してつくり上げていただき、地域住民のきずなの強化や活性化につながる事業であれば、地域づくり活動支援事業と対象とすることも可能であると考えております。

また、ふれあいの居場所づくりを町で各地区に設けることはなかなか困難なところがございます。地域のコミュニティーの醸成や地域の皆さんが集える場所づくりが地域づくり活動支援事業の目的でありますので、創意工夫を凝らして地域からご申請をいただければというふうに考えております。

5番（塩入君） ただいま答弁していただきました、ロについて第2回目の質問をしたいと思います。

第1に、第3子の保育料は今年度から半減されました。先ほど町長からお話がありました。第3子を育てることは経済的にも大変です。少子化を食いとめていくためにも最も大切な取り組みだと考えます。保護者からも声が寄せられています。こういう声です。来年度から保育園

に3人目の子供を預ける予定です。保育料が無料になれば、経済的に楽になります。町長さん、ぜひお願いしますと。町長さん、この声に応じて29年度までの3カ年計画の中で何とか実現できないかどうか。

第2に、子供の医療費の無料化を29年度までに高校3年まで拡大すべきではないかと。県下の実態を見ると、高校3年まで拡大した市町村は25年度で38町村あります。過半数を超えています。町の財政力指数は県下で3番目です。こういう高い坂城町ができないことはないと思いますが、どうでしょうか。以上2点。それから、済みません落としました。来年度中3まで拡大する予算はどのくらいか。また、高3まで拡大する予算はどのくらいかお願いします。

子育て推進室長（宮嶋君） 第3子以降の保育料の軽減についてでございますけれども、繰り返しになりますが、本年度から始めました第3子以降の保育園児の保育料軽減につきましては、本年から始めたという事業であります。今後、先ほど町長が申し上げましたとおり、様子を見ながらということでございます。当面の間は現行のまま実施してまいるということで考えております。よろしくをお願いします。

福祉健康課長（天田君） 子ども医療費の関係につきましてお答えをさせていただきます。

子ども医療給付事業につきましては、平成24年度から医療費の自己負担分、小学校卒業までに拡大をいたしたところでございます。この費用に要した経費でございますけれども、年間の医療費のほか審査手数料といたしまして事務費で約110万円、システム改修で約45万円でございます。対象を中学卒業までに拡大するのに要する医療費分として約500万円を見積もっております。

県の福祉医療制度では、小学校就学前までが補助対象となっておりますので、拡大に要する医療費のほか手数料、システム改修などの経費につきましては、全て町単独の事業ということでの実施になります。18歳まで拡大をした場合につきましても、中学生の拡大と同様の金額が町単独として経費として必要になると思われるところでございます。

先ほども町長の答弁で申し上げましたけれども、拡大につきましては医療費の状況とか、あるいは将来的な見通し等々を精査する中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

5番（塩入君） ただいま課長からも答弁ありましたように、これからぜひ町民の要望に応じていただくように鋭意努力していただきたいと思っております。

2. 安心して育てられる保育園に

イ. 子ども・子育て支援新制度の計画策定について

この新制度は戦後の幼児教育、保育制度を大きく変えるものです。国が決めた新制度は多くの問題があり、保育士や保護者が反対してきました。どこが問題かといえば、第1に自公政権

が社会保障費を削るため保育を国や市町村の責任で行う公的保育でなく民間に委託し、株式会社が参入し、保育をもうけの対象にするものも出てくるというものです。

第2に自民党、公明党、民主党の3党が決めた税と社会保障の一体改革と称して他の野党、多くの国民の反対を押し切って強行しました。いわゆる3党合意です。特に問題なのは、新制度の財源を消費税10%にした分から賄うとしています。必要なお金は1兆円かかります。そもそも子供の将来にかかわる子育て支援を消費税アップで財源を賄うという考えが間違っていないでしょうか。こんな新制度は僕は間違っていると思います。消費税10%に賛成しなければ、子育て支援はしないとやっているのと同じではありませんか。こういう考えの新制度はやめればよいと思います。消費税に頼るのでなく、税の基本である直接税を中心に考えるべきだと私は思います。大企業も富裕層も所得に応じて税をおさめる。この税制の基本に基づいて財源を確保すべきだというふうに考えています。

安心した保育園にするために、町はどのように考えているか具体的に質問します。第1に計画策定に当たり、ニーズ調査やパブリックコメントの結果をどう受けとめているか。また、どう生かしているか。

第2に、今までとどこがどう変わるのか。次の2点について、一つ目は保育時間の変更、標準時間、短時間で子供や保育士にとってどんな影響があるか。2点目の申請についてはカットします。三つ目の保育料を安くするための努力はなされているか。具体的に答弁を求めます。

ロ. 行き届いた保育にするための職員体制の強化は

第1に、職員の年齢構成は。第2、クラスの人数と職員体制の現状。第3に障害児加配の充実。第4に職員研修はどのようにしているか。

ハ. 途中入所の子どもの数と受け入れる人数は

都市部では待機児童が問題になっていますが、坂城町の途中入所の子どもの数と受け入れ人数の現状はどうか。受け入れられない場合は、どのように対応しているのか。以上で第1回の質問とします。

子育て推進室長（宮嶋君） 2、安心して育てられる保育園について順次お答えします。

初めに、イの子ども・子育て支援新制度の計画策定について。子ども・子育て支援計画の策定に当たり、ニーズ調査の結果をどう受けとめているかについてであります。全ての子供の良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子ども・子育て支援関連3法案が平成24年8月に成立し、これを受け、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートいたします。

この新制度のもと、教育・保育・子育て支援の充実を図るため5カ年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。計画の策定に当たりましては教育・保育・子育て支援の量の見込み、子育て家庭の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希

望などを把握するため、平成25年12月にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査の内容といたしましては、母親・父親の就労状況や定期的な教育・保育事業の利用の有無、子育て支援事業の利用状況、また今後の利用希望や意向等についてでございます。こうしたデータから町においてどんな事業が必要なのか、今後どのような事業が必要となってくるかなどを国の基本指針に照らし合わせ、また、子ども・子育て会議において検討してご意見をいただく中で事業計画の中に反映させていきたいと考えております。なお、支援事業計画策定に当たり、パブリックコメントについても今後、子ども・子育て会議を行っていく中で検討していきたいと考えております。

次に、今までとどこがどう変わるのか、保育時間の変更で子供や保育士にとってどんな影響があるかのご質問でございますが、新制度における保育の必要量につきましては、パートタイム就労を想定しました保育短時間利用と、フルタイム就労を想定いたしました保育標準時間の利用のいずれかに区分されます。保育短時間利用は最長8時間、保育標準時間利用は8時間保育を基本とし、最長11時間利用となっております。保育短時間利用の場合でも保育時間が最長8時間となることから、現在の保育時間と変わらないものと考えております。したがって、子供や保育士にとりましても保育短時間利用は8時間、標準時間利用についても8時間保育を基本としておりますことから、大きな影響はないものと想定しております。

続きまして、保育料を安くするための努力はされているかについてでございますが、新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲以内でそれぞれの市町村が定めることとされております。国が定める上限額はおおむね現行の私立幼稚園、保育所の実質的な利用者負担と同額程度とされております。また、保育料は各市町村が認定区分ごとに市町村民税額の階層区分別の保育料を定めることになっております。現在検討を進めており、今後、保育園等運営委員会においてご協議いただく予定ですが、国の基準額をもとにできるだけ公平な負担となるよう、現在の保育料の水準をベースとして階層区分の細分化を含め、保護者の皆様に大きな負担が生じないように検討してまいりたいと考えております。

次に、どんな子供に育つことを目標にしているかについてであります。坂城保育園では無限の可能性を秘めている子供たちが園生活を通して生き生き過ごし、明るい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目的に1、心身ともに健康で友達と本気で遊べる子ども。2、友達を大切にし、思いやりある子ども。3、最後まで頑張れる子どもを目標にしまして日々の保育に従事しております。

次に、行き届いた保育にするための職員体制の強化はについてでございますが、保育園全体の園長も含め正規職員、常勤的非常勤職員の年齢構成につきましては、50代が9名、40代が3名、30代が5名、20代が10名でございます。本年度のクラス人数と職員体制の現状でございますが、南条保育園は年長児36名に対し保育士2名、年中児38名に保育士2名、

年少児 33 名に保育士 2 名、2 歳児 18 名に保育士 3 名、1 歳児 18 名に保育士 3 名、ゼロ歳児 6 名に保育士 2 名。坂城保育園は年長児 23 名に保育士 1 名、年中児 11 名に保育士 1 名、年少児 26 名に保育士 2 名、2 歳児 17 名に保育士 3 名、1 歳児 11 名に保育士 2 名。村上保育園は年長児 23 名に保育士 1 名、年中児 23 名に保育士 1 名、年少児 22 名に保育士 1 名、2 歳児 12 名に保育士 2 名、1 歳児 12 名に保育士 2 名でございます。

障害児加配の充実をでございますが、保育園の障害児保育につきましては、療育手帳や身体障害者手帳、また医療機関の診断や長野中央児童相談所による意見書に基づき、加配が必要なお子さんについて充実保育士を配置し保育を行っております。保育園全体では、加配が必要な児童 28 名に対しまして充実保育士 10 名を配置しております。

本年度から新たな試みとして、5 歳児すくすく相談事業の相談員としてかかわっていただいております教育コーディネーター、臨床心理士、家庭児童相談員、教育関係者、保健師、子育て支援センター所長、保育園長等の委員で構成する要支援児保育支援委員会を立ち上げ、年長に上がる加配対象児の支援について、どのような支援が望ましいのかを要支援児一人一人検討し、通年加配の体制について現行の対応がよいのか、1 人の同じ加配保育士を通年通して配置したほうがよいのか、要支援児が安心して最大限自分の力を発揮できるよう支援し、スムーズな就学につなげることを目的に検討しているところでございます。

次に、職員研修をどのようにしているかについてでございますが、保育士の研修につきましては、県また県保育連盟が主催する 3 歳未満児担当保育士研修、障害児担当保育士研修やリーダー課程研修など各種研修に各園のクラス担任の職員が交代で参加しております。そして、その研修の内容については、それぞれ園の職員会等において報告し伝達しております。実技研修の際は、園児降園後実技の伝達講習を行い、職員全体に研修の内容を周知するように努めております。

また、町内 3 園の保育士の質の格差をなくすため、毎月 1 回同じ年齢を担当する保育士が各園に集まり、研修会や勉強会を実施するなど、町全体の保育向上にも努めております。さらに各園においては、県の保育専門相談員や特別支援教育推進委員の先生などをお招きし、園内研修を行っております。この園内研修は充実保育士の参加にも配慮して実施しております。そのほか 3 園合同で行う研修会や講演会なども実施しております。

こうした研修を重ねることにより、クラスを担当する職員や充実保育士が個々の子供の発達段階の情報を共有しながら基本的な知識の習得と専門性を高め、さらに具体的な技術や実践的な手法、現場で生かせる技術を習得し、よりよい保育につなげるよう努めております。

次に、途中入所の子供の数と受け入れ数についてでございますが、本年度の途中入園は 3 歳児以上児 2 名、3 歳未満児 17 名の申請があり、3 保育園で受け入れをいたしました。今後も未満児の申し込みが増えるかと思いますが、引き続き 3 保育園で対応していきたいと考えてお

ります。

5番（塩入君） 第2回目の質問をします。

ただいま室長から答えていただきましたが、時間の関係上絞って質問したいと思います。一つは、ニーズ調査やパブリックコメントの結果をどう生かすかという点ですが、具体的には3月議会で提案されてくるわけですね。私もこのアンケート調査を読みました。保護者が子育てするために懸命に努力している姿があります。その保護者の声をもとに2回目の質問をしたいと思います。

一つは、第1に一時預かりを利用したいが断られたり、4時までという時間で切られたりして困ったことがあった、何とか改善できないか。第2に子供が病気になったとき、またしばらく続いたとき私は休めないで、病児保育の体制はつくれないか。第3に保育料が高くて大変だ。千曲市から来たが、保育料も千曲市より高くてショックだったという声や上田市の方もいらっしゃいます。もっと階層を細分化できないか。最後に、パブリックコメントをまだやっていないわけですが、それを3月議会までに提案する具体案に盛り込むためにも、ぜひ町が中心になってやるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。

子育て推進室長（宮嶋君） 一時預かり保育の現状についてお答えします。

一時預かり事業は、平成23年度までは坂城、南条保育園の二つの園で対応しておりましたが、平成24年度より村上保育園にも一時預かりを開設し、保護者への利便性を図ってまいりました。利用人数も年々増加傾向で、町民の皆様にも一時預かりがしっかりと定着したと感じております。

この一時預かり保育は、基本的には希望される保育園でご利用していただいておりますが、利用者の人数の関係や園の行事の関係などで、ご希望されている保育園でお受けできない場合がまれにございます。そのような場合は他の2園で対応させていただいているという方法をとっております。今後も利用者が希望される保育園で受け入れてまいりますが、非常時の場合などにつきましては、3園で対応して受け入れをしてまいりたいと考えております。

次に、病児保育・病後児保育についてお答えいたします。

病児保育・病後児保育は通常親が就労しているなどで保育所に通っている児童が病気になったとき、あるいは病気が治っているもののまだ本来の状態に戻っておらず、通常の保育を受けるのが厳しい児童を親にかわり世話をするといった内容の保育でございます。この保育事業を行うには医療機関併設型、保育園併設型、単独型といった三つのタイプがありますが、この多くは医師が常にそばにいるという安心感もあり、小児科などの病院に併設された医療機関併設型であると伺っております。

当町におきましては、保育園児と完全隔離したスペースの確保などの施設面や医師、看護師等の専門職の配置など必要なことから病児保育・病後児保育を実施することは現段階で非常に

厳しい状況でございます。

町社会福祉協議会において、子育て家庭の支援としてファミリーサポート事業が実施されております。この事業は、仕事と子育てを両立させたいと考えているご家庭のために開設された子育てを応援するための事業であります。平成25年度からは病児・病後児の預かりの援助活動も取り組み始められております。町といたしましても少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子供や子育てをめぐる環境が大きく変化してまいりますので、子育ての総合的視点という観点から研究を重ねてまいりたいと考えております。

また、次に保育料の設定についてでございますが、新制度における保育料につきましては、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることになっております。現行の幼稚園、保育所の保育料の水準や国が定める水準をもとに設定していくものであります。先ほども申し上げましたが、今後保育園等運営委員会においてご協議いただく予定でございますが、現行の保育料と比較して保護者負担が急増しないよう配慮し、また階層の幅を狭くし、段階的に保育料が上がっていくような階層区分の細分化も含めまして、保護者の皆様に大きな負担が生じないよう検討してまいりたいと考えております。

計画策定に当たりましてパブリックコメントをとということでございますが、子ども・子育て会議の中で検討しながらパブリックコメントも実施していくようであれば実施し、反映してまいりたいと考えております。

5番（塩入君） 今、室長から答弁いただいたわけですが、特にパブリックコメントはこの市町村でもやって、できるだけ町民の声を聞いてつくっていくと、新制度をつくっていくと。これが基本です。そういう意味で町としてパブリックコメントは、やるんだという姿勢で会議で話し合っていていただければありがたいと思います。ぜひしてください。

次に、ロについて質問をします。時間の関係上、一つだけお願いしたいと思いますが、一つは年齢構成については、これ先ほど答弁されました。やっぱり中堅が少ないですね。そういう点では今後考慮して、どういうふうにしていくか十分検討してほしいということです。

質問したいことは、クラス人数と職員の配置ですけれども、先ほど各園の配置が発表されました。3歳児を1人で20人受け持つわけですが、これは国基準ですけれども、3歳児というのは活動的で知的好奇心も非常に強い最も手厚い職員体制が必要じゃないかというふうに思います。ほかの市町村でも今20人に1人という基準を町独自で15人に1人というふうに行っているところもあります。新潟市なんかも考慮してやっています。京都もやっています。そういうようなことで、町の財政から考えてもね、できるところからぜひそれは検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。以上です。

子育て推進室長（宮嶋君） 保育士の加配基準についてでございますが、保育園の保育士の加配基準は、国が児童福祉施設最低基準によって定めております。配置基準はゼロ歳児おおむね

3人に保育士1名、1・2歳児おおむね6人に保育士1名、3歳児おおむね20人に保育士1人、4歳児、5歳児おおむね30人に保育士1名と定めております。新制度においてはご存じのとおり、この保育士の配置基準の見直しはございません。町はこの国が定めております保育士の配置基準に沿って今までどおり保育士を配置し、行き届いた保育に当たってまいりたいと考えております。

5番（塩入君） 今、室長の答弁で二つ質問。一つはですね、今の保育士の特に体制ということで、国基準でやっていくというお話でしたけれども、やはり今小学校、中学の学校でも35人学級と。もう外国ではみんな20人学級以下になっているわけですね。ましてや小さい保育園児が1人で例えば4歳児以上は30人を対象とすると。小学校とまさに同じですよ。それから3歳児でも今言ったように20人ということで、本当に行き届いた保育をするためには、やっぱりクラスの数、人数ですね、これを考慮することが一番大事じゃないかと。これは義務教育の場でも同じです。ぜひその点、町独自で、これはもう独自でやるしかないわけですが、ぜひ新しい制度ができる、このときにこそ検討してもらえないかということで意見を申し上げます。

もう一つはパブリックコメント、今度の会議で話し合っただけというお話ですが、やはりパブリックコメントというのは本当に大事な、過程を踏んでいく上で大事なものです。そういう意味でぜひ町としてもね、これはやってもらいたいけどどうかというくらいの形で提起、提案をしていただきたい。そうしないとやっぱり十分徹底していかないんじゃないかというふうに考えますので、その点ぜひしていただきたいと思います。

最後に、まとめに入ります。今日は平成29年から3カ年計画の中で子育て支援をどう強めるか、また高齢者対策として健康寿命をどう延ばすかの施策を具体的に質問しました。前向きに答えていただいた点も幾つかありました。しかし、これから3カ年計画をもっと充実させるためにもです。目に見えるような形で子育て支援、健康づくりについて町を挙げて取り組んでほしいと思います。特に健康づくりについては、町としてはこういうことをやる、地域としてはこういうことをやる、また保育園や学校ではこういうことをやるというような体系的なものが施策の一つとして出されればいいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

また、子ども・子育て支援についてですが、国の新制度は問題だらけです。しかし、町に任せられた部分もたくさんあるわけですが、そういう中で悪いところはやめて、町民の要望に沿って、できるだけ今までよりよくできるような新しい制度をつくり上げていただきたい。そういうことを切に要望しておきます。これから本当に大変な時期を迎えるわけですが、ぜひ精力的に取り組んでもらうことを要望して私の一般質問とします。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦君の質問を許します。

13番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. ドクターヘリの運用は

ドクターヘリは、各地の消防本部が患者の症状をキーワードに基づいて要請し、重篤な患者が発生した場所に医師と看護師をいち早く派遣し、機内で初期治療を開始する人命救助に大きな威力を発揮しております。今後ますます活用されると思われれます。町内において今年のドクターヘリの出動が多いように感じられます。そこで、お尋ねをいたします。

イ. ドクターヘリの要請について

ここ3年間の出動要請の件数と町内で着陸した場所はどこなのか。また、着陸場所は決められているのでしょうか。そして着陸時、着陸場所の整備状況と対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

ロ. ヘリポートはできないか

町民の命を救うために、ドクターヘリが完全に離着陸できる場所を確保するためにヘリポートの設置はできないでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

住民環境課長（金子君） イのドクターヘリ要請についてお答えをいたします。

長野県のドクターヘリは、長野県が設置、運営しており、現在松本市の信州大学医学部附属病院と佐久市の佐久総合病院の2カ所に配備されております。ドクターヘリは人工呼吸器などの医療機器を備え、救急専門医と看護師を乗せ直接救急患者のもとへ向かうことができる専用のヘリコプターであります。

ここ3年間の出動件数と着陸場所はどこかというご質問ですが、町内に着陸したケースは、平成24年は1件で着陸場所は上五明にある坂城町運動公園でありました。平成25年は3件で上五明の運動公園が2件、文化センターが1件でした。平成26年は11月26日現在で12件、上五明の運動公園が4件、文化センターが6件、ポンプ操法訓練所が1件、坂城高校近くの空き地が1件でありました。この坂城高校近くの空き地への着陸につきましては、坂城高校近くで発生した交通事故であり、当初文化センターを選定しておりましたが、緊急性が高かったため機長判断で現場近くに着陸したとのことであり、非常にまれなケースでありました。

ドクターヘリの出動要請については、長野県内の消防本部が行うものであり、消防本部に119番通報があった際に、指令室員が電話の相手から聞き取った状況から判断する場合は23項目程度、救急車が出動し、救急隊員が現着時に患者の様態を見て判断する場合には26項目程度のドクターヘリ要請基準があり、基準に達していた場合にドクターヘリの出動を要請いたします。

千曲坂城消防本部がドクターヘリを要請しますと、通常は佐久総合病院から出動し、町内の着陸地点にもよりますが、15分以内にはランデブーポイントに到着します。ランデブーポイントとは、あらかじめ決められたヘリの着陸地点であり、一定の広さとヘリコプターの進入や離着時の空間に障害がないことなどを条件に臨機応変に設定されたポイントのことで、ドクターヘリと救急車で搬送された患者が接触する地点となります。

ランデブーポイントは、傷病者のいる地点から最も近いドクターヘリの着陸できる場所を消防本部が瞬時に選定し出動を要請します。場所の選定においては防災ヘリよりも小さく小回りの利くドクターヘリですので、その機動性を生かしヘリの離着陸の際や救急車等の進入の際の安全性、周囲の安全性などを確保できる場所を消防本部により選定いたします。ドクターヘリの着陸場所を固定せず臨機応変に対応することで、少しでも早く適切な処置を行える総合病院などへ患者を搬送することができます。

着陸場所の整備状況と対策でございますが、現在はグラウンドなどを緊急時にお借りし、ドクターヘリのランデブーポイントとしておりますので、着陸場所としての整備は行っておりませんが、グラウンドなどの施設管理者が本来の使用目的に沿った整備を常時行っております。グラウンドなどがランデブーポイントの場合は、ドクターヘリの離着陸の際に風圧でグラウンドの砂等が舞い上がるのを防止するために、ドクターヘリの出動要請と同時に消防署から指揮隊車とポンプ車を出動させ、散水を行い対処しております。砂等が近隣へ舞ってしまうというようなケースの対応については、ヘリの着陸前の散水などを充実強化していただくよう千曲坂城消防本部へ要望してまいります。

次に、ロのヘリポートはできないかについてお答えいたします。

ヘリコプターの着陸するところには、ヘリポートと呼ばれる場所と場外離着陸場と呼ばれるものの2種類があります。ヘリポートは飛行場と同じで決められた規格につくられたものであり、ヘリポート離着陸専用としてしか使用できません。それに対し場外離着陸場は空き地やグラウンドに臨時に離着陸する場合に、一定の広さとヘリコプターの進入や離着陸時の空間に障害物がないことなどを条件に飛行目的などを限定して、臨時に航空局が許可を長野県などの運行者に出す臨時ヘリポートがございます。

ドクターヘリについては、緊急避難に当たる法定機関の航空機等で、この場外離着陸場の事前許可を受けなくてもよいこととなっておりますので、緊急時においても複雑な手続など必要なく迅速な対応が可能となります。この機動性を生かしドクターヘリは人命救助のため移動時間や搬送時間を極力短縮しなければなりませんので、ランデブーポイントについても傷病者や疾病者のいる現場から最も近くに着陸できる場所を選定する必要があります。したがって、離着陸場を固定化するのではなく、それぞれの事故などの発生場所に、より近い場所で離着陸できる場所が使用されます。

町内の過去3年のランデブーポイントについても4カ所が使用されており、今後新たなランデブーポイントが設定される可能性もあります。しかしながら、場外着陸場としてグラウンドを利用するような場合、砂じんなど近隣に迷惑が及ぶようなケースでは、十分な散水やドクターヘリの着陸前に、近隣への周知等をしていただくよう千曲坂城消防本部に要請してまいります。

13番（大森君） それぞれご答弁いただきました。2回目の質問でございますが、ドクターヘリの要請は、24年度が1件、昨年が3件、今年は11月までに12件ということで急激に増えてきているわけですね。着陸場所、ランデブーポイントということらしいんですが、これ基本的には文化センターと町の運動公園が多く利用されているという、この2カ所のようなのですが、ヘリの着陸場所にポンプ車が来て散水してくれるということなんですけれども、私がちょっと目撃したところではね、その作業もしましたが、やはり砂ぼこりが舞い上がっているという状況があります。前日からずっと雨が降ってですね、下までしみ込んでいけばいいんですが、ただ水滴を上にもただけでは、十分に砂ぼこりを抑えるということにはならないと思うんですよね。その辺のところを先ほどご答弁ありましたように、そういう心配があるということをご答弁していますので、やっぱりその辺のところはご近所からの何か苦情とか、そういうものは消防署なり、あるいは役場のほうに寄せられているのでしょうか。そのことが一つ。

それから、ドクターヘリの要請の基準が結構項目があるんですが、こんなに増えている原因は一体何なんだろうということ、増えていることがいけないということではなくて、心配なのは町民の重篤患者の発症はですね、こんなに急激に増えてきているのかということや、あるいは交通事故、あるいはけがなどがあるということで心配するところなんです、必要性、出動要請が増えている内容はどのように分析されているのかお答え願いたいと思います。まず、イについてよろしくお願いします。

住民環境課長（金子君） ドクターヘリの着陸時に舞い上がる砂じんによるご近所からの苦情はありますかというご質問でございますが、坂城消防署に確認をいたしましたところ、ご近所からの苦情はないということございました。また、町への苦情も現在のところございません。

それから、出動件数の増加についてでございますが、けがや病気の状態、救急車による病院までの搬送時間など判断項目が20以上あり、判断項目の一つでも該当するとドクターヘリの要請ができるということでございますが、この判断項目に該当するか否かの判断に迷うケースがあるということでございます。そのような場合には出動をちゅうちょなく要請してほしいという県からの要請があることから、千曲坂城消防本部では救命の向上や後遺症軽減のため積極的に要請をしているということでございます。

また、ドクターヘリは平成17年7月から佐久総合病院を基地局として1機配備され運行が開始いたしました。平成23年10月からは松本の信州大学医学部付属病院にも1機が配備

され、運行を開始いたしたところでございます。以前は長野県内1機体制でありましたが、現在は2機体制となり、重複した出動要請にも対応できるようになったということでございます。このようなことが出動回数の増加の要因となっているということでございます。

13番（大森君） 安心しました。先ほどの答弁のところ、キーワードが全部当てはまらなければ要請できないんじゃないかと思っていましたが、そのうちの一つでも当てはまれば要請できるということで増えてきているのかなというふうに思います。その点については、よくわかりました。

口のヘリポートの設置の件ですけれども、航空法によるヘリポートの設置ということは、相当厳格な規格になるところですけれども、先ほどのランデブーポイント、着陸場所になる場外離着陸場のできる場所ということで、もう本当にびっくりしたのが坂高近くの空き地という、あそこに空き地どこかにあったかなというぐらい探してもわかりにくい場所ですが、そういうところへもおりられるということになれば、やはり今後ますますドクターヘリの活用が増えてくると思いますね。

これまでの状況では文化センターと運動公園という2カ所が大体主に利用されているということで、やはり一応これは町でも何とか対応できる場所ですのでね、航空法に基づかないヘリコプターということで、余り砂が舞わないような対応をしてもらえないかというふうに思います。それはもう例えば簡易舗装で羽根よりちょっと広めの簡易舗装をすとか、あるいはグラウンドであれば外野のところを芝生にして、そこのところに離着陸してもらおうと。消防署で確認したら、上山田の万葉運動公園ですかね、あそこのところが一番条件はいい場所だというふうに言うておりました。やはりそういう点を見てもあの運動公園に芝でも用意するなりして何か対応できないか、その辺についてご答弁願います。

住民環境課長（金子君） ヘリポートの整備についてということですが、ヘリポートは主にグラウンドを使用していることから、グラウンドを簡易舗装するということにつきましては、本来の使用の妨げになるというようなことで大変難しいものかと考えます。また、芝生についても本来の施設運営や管理面も考慮した上で、町として対応できるものなのかどうかを管理者と相談してまいりたいと考えております。先ほどから申し上げておりますように、ドクターヘリの着陸時に舞い上がる砂じんにつきましては、ポンプ車による散水の範囲の拡大とか砂じんの舞い上がらぬような体制を整えていきたいと考えております。

13番（大森君） これからますますね、ドクターヘリの利用が増えそうですので、やはりなるべく早く対応のほうをお願いしたいというふうに思います。

2. 国保の広域化の動きは

イ. 広域化で国保会計は改善するか

全国の国保会計は非常に苦しくなっております。政府は国保制度広域化法、これを来年

の施行予定で1月の通常国会に提出に向けて準備をしています。そこでお尋ねするわけですが、国はなぜ基礎自治体から国保会計を取り上げ、県単位の広域化をしようとする、その目的は何かをお尋ねいたします。

次に、国保の広域化で町が担う役割はどんなものになるのか。これもなかなか見えてきません。これについてどのようになるのでしょうか。

次に、保険者である市町村の国保税算出方法がそれぞれまちまちでございます。保険税はどう決められようとしているのかお聞きいたします。

ロ．町の国保会計の現状と見通しは

国保会計は6月議会での質問で、国保税の値上げについて、本年度は税率の改正は実施せず、据え置くことにしたが、非常に厳しい状況が続いているとの答弁がありました。厳しさの原因は、景気の低迷や非正規労働や無職などの低所得者の皆さんの増大と税負担増で、払えない人が増えたことと同時に、何よりも重大なのは国庫負担率が低下している、これが大きな原因であります。町の国保会計の最近の決算状況、保険税の対収入比率及び基金残高の状況はどのようになっているかお答えください。以上で1回目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） 初めに、イの広域化で国保運営は改善するかについてお答えをいたします。

国民健康保険は、協会健保や健康保険組合等の被用者保険と比較すると、加入者の所得水準が低いと保険料収入が低く、また一方で年齢構成が高いため加入者1人当たりの医療費が高額となり、支出が多くなってしまいうという構造的な問題を抱えております。また、小規模な保険者におきましては基盤安定が脆弱であることから、高額な医療費の支払いに苦慮しています。

これらの問題を解決するため、都道府県単位を一つの保険者としてまとめることで国保財政を安定させ、さらに運営を集約することにより効率化を図り、今後将来にわたって安定的な制度運営をすることを目的としております。また、都道府県は地域のあるべき医療提供体制へのあり方を形づくる立場であり、そこに国保の財政運営という双方の責任を果たすことにより、これまで以上に良質な医療が効率的に提供され、医療費の面でも効率化も期待されております。

広域化後の都道府県と市町村の役割分担等につきましては、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会において中間整理としてまとめ、現在国の社会保障審議会医療保険部会で協議を進めているところでございます。中間報告によれば、町が担う役割としましては保険料の賦課徴収と健康づくりのための保健事業の実施について挙げられております。これは地域においてきめ細かな事業実施が必要である業務については、町が担うことが適切であるとされたことから、町で実施していくものでございます。

また、国保の資格の取得や喪失等の資格管理と限度額認定やそれに伴う申請等の保険給付につきましては、被保険者の利便性を確保する観点から市町村が担うと考えられるものの、事務

の集約化や効率的な運営の確保という観点からは、都道府県において実施すべきとの意見もあり、引き続き検討されております。

国保税の賦課方法につきましては、当町においては所得割、資産割、均等割、平等割の合計額とする4方式としておりますが、4方式から資産割を除いた3方式、所得割と均等割のみの2方式という保険者もごございます。さらに課税する率や均等割等の金額は、それぞれ市町村で定めているため、賦課基準につきましては多岐にわたっており、賦課基準を加入市町村全てにおいて同一とする直接賦課方式は困難であるとの考えから、都道府県において医療給付費等の見込みを立て、それに見合う保険料として集める額を算出し、さらにその額を各市町村に割りつけ、市町村はそれを実際に被保険者に賦課し、徴収して都道府県に納めるという分賦金方式で検討されているようでございます。市町村においては、都道府県に納める分賦金に見合うようそれぞれにおいて税率等を決定していくようになるかと思われま。

広域化への移行の詳細につきましては、これから順次決定してくるものと思われましますので、町の国保にとって不利益とならないよう、国や県の動向に注意していきたいと考えております。

続きまして、口の町国保会計の現状と見通しはについてお答えいたします。

平成25年度坂城町国民健康保険特別会計につきましては、決算額17億1,713万2,427円で、24年度と比較しますと4,053万980円、2.4%の増となります。歳入における保険税の収入額は3億5,752万3,454円で、歳入全体に占める割合は20.4%となっております。24年度と比較しますと539万5,926円、1.5%の減となっております。

国民健康保険基金残高につきましては、25年度末現在高で1億4,399万1,839円であり、24年度と比較いたしまして1,820万2千円の減額となっております。国民健康保険につきましては、被保険者の減少が続き国保税の収入が減少する一方で、医療の高度化等により医療の支払いは増加しており、国民健康保険会計につきましては基金を取り崩す中で運営をしておりますが、基金残高は年々減少をしてきております。

町におきましては、引き続き国保税収入の確保に努めるとともに、保健センターを中心に特定健診の受診勧奨、保健指導など疾病予防に力を入れながら医療費の抑制、国保事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） それぞれご答弁いただきました。2回目の質問をいたします。

まず最初に、国保会計は構造的な要素があると。私に言わせれば構造的な欠陥があるということでございます。これは特に組合健保や社会保険等は、保険者がきちっとそれを補完していくというようなことがあるわけですが、残念ながら国保会計にはそれがありません。これは当然もう国費をきちっと投入するということは原則の保険制度です。そうでなければ国民皆保険と、この制度は継続しない内容であります。

まず、このところは何が原因かということで、やはりきちっとやっていく必要があるわけです。国がそれぞれの国保会計にきちっと手当をするという。このことをなしには国保会計は成立しません。たとえこれが広域化しても、今度は大きなパイの中で国の国保支出金を若干絞ってくるという可能性は、これまでと同じようにもう可能性は幾らでもあるわけですね。そういう点で国保会計が目に見えなくなってくる、また大変な状況が出てくるのではないかとこのように感じております。

特に、国保の広域化で町が担う役割ということで賦課徴収と保健事業が主な役割ということで、これだけじゃなく当然住民の利便性というふうに答弁でありましたけれども、保険税の賦課徴収やあるいは保険給付あるいは資格証の消失等の管理、あるいは差し押さえだとかいうのが出てきます。これはこの後で国保の徴収のあり方について、どういうものかということで今検討されているのが、分賦金制度で行われるという方向が話が進んでいるというふうにお話されました。

分賦金制度、これはいわゆるお上へ上納するという内容であります。そして、これは市町村に納めるべき国保税の総枠を県のほうが提示して、そして分賦金は医療費や保健事業、収入率などに基づいて坂城町はこれです、これだけの金額を上納しなさいと指定されてくるわけですよ。分賦金制度というのは、そういうものです。町は分賦金に見合うように保健税率を定め、そして賦課徴収すると。その分賦金は100%県の国保会計へ納めなきゃいけない。結局そうしますとですね、収入率が非常に問題になってくるわけですから、やはりこの取り立てが非常に厳しくなる。これは100%の収入率を上げなきゃいけないというところの県から指示、命令が出てくるというふうに心配されます。その辺のところについては、どのように判断されているのかご答弁をお願いしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 分賦金方式についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、都道府県において医療費等の見込額を立てていただき、それに見合う保険料として集める額を算出し、それぞれの額を市町村に割りつけ、市町村はそれを実際に被保険者に賦課徴収して都道府県に納めるというものでございます。これにつきましては、分賦金の決定方法、医療費の水準等を考慮するというところで、現在国のほうで検討を進められているということでございますので、現時点では検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。

13番（大森君） 国保は、特に市町村が国保を運営してこそ、基礎自治体本来の役割が果たせるのではないかと私は思います。その地域でその実情に合った医療政策あるいは収納の状況等々そういう隅々に目が届き、住民の命と健康を守る、こういう自治体本来の役割が果たせると思います。

町長にお尋ねしますが、そういう意味でこの国保会計が県へ一本化され、広域化されるとい

う点について、今、国がこのように進めている国保制度の広域化について町長のお考えをお聞きいたします。

町長（山村君） 先ほど来、福祉健康課長からいろいろお話申し上げましたけれども、制度の実際の細かいところまでまだ見えない面があります。しかしながら、ほかの案件でもそうですが、制度変更があっても坂城町の町民に不利益が生じないようにという点では同じでございます。実際に県でやるとすると、町でやるのは実際の国保の運営のほう、それから保健医療の医療行為ですね、そちらのほうに保健センター等の活動になりますけれども、全体を通して不利益がこうむらないように注意深く見ていきたいと思っております。

13番（大森君） 町長の今のお考えをお尋ねしました。国保で制度が変われば、やはりそこにはどちらかの何らかのメリットとデメリットというのが出てきます。それについても坂城でどうかということも当然あるわけですが、やはりこの制度自体がどういう中身なのかというところは、子供の新制度でもそうですし、あるいは介護保険なり、あるいは後期高齢者医療についてもどンドンどンドン制度が壊されてきている。これまでずっと戦後ずっと培ってきた中身が壊されてきていると。こういう中で制度が変わって様子がまだ見えてこない、決まるまでわからないということじゃなくて、こういう動きについてきちっと察知をし、この中身が一体どういう方向へ動いていくのかということについて、やはり政策的に町の職員は持つべきだというふうに思います。

待ちの姿勢、待っているというね、姿勢ではなく、やはり構成的にどういう情報が今国で動いているのか、これについてこの制度が実際の町の町民にとってどういう制度に変化されるのかということについて先取りしてですね、やっぱり見ていくと。制度が決まってきて、それで条例をつくっていけば、それで済むということではなくて。その辺の対応をですね、きちんとしてもらいたいと思うんですよね。課長にその辺もう一度ちょっとご答弁いただきたいというふうに思うんですが、待ち姿勢じゃなくて、もう少し構成的にどういう制度で、これについて町とすれば、こういうことを提案していきたいということも当然出てくるでしょうし、その辺についてはいかがでしょうか。

福祉健康課長（天田君） 先ほどからご答弁申し上げますけれども、この関係につきましては、詳細につきましてはまだまだこれからというところでございます。これからいろいろなところでそういう通知が国・県を通じて私どもの手元に参ってくると思われま。その点で国・県の動向をしっかりと注意しながら、町においてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

13番（大森君） あと、町の国保会計の状況についてお尋ねいたしまして、厳しい状況だということとは変わらないわけですが、この広域化になるまでの間ですね、今後の資金不足等についての心配なのか、あるいは大丈夫だというふうに言えるのかちょっとわかりませんが、これに

ついて万が一資金不足の現実的になった場合、どのように対応されるのか、税率の変更で値上げしていくのか、あるいは一般会計から法定外繰り入れをして、それで対応をしていくのか、あるいはまたそのほかのことがあればあるんですが、どのような対応をされるのかお尋ねいたします。

福祉健康課長（天田君） 国民健康保険事業は国保税また国・県・町からの公費、社会保険制度からの交付金などを財源として運営をしております。運営におきまして不足分が生じた場合につきましては、国民健康保険基金を取り崩し運営をしております。

今後につきましては、詳細等々不明なところがございますけれども、仮に不足分を基金を取り崩している中で運営しているところがございますが、仮に基金が不足した場合ということで想定をいたしますと、保険料の見直し等を検討せざるを得ないかと思うところがございます。

また、一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、国保事業は一つの独立事業的な性格を有しております。特別会計において独立採算で処理されるものであるため、現時点ではそうしたことから一般会計の法定外の繰り入れにつきましては考えていないところでございます。

13番（大森君） やはり国保の国民皆保険ということをきちっと守っていく制度、この体制をとっていくということを要望いたしまして、次の質問に入ります。

3. 来年度予算の編成方針は

ここで町民の皆さんに一つおわびの報告をさせていただきたいと思います。私ども日本共産党議員団が9月議会において反対すべきものを賛成してしまいました。税条例の改正で、一つは富裕層が乗る高級車には手をつけず、庶民の足である軽自動車やバイク等の軽自動車税の値上げについて、町民の皆さんに負担を押しつけることになってしまったこと。二つ目は、町民法人税の引き下げです。国は市町村間の財政力格差の是正のためにとして、町民法人税の一部を国税化するため、税率を14.5%から11.9%、2.6%減に、県税も1.8%の引き下げとしました。納税する法人企業の皆さんには負担は変わりませんが、そもそも町に入るべき町民法人税が国に横取りされることになってしまいました。結果、町民の皆さんに負担を押しつけること、また町の財政に影響を与えること、このようになってしまいました。深く反省するところでございます。今後より一層町民生活に寄り添い、町民要望がかなう町政にするためにしっかりと活動してまいります。それでは質問に入ります。

イ. 来年度予算の編成方針は

安倍政権は、アベノミクスで格差を広げております。そして今年4月の消費税8%への増税は、日本経済を深刻な危機に突き落としました。家計消費や住宅投資など内需の落ち込みによってGDPは2期連続のマイナスとなりました。景気悪化は駆け込みの反動減で、夏には回復するという政府の言いわけは完全に打ち砕かれました。安倍首相が増税が個人消費の打撃になったことを認め、10%増税の1年半先送り実施を表明せざるを得なくなったこと、これは

みずからの経済失政を認めたものであります。

今、景気悪化は円高による物価上昇に加え消費税増税を強行した結果であり、増税不況にほかなりません。日本経済を深刻な不況に陥れた安倍政権の責任は重大であります。今回の消費税増税ほど道理に立たないものはありません。社会保障のためと言いながら医療費を上げる、年金は連続削減、介護サービスは取り上げる、あらゆる分野で社会保障は悪くなるばかりです。財政再建のためと言いながら、大企業には今政府が言っているだけで2.5兆円、財界の要求どおりなら5兆円もの大減税になります。安倍首相は1年半の先送りをした後には、景気がどうなっていようと消費税を10%にすると明言して国会を解散し、今、選挙戦の真ただ中であります。

こうした中で一般質問を行うわけですが、答弁にも苦慮されるかと思えます。また、来年は一斉地方選挙のため、来年度予算編成は骨格予算となりますが、歳入については経済情勢をしっかりと分析し、今後の動向を見通して予算編成をしなければなりません。歳入の見通しはどう考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、来年度予算編成は骨格予算ですが、これまでの継続事業で拡大されるもの、あるいは縮小、廃止されるもの何かあるでしょうか。また、当初予算からの新規事業は何かあるかお尋ねいたします。

ロ. 財政調整基金をどう考えるか

地方財政法第4条の4で、積立金は次の各号の一つに掲げる場合に限り、これを処分することができる。その中に3、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときの、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときとは、どのようなことを想定されているのかお尋ねいたします。

次に、この議会の一般会計補正予算に、年度途中でありながら歳入で1億5千万円の法人町民税の補正があります。これらの基金残高が幾らかということではありますが、この26年度末の基金残高の見通しについてお尋ねいたします。

次に、天井知らずの財調の上積みでなく、節度ある財政運営をするために財政調整基金の条例をつくることを提案いたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） では、私からは3の来年度予算編成方針は、イ来年度予算の編成方針は何かということについてお答えを申し上げます。

長野県の経済動向は、日本銀行の松本支店の発表によりますと、生産の一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに回復しつつあるの観測であります。また、消費税率引き上げに伴う消費マインドの低迷といったマイナス要因もある中、持ち直しの方向で推移しているとされております。

昨日7～9のGDPの速報に続いた確定値といいますかね、報告がありまして、前回の速報値では7～9でマイナス0.4、年間ではマイナス1.6だったものが、昨日はマイナスの0.5、年間でいうとマイナス1.9ということで、さらに下方修正がされたということではありますが、今申し上げたような日銀の松本支店の発表の中にあります、これは7～9の速報値で後の結果ですけれども、方向としては体制に影響はないだろうというふうに思っております。

さて、町内企業への業況調査、これは3カ月に一編行っておりますけれども、前年同期に比べ生産量、売り上げなど好転していると感じている企業が多い一方で、今後の見通しについては昨年からの業績回復を掲げつつも円安による原料費や燃料費などのコスト増加もあり、現状での推移を見込む企業が多く見られます。これは町の企業の状況であります。

そういった中で、今年度の町税収入につきましては、法人町民税が大きく増額となる見込みとなり、企業収益や雇用状況の改善など、国の経済政策、アベノミクスの効果も感じ取れる状況にもあります。

27年度の財政見通しにつきましては、政局の動向を初め地方創生施策の方向など不透明な状況にある中で、歳入面では総務省の概算要求における地方交付税について26年度に比べ5%の減額となっており、地方の人口減少の克服に必要な財源確保などに向けた交付税率の引き上げ要求といった方向性は示されているものの、現状におきましては減額が見込まれるというところでございます。

また、町税におきましては個人町民税におきましては、ここ数年の実績からも堅調な推移が見込まれるものの、法人町民税につきましては今後のさらなる景気回復に期待を寄せつつも、先ほど議員からおっしゃられました税制改正の影響や国内総生産GDPのマイナス成長により経済情勢の先行き不安もあり、見込みが立てにくい状況となっております。政府の説明では先ほど大森議員からお話がありました町民法人税の率を変えるけれども、その分は交付税で何とかするという話なんです、これがよくわからないという面がありますので、不安な面があるというところでございます。

また、固定資産税につきましては、27年度は評価がえの年に当たり、特に家屋について年数の経過に伴う影響が予想され、下落傾向の続く土地の動向も含めて減収を見込まざるを得ないという状況になっております。

一方、歳出におきましては継続的な幹線道路や公共下水道事業などの整備に加え、既存インフラの長寿命化経費、少子高齢社会に向けた地域福祉策、医療・介護といった社会保障経費などさらなる需要増が見込まれます。また、27年度は南条小学校が竣工いたします。南条小学校建設については国庫補助金や地方債を有効に活用しながらも、多大な町の財源が必要となっております。

そういった状況の中で27年度につきましては、統一地方選挙を控えておりますことから、

当初予算につきましては骨格編成となっております。骨格予算でございますので、義務的経費、経常的経費を中心とした編成となるわけですが、各事務事業につきましてさらなる内容の精査を図り、多様化する行政需要を踏まえる中で予算編成を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続いて、27年度当初予算において拡大、縮小される事業があるかということでございますが、先ほど申し上げました南条小学校建設事業につきましては竣工年度を迎え、大幅な事業費の増加が想定されます。また、今年度システム改修などの準備を進めております子ども医療費給付事業につきましては、入院に加えて通院についても給付対象範囲を中学生まで拡大してまいります。逆に小網地区への上水道布設事業につきましては、舗装の復旧を残しまして管渠の布設工事が今年度で完了いたしますことから、これは縮小を見込むところであります。

また、骨格予算における新規事業でございますが、今議会に条例改正等をお願いしております子ども・子育て新制度に伴う児童館の対応などは、年度当初からの運用が必要となることから当初予算に組み込んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、27年度当初予算の編成作業につきましては、今後本格化してまいります個々の事業の必要性を見きわめ、より効率的な予算の編成を進めてまいりたいと考えております。

総務課長（田中君） ロ、財政調整基金をどう考えるかについてお答えいたします。

財政調整基金につきましては、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、坂城町積立基金条例に基づき設置されております。地方公共団体の財政は経済不況等により大幅な税収の減少に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされること等がございます。このような予期しない収入減少や不時の支出に備え、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕がある年度に積み立てを行っているものでございます。

当年度の歳出は、当年度の歳入で賄うことが大原則ではありますが、当町のように歳入が景気の動向に左右され、企業収益や個人所得の状況で大きく増減する場合は減収時の備えが必要となります。また、減収に伴う地方交付税の交付が当該年度に必ずしも反映されず、タイムラグ、時間差を生じて行われることから、ある程度の積み立てが必要と考えております。加えて、東日本大震災を初めとした予期しない自然災害などを考えた場合、不慮の支出への対応等の想定も考えると積立金は必要と考えます。

財政調整基金の処分につきましては、ご質問にございました地方財政法第4条の4に規定されており、取り崩しができる要件として、1号として経済事情の変動などに伴う減収の補填、2号として災害経費の財源及び災害に伴う減収への補填、3号として大規模な土木建設事業の財源と、その他やむを得ない理由による経費の財源、4号として財産の育成のための財産取得

等の財源が規定されており、当町におきましても同様の内容で条例で定めております。

ご質問の3号の後段、その他やむを得ない理由による経費の財源につきましては、例えば急に発生した施設の修繕経費ですとか大雪に対する除雪経費、制度変更に伴うシステム改修経費などさまざまな状況が想定されるところでございます。

続いて、26年度末の基金残高につきましては、本議会に上程しております一般会計補正予算（第8号）までを勘案した時点で22億3,700万円を見込むところでございます。

最後に、財政調整基金条例の制定に係るご提案でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、町では坂城町積立基金条例に基金の設置や管理、処分といったものを定めており、積み立てについては、第3条に基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めると規定されております。財政調整基金に積み立てる際には第3条に基づき予算化を行っておりますことはご案内のとおりでございます。積立額につきましては、その時々状況により大きく異なります。また、財源が不足する際には当然取り崩しも必要となってまいりますことから、積み立てに係る規定につきましては、当面現行の運用を続けてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 来年度予算の編成についても2回目の質問をしたかったんですが、ちょっと時間がございませんので、財政調整基金についてちょっとお話ししたいと思います。

リーマンショックが2008年にありました。その翌年の財政調整基金は12億9,600万です。22年が16億4,600万、23年が19億7,800万、24年が21億34万、それから25年度は21億88万、そして今の答弁では22億3,700万ですか。ということで、緊急時必要かもしれないですが、一体幾らが緊急時なんですかということなんです。もう天井知らずじゃないですか、これでは。やはりそのところは節度を持って、もっと町民生活にきちんと充てると。これは全額おろせということじゃないわけですよ。その一部、1億円おろして町民の皆さんに生活の下支えをしてあげる、こういうこと、本当に手当を厚くして上げるということは大事だと思います。

もう一つは、生活道路である町道の補修はほとんど行われておりません。これもそこら中からね、苦情が出ています。産業道路だってすぐ穴ぼこがあいているんですよ。こういうところをきちんと、生活道路をきちんと確保してあげる、こういうところへも充てていくことが必要です。そのことを要望いたしましてですね、私は今回の一般質問を終わることにいたします。

議長（柳澤君） ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時09分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

行います。

1. 安心・安全な町づくりについて

先月22日、長野県北部を震源とする震度6弱の大きな地震が発生しました。後に長野県神城断層地震と名づけられましたが、被害は白馬村、小谷村、小川村を中心に長野県北部地域に及びました。そして、この地震の被害の状況は、12月5日現在で重傷者を含めた負傷者が46名、家屋の全壊が39棟、半壊が71棟、一部破損は1,194棟でした。寒さ増すこの時期に被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、今回の地震の規模は震源の深さが約5km、マグニチュード6.7で内陸型地震では大きいほうでした。県内を縦断する断層帯糸魚川静岡構造線の一部の活断層が震源と見られております。糸魚川活断層帯ではマグニチュード8級の巨大地震が起こる可能性があり、その確率は30年以内に14%と推定されています。

活断層による地震の発生確率としては高く、内陸直下で巨大地震が起きれば、甚大な被害が出るおそれがあると指摘されています。今回の地震を振り返ってみますと、大きく壊れた住宅がある一方、1人も犠牲者が出なかったことが大きな特徴です。白馬村の会社役員柏原さんは、近所に住む目が不自由なひとり暮らしの70代の女性の安否が気になって、傾いた家からスリッパのまま飛び出し大きな声で呼びかけ、無事な彼女を確認し、傾いた家から外へ連れ出し、けがもなく、ともに助かったそうです。このように日ごろから顔の見えるおつき合い、つまりお互いに気にかけて暮らしていたことが、迅速な救出につながったのだと考えます。

このことから日ごろからの共助の体制づくりが、いざというときに大きく役立つことを改めて学びました。そんな意味でも、もう一度町としての防災計画の見直しや住民への意識啓発など再確認が必要ではないかと考えます。そこで、3点について質問をいたします。

イ. 自主防災会の現状は

最近では自然災害が頻発し、あらゆる災害への対応が迫られます。その中で27区の自主防災会は地域の安全を守る大事な役割を担っております。そこで現在までの各区の取り組みで防災マップの作成状況や防災訓練の実施、また各区の皆さんへの意識啓発など把握されている内容についてお聞かせください。

ロ. 防災士の育成を

東日本大震災以降、日本防災士機構が認証する民間資格「防災士」の取得者が増えています。自治体職員やライフライン関係企業の社員らに加え、学生や主婦ら一般市民も被災地でのボランティア活動に生かしたい、自分の身や家族を守りたいと受講を申し込むようになったためです。

さて、この制度は阪神淡路大震災の教訓から誕生いたしました。防災士は地域の防災力の強

化のために自主防災組織推進に大いに役立ちます。ぜひ当町でも防災士を育成し、各区の自主防災会の強化に力を入れてはと考える。そこで、現在当町には防災士は何人いるのでしょうか、把握されていたらお答えください。

ハ、防災セミナー、防災訓練について

今年の5月に防災セミナーがありました。その中で防災について行政に望むことはどのアンケートに対して、定期的に防災の講演会などを開催し、意識を高めていけるようにしてほしいとの声がありました。大事なことと考えるが、その点について見解をお聞きいたします。

また、町総合防災再訓練ですが、毎年4地域を巡回して行っています。その内容については町防災訓練計画に基づいているものと思われませんが、災害が多い昨今、その実施内容はどのようになっていますか、その点についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいまご質問をいただきました1、安心・安全な町づくりについて、イからハまで各おのおのご質問いただきました。私からは全体的なことについてお答え申し上げます。

今お話ありましたように、去る11月22日、土曜日の22時8分ごろ長野県北部の北安曇郡白馬村を震源とするマグニチュード6.7、震度6弱、神城断層地震が発生し、激しい揺れが白馬村、小谷村などを襲い、家屋の全壊47棟、半壊及び一部損壊が約500棟に上り、負傷者も重傷者を含めると45人に上るなど大きな被害が起きました。

今回のような地震が発生した場合、交通の遮断、多くの家屋の倒壊などにより行政、消防、警察などの公的機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなときに力を発揮していただくのが自主防災会のような地域の協力体制であります。自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神に基づき地域のきずなを深め、助け合いの精神を持って地域の防災活動に当たっていただきますよう、引き続き自主防災会の育成支援を行ってまいりたいと考えております。

また、町では神城断層地震直後、職員が町内のパトロールに当たり、町の施設及び福祉施設の点検を行うとともに、千曲坂城消防組合坂城消防署とも連携して町内の被害状況を確認いたしました。また翌朝、再度道路及び各施設等を点検し、朝8時に各課長を招集する中で点検状況の報告を受けております。幸いにして坂城町では被害はありませんでしたが、今後まだまだしばらくは余震が続くと思いますので、引き続き災害時における迅速な初動体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、町道の除雪につきましては、本年2月の大雪を教訓としまして、循環バス路線や町内の主要施設へのアクセス道路を優先し、迅速に除雪を行うため、また今年度から豪雪時に備えて県と連携し、県が保有する大型除雪機械の導入を柱とした県道と町道の相互除雪を実施し、初動体制の強化を図り、効率的な除雪を行ってまいります。

次に、地域住民への情報配信の強化のため、今年度 J－A L E R T 自動起動装置を導入し、J－A L E R T からの災害情報などを瞬時に上田ケーブルビジョンのテレビ放送画面へ流せる L 字放送の開始に向け、17日には「災害時におけるケーブルテレビ放送の要請及び臨時災害放送局の運営に関する協定」を上田ケーブルビジョンと取り交わし、今月19日より運営を開始いたします。

また、あわせて登録型配信メールについてもご自身で登録していただく必要はございますが、J－A L E R T の自動起動装置と連動させ、お手持ちのスマートフォンや携帯電話、パソコンで災害情報などをメールで受け取ることができるよう準備を整え、L字放送とともに19日から運用を開始いたします。さらに登録型配信メールは災害関連情報だけではなく、安心・安全情報や町からのお知らせなど幅広く情報をお届けすることができますので、皆さんもぜひご利用いただきますようお願い申し上げます。その他詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。以上であります。

住民環境課長（金子君） イの自主防災会の現状はについてお答えをいたします。

自主防災会は、地震や風水害などによる災害の防止、被害の軽減を図るための地域住民による自主的な防災組織であり、多くの自主防災会では区長さんが自主防災会長となる形で組織されております。災害が発生した場合には、地域住民と地域を守るためにいち早く対応できるよう日ごろから体制づくりなど準備をされていることと存じます。

2011年に発生した東日本大震災や長野県北部地震を契機に、各自主防災会においても自助と共助と協働といった防災意識の高揚が図られ、それぞれ自主防災会が独自の考えや計画のもと災害に対しての備えを行っていただいております。

また、自主防災会活動についても各自主防災会単位で防災訓練を行ったところは昨年度は10地区でありましたが、今年度は13地区と約半数の自主防災会において区民の皆さんの参加のもと訓練を実施されております。訓練内容につきましては消火器や消火栓を使い、初期消火訓練を実施したところが8カ所、各家庭から応急避難所までの避難訓練を実施したところが2カ所、風水害対策用の土のうをつくって公民館などにストックしたところが2カ所、AED講習など救急救命講習を実施したところが3カ所、情報伝達訓練を実施したところが1カ所、防災学習会を開催したところが1カ所でございます。

このような自主防災会の防災訓練の内容については、各自主防災会に向けて防災訓練の実施など防災の取り組み強化をお願いしていく中で、各自主防災会の参考となりますようお知らせをしまいたいと考えております。

防災マップ・支え合いマップの作成については、町社会福祉協議会が支援窓口となっており、現在7地区が作成を完了しております。今後、より多くの自主防災会が支え合いマップを作成できますよう区長さんや自主防災会長さんが集まる機会を捉え、町社会福祉協議会でも呼びか

けていくようであります。町といたしましても未作成の自主防災会には防災マップの作成に取りかかっていますようお願いをしましてまいりたいと思います。

次に、ロの防災士の育成をについてお答えをいたします。

防災士は、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識・知識・技能を有するものとしてNPO法人日本防災士機構が認定した方たちのことでもあります。

防災士を取得するには、日本防災士機構が開催する2日間の会場研修を受講し、資格取得試験を受験します。資格取得試験に合格し、日本防災士機構に認定されると認定防災士となります。防災士取得にかかる経費は受講料等で6万1千円程度はかかります。現在、町には防災士が何人いますかというご質問でございますが、日本防災士機構に確認をいたしましたところ、今年11月末現在で5名の方が認定をされております。

次に、ハの防災セミナー、防災訓練についてお答えいたします。

定期的なセミナーを開催についてのご質問でございますが、現在、町では防災セミナーは開催しておりませんが、最近の自主防災会や地域の方々の防災意識は高まっており、さらなる意識の高揚が図られるよう、県の出前講座を活用した講習会など検討をしております。

町総合防災訓練の内容でございますが、町総合防災訓練は2011年の東日本大震災や長野県北部震災を契機に、その年の町総合防災訓練より実際の災害を想定した地域参加型訓練を行ってきております。町総合防災訓練では地震を想定し、発災後、応急避難所となる公民館等に避難をし、そこから文化センターや小学校のような中核避難所へ避難する避難誘導訓練、地震による2次災害で火災が発生したと想定した消火器を使った初期消火訓練、倒壊した建物の下に負傷者がいることを想定し、瓦れきなどの動かし方や負傷者の救出方法を学ぶ倒壊建物除去訓練や負傷者搬送訓練、応急手当訓練を消防署員の指導のもと行っており、各自自主防災会の方々には数名ずつであります。また、消防団においても火災想定訓練や部隊増強訓練といった本番を想定した訓練を行うことにより防災体制の強化に努めております。

町総合防災訓練においては、参加型訓練が今年で町内を一巡いたしましたので、来年度から総合防災訓練については今後消防署と内容等検討し、新たな総合防災訓練となるよう検討してまいります。

3番（吉川さん） ただいまは町長を初め担当課長から詳しい説明をいただきました。今年の大雪対策として、除雪を今年から県道、町道に関しては県と一緒に取り組んでいただけるということになり、本当に町民にとっては大変ありがたいものです。また、安心・安全ということで、まずお話の中にはなかったんですが、命を守るカプセルをこれを全町へ導入していただけるということ、そしてまた19日から今もお話がありました運用開始の坂城町すぐメール、

これも11月号の広報に出ておりましたが、これは私も昨年と一昨年、一般質問で提案させていただいたものです。早速、住民のために導入いただけるということで、町長の英断を高く評価したいと思います。では、2点について質問をいたします。

イの自主防災会ですが、今もお話がありました、27区、皆大きさが違います。その中で今のお話のように本当に危機感を感じて、体制がどんどん今は整ってきております。そして話の中には支え合いマップが7区完了した、そして防災訓練も昨年は10地区で今回は13地区が挑戦をしているということで、具体的に進んできております。

その中で一番はやっぱりこの支え合いマップなんですが、うちはできていないから、いざとなったらわからないよ、どこに誰がいるかわからない、このようなことがあってはいけないと思います。そこで、今のいろんな27区の実情の中で一つ見えてくる課題がありましたら、お答えください。

そして、口の防災士ですが、これは今5人いるというお話でした。現在、全国には8万5千人ほど誕生しております。ただ、この防災士の資格というのは、今もありましたとお受講して試験を受けるのに6万1千円ほどの費用がかかってしまいます。そして、講座は東京とか福岡、また京都、北海道と出向いて行かなければ受けることができません。そのため、現在近隣市町村ではこの受講料、試験料などを全額負担、もしくは半額負担をして、今防災士を養成しているところが出てきております。ぜひ、当町でもこのように自主防災会の強化のために、自主防災会にまず1人育成するという意味で助成を検討できないか、この2点についてお伺いいたします。

住民環境課長（金子君） 自主防災会の実情で見えてくる課題はというご質問でございますが、現在27地区にございます自主防災組織は、その地域の実情に沿った計画や活動を行っております。地域ごとの住民の人数の違い、それから組織を構成する役員の数もまちまちであり、全地区が統一した組織構成をしておらず、訓練などの活動内容も各地区の実情によりそれぞれでございます。

しかし、各地区の自主防災会で同じ活動をしないから、他の地区でも参考になることもございます。各地区の自主防災会組織同士情報交換を行い、他地区のよいところやまねできるところをみずからの地区に取り入れて発展、向上につなげていくことができるかと考えます。

しかし、現在においては各地区間の情報交換をする場が少ないことが課題であると考えます。町としましても27地区の全ての活動・計画をしっかりと把握する必要があると考えております。各地区の活動をしっかりと把握しておくことで、それぞれの地区に助言や支援などができるものと考えております。今後は各自主防災会同士、自主防災会と町がしっかりと情報交換を行えるような場の設定などを検討してまいりたいと考えております。

次に、防災士の認定取得への助成をというご質問でございますが、認定防災士に地域の自主

防災組織の中核を担っていただくということも、地域の防災力を上げる一つの方法であると理解するところではございますが、町内全地域に認定防災士を配備していくには、認定防災士取得にかかる時間的及び費用的負担を考えますと、町としては難しいものと考えているところがございます。

現在、町には長野県から委嘱された自主防災アドバイザーが1名おり、自主防災組織や町の防災計画などにアドバイスをいただいているところがございます。長野県では自主防災組織リーダー研修会を実施しており、こちらの研修会も自主防災組織のリーダーを対象に2日間かけて自主防災組織リーダーを養成するものであります。また、長野県危機防災課が主催する出前講座を利用することで、組織や個人のスキルアップにつながります。町といたしましては、それらを活用することで費用面や時間的な面の個人や組織の負担を軽減することができ、またより多くの方々に受講する機会があるため、自主防災会の皆さんだけではなく大勢の方たちが防災に関する知識の向上を図られ、地域の活動に大いに役立てていただけるものと考えているところがございます。

3番（吉川さん） 再質問に入ります。今27地区の活動をしっかりこれから把握していくという答弁がありました。

1点目として今の課題ですけれども、先日、私も上平の自主防災会の状況を伺う機会がありました。まず、どこもやっていると思いますが、地図の中に避難場所と井戸水、それから災害対策本部が示された看板が地域に8カ所掲示してあります。そして、助け合いマップの更新のために毎年4月にはサポーター会議を行って、独居老人、寝たきり、身体障害者、未就学児の把握をしています。これは毎年更新をしています。いざというときのために具体的になっておりました。

また、地元中之条区では、このように保存版の冊子が今年8月に全戸に配布されました。この内容は消火栓や防火水槽の配置図がしっかりと示してあります。大変今までこういうものがなかったので、ありがたいと思っています。また、我が区では76名の今、要援護者が登録され、35人のメンバーで班を構成して、いざというときには担当するように決めてあります。

このように区によって違いますけれども、どんどん進めている地域は進んでおります。そういう意味で今、課長のほうからも情報交換ができる場所というお話がありました。ぜひ防災協議会というものを町と消防と婦人消防、また各区自主防災会の会長さんなどが集まっていたいて、ぜひ実施していただきたいと思います。

2点目として、ただいま防災士の話の段でありましたが、費用的負担が重いということで、県主催の自主防災組織リーダー研修会、これが2日間行われているという話がありまして、そこに養成をしていきたいという話があったんですが、この研修の内容について1点お聞かせいただきたいと思います。

それから3点目として、今防災士は大変厳しいというお話があったんですが、私もこの10月受講して、防災士の資格を取得してまいりました。当日は学生から警備会社の方、また自主防災会の方など110名ほどが受験をいたしました。長野県では現在小諸市、箕輪町では受講費用をこれは全額助成しております。また、全国では愛媛県なんですが、松山市では市内全ての自主防災組織に防災士を配置して、住民の防災に関する地域防災力の向上を図っております。さらにこの松山市では各公立小中学校の職員、教職員2名、この2名を防災士として養成して災害に備えております。これも費用は助成しております。

先ほども防災士の任務の内容のお話が課長からもありましたが、一つは災害への盤石の備えとして各自主防災会にかかわらない、防災会長は毎年かわっていくかもしれないんですけども、自主防災のこの防災士を1人養成できないかということです。

今のお話の中で、試験を受けるのが大変だというお話でしたが、東京まで出て行くと交通費と宿泊費とかがかります。もう一つ提案ですが、50人以上受講者が集まると、東京まで行かずに地元に向こうから出向いていただいて受講できるシステムが設けられております。そういう意味で、町だけでだめであれば、広域で投げかけていただいてこの防災士の育成をしてみたらどうかと考えますが、この点について再度お聞きいたします。

住民環境課長（金子君） まず最初に、自主防災会協議会のような各自主防災会長で組織した会議を開催したらどうかというご質問でございますが、先ほどご答弁でも申し上げたところでございますが、自主防災会の実情で見えてくる課題でもありますが、自主防災会同士の情報交換の必要性を感じておりますので、各自主防災会の会長などにお集まりをいただき、県の出前講座などを利用した研修などを行う際などに意見交換なども行えるような形を検討してまいりたいと考えております。

次に、自主防災会組織リーダー研修会の内容はというご質問でございますが、今年度で開催された研修会の内容については2日間行われましたが、初日については3講義、1講習を行っております。講義については自主防災組織の活動について、それから防災にかかわる最近の動向について、これら二つの講義は長野県危機管理防災課職員が講師となっており、もう一つは気象情報の活用についてを長野地方気象台防災気象官を講師に行っております。講習については消防職員によるAED講習など一般救命講習を行っております。2日目においてはワークショップにおいて日常生活や災害時における、さまざまなどちらかを選ばなければならない状況において自分ならどう判断するかを考え、グループ内で話し合う災害クロスロードを行い、午後は地区のさまざまな防災上の課題の紹介から始まり、年度ごとの取り組み内容、地区の防災訓練を通じて明らかになった課題、地域防災で重要と思われる事項などについて講演をされております。

続きまして、50人以上の防災士の受講希望者を募り、防災士取得の講習会を地元で開催し

てはどうかというご質問でございますが、受講にかかる費用の負担あるなしにかかわらず、町のみで50名の受講者を集めるのは、かなり難しいところでございます。したがって、各自主防災組織において防災士取得の機運が高まり、取得希望者が多くなるようでしたら、近隣市町村と協力して、人数や会場の確保など開催に向けて検討をしてみたいと考えているところでございます。

3番（吉川さん） 今、課長から答弁いただきました。防災士の養成について理事者であります町長のお考えを一言聞かせていただきたいと思っております。

町長（山村君） 今、吉川議員さんからご質問がありました。また、担当課長のほうからも詳しくお話がありました。今自主防災会、コアとなるのはおのおの27区の行政協力員さん並びに区長さんの組織だと思うんですけども、防災士とそれから長野県で今さっき説明がありましたその講習内容、やっぱり一度中身をすり合わせてみてですね、それでなおかつ防災士の資格がないと講習ができないとか指導ができないというものでもないと思います。どうせやるなら坂城町の中にいる具体的な防災の場所の危ないところとか、防災マップなどをもとにして坂城町独自で講習会をやるというふうにしたほうがいいかなと思っております。

今、ある意味、思いつきなんですけれども、坂城町防災士というのを任命するぐらいで、各自主防災会に例えば1人か2人ずつ、それを町独自の情報も入れて、坂城町固有の情報も入れて、あるいは県の内容なんか入れてですね、養成したほうがいいかなと思っております。私はそういう6万幾ら払って資格を取ればいいというものじゃないと思っておりますので、もっと地道な坂城町防災士のあり方というのもいいかなと思っておりますので、ちょっと研究させていただきたいと思っております。

3番（吉川さん） 町長からは具体的な前向きな答弁をいただきました。いずれにしても町民を守る、その体制をしっかりと組むためにも今の坂城防災士を養成していきたいという、これは期待したいと思います。そして防災協議会ですね、これもこれから来年度に向けてまた具体的に取り組んでほしいと思っております。

最後に、ハの質問ですが、町の総合防災訓練は内容が随分と変わってきたことを先ほど確認しました。そして今年も参加しましたが1点、私も中之条区で中之条公民館まで歩きました、綱につかまって。そのときに感じたことが、家に私もグッズを用意してあるんですね、避難するための着るもの、また防災グッズ。これをやっぱりしょって避難する場所に行けば、もっとよかったかなってちらっと思いました。中にはまだそういう防災の用意をしていない方も中にはいると思うんですね。そういう意味で自宅にあるものを皆さん持ち寄りましょうというような形で、今度そういう訓練のときにはやったらどうかと、これは提案です。

そして、今回は体育館の中では避難所の開設も行っておりました。段ボールの間仕切り、また組み立て式のトイレなど用意してありまして、皆さん座ったりしながら具体的に

よかったと思います。

訓練なのですが、これから災害があつてからのことなんですけれども、図上訓練というのと、それから避難所運営ゲーム、図上訓練というのは災害後に状況を予測して地域の防災力の現状をチェックできる訓練です。それからHUG（ハグ）というのは、避難所で起きるさまざまな事態へ短時間で対処することを学ぶ演習です。この二つの訓練もこれから取り入れたらどうかと思いますが、その点についてもう一度お聞きいたします。

住民環境課長（金子君） 防災訓練のほかにも図上訓練DIG（ディグ）や避難所運営訓練HUG（ハグ）など実施はできないかというご質問でございまして、避難所開設訓練については今お話がございましたが、町総合防災訓練の中で昨年度までは体育館を使用し、でき上がった避難所を展示しておりました。今年度は総合防災訓練の中の一つの訓練として避難所設営訓練を行い、各自主防災会の方に参加をしていただき避難所の間仕切りや仮設トイレを実際に組み立て、避難所を開設していただきました。今後も総合防災訓練のときなど避難所設営訓練を取り入れていきたいと考えております。

総合防災訓練時にあわせた図上訓練DIG（ディグ）や避難所運営訓練HUG（ハグ）を行うことは難しいところではございますが、別の機会を捉え各地区の自主防災会長さん等にお集まりをいただき、県の出前講座など利用しながら訓練を実施できるよう計画をしてみたいと考えております。また、そのような機会に各自主防災会同士の意見交換などを行い、お互いのこれからの活動の参考にできますようあわせて計画をしてみたいと考えております。

3番（吉川さん） 今回の答弁の中で県の出前講座などを取り入れながら、またこの図上訓練HUG（ハグ）なども取り入れていきたいというお話でありました。大きな単位では、これは多分できないと思います。そういう意味で各自主防災会のリーダーさんとか婦人消防隊員さんが一緒になって訓練をしていただき、それを各区に持ち帰っていただいて、1年間の中で何回か新しい人たちにもその意識を持っていただくためにも開催するという形をとっていただけたらと思います。

さまざま提案いたしました、いざというときのために全町的な防災対策の取り組みの強化をさらに検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2. 情報の共有を

イ. 住民にわかり易い広報を

今年の4月、「坂城町くらしの便利帳」が新しくなりました。我が町辞典として表紙には見やすいように索引もついております。さて、これはこれで大変便利かと思っておりますが、もう少し欲を言うと、困ったというときにどこを開こうかと、特にお年寄りには悩むことが多いかと思っております。そんなときのために便利帳にたどり着くための案内のようなものがないかお尋ねい

たします。

また、「広報さかき」ですが、毎回「広報さかき」へのご意見、ご要望をお寄せくださいと掲載されています。今までに何か声があったかどうか、また、その中で改善された点などがありましたらお答えください。

ロ. 情報カレンダーについて

毎年、年の初めには「まなびの玉手箱」という保存版の冊子が届きます。ここには町の生涯学習情報や出前講座の内容、公民館講座、町の主な行事が載っています。大変便利です。そして秋になると、カラー刷りの「生涯学習カレンダー」が各戸に配布されており、この配布はいつごろから取り組まれたのか、またどのくらいの費用で作成しているのか、その点についてお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

まちづくり推進室長（中村君） イの住民にわかり易い広報ということについて答弁をさせていただきます。

まず、「坂城町くらしの便利帳」につきましては、官民共同のゼロ予算事業ということで作成をいたしまして、本年4月に全世帯へ配布をさせていただきました。また、これにつきましては紙媒体だけではなくて、町ホームページからも閲覧をできます。また、スマートフォンをご利用の場合は、便利帳のアプリをダウンロードすることでご覧いただけるようになっております。暮らしの中で困ったときや、どこに聞いたらいいのかわからないといった場合などにご利用いただくことを前提にして、町が行っている事業・サービス・制度や暮らしに役立つ情報などを分野別にまとめ、表紙にただいまお話がありましたように色別の見出しをつけるなど読みやすく、使いやすい工夫を凝らして作成をいたしました。

また、官民共同事業ということで取り組みましたので、文字の使い方、色のつけ方など経験豊富な民間事業者のノウハウを駆使していただきまして、大変よいものができたというふうに自負をしているところでございます。

大見出し的なものが作成できないかというご質問でございますけれども、このくらしの便利帳は今年度でき上がって、町民の皆さんにつきましてもご利用をいただき始めたところというところであります。まずはお使いをいただく中で、今後さらなる改善点や部分改善などの際に検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、広報についてのご意見、ご要望についてであります。平成24年の7月号から先ほどお話がありましたように、広報の誌面に新たにご意見、ご要望をお寄せくださいという欄を設けさせていただき、随時受け付けるようにしてきました。しかしながら、これまでの間で特段ご意見をいただくということには至っておりません。ではありますけれども、誌面については内部でいろいろ検討もしていただいて、なるべく読みやすいようにというふうなふうに工夫をしてきたところでございます。今後につきましても、よりわかりやすい広報誌を目指し、町民

の皆様のご意見や他市町村の広報等を参考にしながら、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） ロ、情報カレンダーについて答弁申し上げます。

さかきふれあい大学「まなびの玉手箱」と「生涯学習カレンダー」の取り組みなどについてでございます。さかきふれあい大学は、平成12年まで実施してまいりました夏季大学講座から生涯にわたり学ぶことのできるものとして平成13年度に設置されました。設置された、さかきふれあい大学には教養講座、専門講座、出前講座等を開設し、当町での生涯学習の推進を進めてきたところでございます。ふれあい大学設置当初は、講座のPRを中心に「生涯学習カレンダー」を作成、全戸配布を行い、町の広報誌等も活用しながら講座の周知を図ってきたところでございます。

一方、教育委員会所管の公民館講座やスポーツ関係情報などは、個別に周知している状況でした。この部分の課題を解決するため、平成14年度からは「まなびの道具箱」としてふれあい大学の教養講座、専門講座の内容、日時などや人材バンク、出前講座の内容あるいは教育委員会で開催している公民館講座、図書館関係情報、スポーツ関係情報を1冊にまとめ、年度当初に全戸配布をするという方法に変えたところでございます。

後期講座につきましては、「生涯学習カレンダー」のスタイルを引き継ぎ、誌面上部に秋以降の講座内容、下部にカレンダーといった構成で全戸にお知らせし、生涯学習事業の推進を図ってまいりました。以降、必要な見直しを行い、まなびの道具箱については平成23年度この情報誌の中には文化情報などが盛りだくさんであり、講座を受講される方にとって夢が広がるようにとの考えから、名称を「まなびの玉手箱」に変更しました。平成24年度版からは町の神楽の開催情報を掲載するなどの文化情報の拡充も図っております。「生涯学習カレンダー」につきましては、平成24年度からA1サイズからA3サイズのコンパクトなものとして見やすくするとともに、印刷費用の削減にも努めてまいったところでございます。

費用の部分でございますけれども、平成15年当時の「まなびの道具箱」が33万円、「生涯学習カレンダー」が約23万円、その後、紙質の見直しや、さきにも申しました紙面をコンパクトにするといったことで、平成26年度版の「まなびの玉手箱」が約31万円、「生涯学習カレンダー」が約10万円でございます。「まなびの玉手箱」「生涯学習カレンダー」のいずれにつきましても検討、改良を加えながら、町民の皆さんに生涯学習事業の内容がよりわかりやすくなるよう、その情報の提供に努めているところでございます。

3番（吉川さん） ただいま答弁をいただきました。再質問ですが、イのまず表ですが、これは今できたばかりで、使っていただく中で今後改善を試みていくという答弁でありました。一つの例ですが、私もよく相談をいただくんですけれども、例えば突然ご主人が亡くなりひとり暮らしになったとします。目をつぶって考えてみていただくと、突然ひとりの状態になって、今

まで何げなく相談をしていた相手がいなくなったと。そういうときに便利帳をすぐ見ればいいんですけど、そのときに例えばこの大きな玄関のところにもはっておけるような表に、ひとり暮らしになったときはこうなんですよって、こことこのページを開いていただくと手続がありますよとか、また突然ご主人が介護を必要になったと。そのときに介護の相談をしたい、もちろん福祉課へ電話をすればそれでいいのかもしれませんが、でも、そのときにそこに介護の相談はというところで、どこのページを開いてくださいというような、もちろん見出しには介護保険制度とかが出ております。そういうようなぱっと見てわかる、そういう感じのものがあるといいなという提案でございます。

それはそれとしまして、続いて広報ですけども、今月号は私も表紙、皆さんも見たと思いますが、大変すばらしい表紙だと思いました。毎回毎回、楽しみにしておりますが、ただいまの答弁では意見、要望などは余り来なかったというお話でした。

私は、本当にこのごろ、この広報は見やすいように努力しているなということを評価しております。そんな意味でも意見として町民の声を聞く、4地区ありますので1人ぐらいのモニターさんを設けて、それで毎回意見を聞いていくような、そういう制度を設けたらどうかと思います。その点について答弁を求めます。

まちづくり推進室長（中村君） 広報のモニター制度を4地区に1人というようなご提案でございます。それはそれで一つの案かなとは思いますが、今後、検討させていただきたいと思っております。一つの方法といいますか、広報のご意見をお寄せくださいという欄、これをですね、例えばもうちょっと見やすい場所に移動するとか、そんな工夫も含めて考えさせていただきたいというふうに思います。

3番（吉川さん） 見ていただくために、何らかの形で直接声を聞く取り組みを期待したいと思います。今も場所を変えてみるのかっていうお話がありましたが、私は意識して見えていますので、ある場所、あっ、今回はないなとかあるなというのはわかるんですが、やはり広報というのは来たときは見るんですけど、自分の必要なところを済むと、結構新聞の中に入れてしまったりするので、ぜひ全町民がこの大事な行政からの情報の発信を受けとめていただけるようお願いしたいと思います。

口について再質問いたします。今もお話がありましたが、今年費用は41万かかったというお話でした。平成13年から作成されてきたということで、この内容は「まなびの玉手箱」ですね、これはすばらしいなと思います。見出しもわかりやすくついでに、これはこれで私はこのまま使っていきたいと思います。このままつくってもらいたいと思います。

ある方から、これはやっぱり高齢の方からなんですけど、坂城町の行事やさまざまな情報が出ているカレンダーがあるといいなという話をお聞きしました。実際につくっている青木村に行き行って調査してまいりました。それがこのようなカレンダーなんですけど、何冊も見なくても、

こういう感じでここに町の情報が全部出ております。これは「まなびの玉手箱」みたいに講師が誰が来るとか、そういう内容は一切出ておりませんが、これを見ると一月の中でどこで何があるという情報が全部見られるということで、こんなに小さくなくてもいいんですが、文字的にはこのぐらいないと無理なんですけれど、こういう情報カレンダー、これがうちの町でも作成できないかということをご提案したいと思いますが、その辺についてお願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 青木村の生涯学習カレンダーを参考にできないかというご質問でございます。青木村の生涯学習カレンダー、先ほどお話しございましたように、町の行事というようなものが小まめに書かれて、日にちごとに書かれているというような情報でお伺いをしているところでもあります。この部分につきましては、本当に青木村のコンパクトな自治体の中で考えられました工夫を凝らしたオリジナル性のあるものと思われるところであります。

一方、当町の「まなびの玉手箱」につきましては、教育委員会主催の講座あるいは長野大学の坂城町講座、またそのような講座の周知の一面という部分、それからふれあい大学の人材バンク、出前講座といった部分、あるいは文化協会ですとかスポーツ少年団、体育協会等の団体活動の支援といった側面をあわせもっておるものであります。

また、「後期生涯学習カレンダー」につきましても、秋から年度末までの教育委員会の講座ですとか、埼玉工業大学の坂城町講座などの詳細あるいは文化的な行事、スポーツ的な行事の周知という考え方で作成をしておるところであります。「まなびの玉手箱」「生涯学習カレンダー」それぞれ生涯学習情報の提供といった性格のあること、それから先ほども少し述べましたけれども、これまでも改良を加えながら作成を進めております、いわゆる当町の特徴ある情報発信の方法と考えておまして、今後につきましても当面のところはこれらの「まなびの玉手箱」「生涯学習カレンダー」を中心に必要な見直しを行いながら、町の生涯学習情報の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

3番（吉川さん） 今も答弁ありましたが、「まなびの玉手箱」は、これは絶対必要だと思います。今、生涯カレンダー、後半に配ってくるカラー刷りのものですね、これはとてもすばらしい紙を使ってあります。

一つ思うのは、それはそれであれなんですけど、毎日見るそういうカレンダー、それが例えば福祉課の健診のこと、子育て支援のそういう健診のこととかも載っている、そういうような町の情報が全部載ったカレンダーが欲しいという意味なんですけど、この玉手箱はこれはこれで私はなくさないほうがいいと思うんですね。

そういう意味で青木村では今のカレンダーは20万でできたそうです。1,700世帯ですので、そのぐらいでできると思います。坂城の場合は約4倍ですので、計算でいくとかなりの金額になってしまいますが、予算計上が難しかったら、例えばの話、町内企業や商店さんに広告を掲載していただくとかという形でこのカレンダー、情報カレンダーができないかも一度

答弁をお願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 青木村の生涯学習カレンダーをご参考にされた部分のカレンダーというところがございます。この部分は先ほども申しましたけれども、青木村は本当にコンパクトな自治体で工夫を凝らしました、そしてカレンダー機能を生かしたオリジナル性のあるものというふうに考えております。当町の部分につきましては、「まなびの玉手箱」「生涯学習カレンダー」につきましては、ふれあい大学の講座、人材バンク、出前講座といった情報を満載をいたしました当町のオリジナルの情報発信手段と考えております。そのようなことで今後も引き続き改良を踏まえまして、この部分を継続して進めてまいりたいと思います。以上です。

3番（吉川さん） これ以上言っても同じ答弁だと思います。いずれにしても違うのは毎日見られるかどうかという点だと思います。提案していただいた方は高齢の方ですので、やはりそういう意味でそのように提案していただいたんだと思いますが、またこれからいろんな意味でその生涯学習だけじゃなくて全体的な部分でまた研究・検討をお願いできればと思います。

最後に、町民は、私はみんな家族と一緒にだと思っています。情報の共有でおじいちゃん、おばあちゃん、そして子や孫と一緒にこの坂城町が住みやすい町にできるように、ともに知恵を絞っていきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午後 2時27分～再開 午後 2時37分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、8番 山崎正志君の質問を許します。

8番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 平成27年度予算編成について

イ. 来年度の歳入の見込みは

今12月議会に法人税1億5千万円増額の補正予算が提出されています。町内企業の業績が向上しているからだと思われます。そこで、来年度の算入をどのように見込んでいるのか答弁を求めます。

ロ. 歳出について

それでは、各課ごと順を追って質問いたしたいと思います。最初に建設課についてであります。質問いたします。産業道路A01号線、南条保育園入り口北の歩道新設工事が明日12月10日から2月15日までの予定で行われます。金井工区、若草橋前後工区の進捗状況と来年度の計画はどのようなになっているのか答弁を求めます。

次に、下水道についてであります。南条小学校建設に伴い下水道が国道を横断してくるわけですが、来年度は南条小学校周辺からどの方面に工事を進めていくのか質問いたします。

続きまして、坂城駅周辺バリアフリー化事業の予定についてであります。坂城駅にエレベーターが設置され、利便性は向上されました。坂城高校の生徒などの提案をもとに歩道を中心にバリアフリー化を行うとなっていますが、どのように進めていくのかお答えください。

次に、本年度道路ストック総点検事業が行われるわけですが、これで得られたデータにより来年度は改修工事が行われるのか、また優先的に工事が行われる工区をどのように考えているのか質問いたします。

それでは建設課から企画政策課へ質問を移します。ワイナリー形成事業についてであります。巨峰ロゼワインは3年目を迎え、年々品質は向上しています。2年目のスパークリングワインにも品質、味覚の向上には期待するところであります。そこで、欧州種のワインの圃場の拡大計画はあるのか。企業との連携、信州千曲川ワインバレー構想の中での連携は、どのようになっているのか。また、これは産業振興課の管轄になりますが、苗木の購入補助は継続されるのか、答弁を求めます。

続きまして、産業振興課へ質問を移します。昨年度はコトづくりイノベーション補助金により新製品が二つ誕生いたしました。2年目の26年度、新製品開発の進捗状況はどのようになっているのか。また、今後の予定について答弁を求めます。

次に、さかきブランド推進事業補助金により新製品の開発等の進捗状況はどのようになっているのか。また、さかきブランド確立のための今後の予定と戦略をどのように考えているのか質問いたします。

次に、青年就農給付金事業補助金による営農者の状況はどのようになっているのか。また、農業従事者の高齢化や後継者不足は大きな問題であります。そこで、今後この補助金による営農者の増員の見込みはあるのか、お答えをお願いいたします。

次に、福祉健康課への質問に移ります。本年度6歳児すくすくランドが5歳児すくすく相談の延長線として新規に事業化されました。そこで、小学校就学前の保護者や保育園、小学校との間ではどのような連携をとっているのか質問いたします。

最後に、教育文化課への質問に移ります。県の補助金を活用した事業から町単独事業として2年目の児童生徒支援事業では町内の小中学校に5名が加配され、学童・生徒の支援が行われています。また、新たに小学校外国語講師による小学校での英語の授業が始まりました。そこで、二つの事業による効果と今後の予定について答弁を求めます。

次に、南条小学校併設予定の児童館についてであります。9月議会での答弁では南条小学校建設完了後の早い時期とありました。そこで、新設するにあたりいろいろな手続が必要になると思われませんが、その予定はあるのか。また坂城、村上両児童館も老朽化が目立つが、建てかえの考えはあるのか答弁を求めます。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは私からは、1の平成27年度予算編成についてのイ来年度の歳入の見込みについてという点についてお答え申し上げます。

27年度はご案内のとおり、統一地方選挙を控えておりますことから、当初予算につきましてはいわゆる骨格予算となっております。骨格予算でありますので、原則として人件費や公債費など義務的経費や経常的経費といった必要最小限度の経費により予算編成を行うこととなり、新規事業を初めとした政策的な事業費につきましては、統一地方選以降の補正予算で肉づけを行うということになります。

27年度の歳入の見込みについてのご質問ですが、25年度決算から見る町の税収は、リーマンショック以降最低となった24年度の税収をさらに下回る23億3,400万円となりました。26年度につきましては、回復基調と言われる経済情勢の中で、企業活動や雇用情勢等改善の傾向がうかがえる一方で、消費税率引き上げに伴う個人消費の低迷やGDPの2期連続のマイナス成長と不安定な要素も見受けられます。

こうした状況の中で、坂城町におきましては今議会に上程しております一般会計第8号補正予算でもお願いしておりますとおり、企業の皆さんのたゆまぬご努力により法人町民税について大幅な増額が見込まれることとなり、26年度につきましては3年ぶりに前年度を上回る税収の確保が見込まれるところでございます。

さて、27年度の財政見通しでございますが、国の政局の動向や地方財政計画など不透明な状況の中にある中で、総務省の概算要求ベースの27年度の地方交付税につきまして16兆450億円の要求がなされております。これは今年度に比べ8,405億円、5%減の減額となっております。国においては経済再生が進んだことで、リーマンショック後の危機対応モードを脱したとの見解ではありますが、仮に今年度の普通交付税の交付決定額を概算要求ベースの減額率5%に換算いたしますと、坂城町においては5,800万円ほどの減額に相当するところでございます。

また、町の歳入の軸をなす町税につきましても、27年度は固定資産の評価がえの年に当たり、家屋について材料や労賃の高騰を勘案しても建築後の年数による減額がそれを上回ることが予想され、下落傾向の続く土地の動向も加わって減額が見込まれるところでございます。町民税につきましては、個人町民税はここ数年の実績からも堅調な推移が見込まれるところでございますが、法人町民税については税制改正に伴う税率改定の影響や経済情勢の先行き不安もあって見通しが立てにくい状況となっております。

最後に、予算規模について冒頭に申し上げましたとおり、27年度当初予算は骨格編成となりますが、26年度、27年度にまたがる継続費として議会でお認めいただいております南条小学校建設事業につきまして、10億円を超える事業費が当初予算に計上されることが見込まれることから、予算規模につきましては今年度の当初予算を大きく上回るものと考えてところ

でございます。

さて、歳出につきましては、ただいまご質問がありました事業ごとに担当課長より答弁いたしますが、予算編成前の現段階におきましては、実施計画のヒアリング結果をベースとした答弁となりますのでご了承をお願いしたいと思います。以上であります。

建設課長（青木君） 平成27年度予算編成に関するご質問でございますけれども、現時点では第5次長期総合計画の実施計画と連携する中で新年度予算の予算編成に向けて作業を進めている段階でございます。

具体的な項目を挙げてご質問いただいているものにつきまして、実施計画のヒアリングの結果をもとに考え方など、それぞれの担当課長から順次答弁を申し上げます。

初めに、町道A01号線道路改良事業の進捗状況につきましては、南条小学校東側の山金井交差点から宇佐八幡宮へ交差点北までの金井工区では、昨年度の建物補償により先ごろ建物の取り壊しが終了した敷地について歩道工事に取りかかり、年度内に南側から約30m歩道を整備する予定となっております。そのほか用地をお願いする方からは駐車スペースがなくなってしまう場合もあることから、隣接地を中心に代替用地の要望をいただいております。代替用地について地権者の方と調整を図っているところです。引き続き代替用地の調整を進め、用地取得を図ってまいります。

谷川にかかる若草橋から南側に向かっての酒玉工区につきましては、昨年度事業化により測量設計と一部用地買収を実施いたしました。本年度は建物補償が必要になるお宅のうち2件の補償調査を行い、移転補償を含め用地交渉を進めている状況です。来年度につきましては、両地区とも用地買収と建物補償を進め、用地買収が済んだ部分において一部道路改良工事に取りかかる予定としております。なお、歩道がない区間のうち施工可能な部分では、敷砂利による左に寄る仮の歩道等を設置して、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、下水道工事についてお答えいたします。町の実施計画では金井、新地、鼠地区の公共下水道については、平成32年度までの完了を目指しております。この先駆けとして南条小学校までの公共下水道について、南条小学校の建設にあわせ本年度実施をしております。本年度の管渠の布設工事については南条小学校の北側の正門まで及び南側の体育館まで布設する予定となっております。平成27年度も引き続き管渠の布設工事を進めてまいります。本年度布設した管渠への接続をしなければなりませんので、地形状況に合わせ自然流下をさせながら金井地区から順次進めていく予定となっております。

続きまして、坂城駅周辺のバリアフリー化工事につきましては、平成25年度より駅周辺の坂道への手すりの設置やグリーンベルト標示などの整備を進めてまいりました。横町通りにつきましては、建設事務所とも協議する中で車椅子やベビーカー、歩行者等の通行の支障にならないよう側溝のふたを細目のものに交換いただいたところでございます。今年度は、平成

23年度より進めてまいりました坂城駅のエレベーターが完成し、5月24日に供用開始したところでございます。エレベーターの完成にあわせ、駅舎及び駅前トイレの周辺の段差解消などバリアフリー化を図る工事を実施いたしました。

今後につきましては、横町から坂城高校に向かう道路での歩道が未整備となっております箇所について、歩道やグリーンベルトなどの整備をしてみたいと考えております。その後、駅前からけやき横丁東側の道路を經由し、横町通りに安全に移動できるよう舗装や段差解消などの整備を進める予定でございます。以降、バリアフリー化事業につきましては小中学校の通学路や公共施設など町中へ面的に広げ、安心・安全な通行の確保を図ってみたいと考えているところでございます。また、県道につきましては、横町通りの歩道の路面改修や立町通りのグリーンベルト標示など、引き続き建設事務所をお願いしてみたいと考えております。

続きまして、道路ストック総点検事業につきましては、今年度、国の交付金を利用し道路の舗装を点検対象として産業道路、鼠橋通り、逆木通りといった幹線道路のほか、集落を結ぶ路線等34.1kmについて、ひび割れやわだちの発生等による損傷の状況を調査いたしました。点検実施により得られた損傷箇所の資料をもとに、一定区間の全面的な舗装補修については国の交付金を活用することができるため、事業化に向けて検討を進めております。損傷状況や交通状況等を勘案する中で補修計画を立て、年次計画により修繕を図ってみたいと考えております。以上でございます。

まちづくり推進室長（中村君） ワイナリー形成事業についてお答えを申し上げます。

まず圃場の拡大につきましては、現在試験圃場における栽培管理技術の確立と当町の気候、風土に適した栽培品種の適正を確認をしている段階であり、町として栽培面積の拡大につきましては、その結果を踏まえて次の段階で考えていくということになるかと思っております。

続いて、企業との連携につきましては、ワイナリーの創業に向けた条件整備を図るため、来年度以降、法人組織の立ち上げにおいて出資を募るなど、企業や個人の皆さんに事業参画をお願いする中で施設整備等の事業推進を図ってみたいと考えております。

信州ワインバレー構想につきましては、県内4地域をそれぞれワイン産地として位置づけ、県全体として長野ワインをブランド化していくというものとされております。新規参入者のためのワインアカデミーの開催やPRイベントを実施しており、町内からも栽培者がアカデミーを受講しております。この中で、当町が位置づけられております千曲川ワインバレーにおきましては、近隣市町村のワイナリーとともに、東御市ワインフェスタなど近隣でのイベントに出展をし、地域連携を深めるとともに巨峰ワインのPRに努めているところでございます。来年度以降も引き続き連携をして、ブランド化の推進を図ってみたいと考えております。

産業振興課長（塚田君） ワインブドウの苗木購入補助につきましては、ワインブドウ産地化補助金制度として今年度から始めた新規事業であります。町におけるワインブドウ栽培を促進す

るため、ワインブドウの苗木の購入に要する経費に対し20万円を限度とし、2分の1の補助金を交付するもので、現在担い手農業者2名からの要望があるところがございます。本事業につきましても、ワイナリー形成事業の推進とあわせて継続して取り組んでまいりたいと考えます。

これまでの「ものづくり」に、つくられたものによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるかという視点を加えました、新たな「コトづくり」への転換を推進し、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした、新たな価値創造による新製品開発などを支援するコトづくりイノベーション補助金については、制度を創設して2年目を迎えます。本年度は2回にわたり応募を受け付け、町内の企業や研究会などから応募のあった事業、合わせて4件の事業を信州大学工学部の天野教授を委員長とする審査会においてプレゼンテーションと書類審査により審査し、補助事業として適当であると認められたことから補助金の交付決定を行いました。

今年度採択したテーマは、小水力発電装置の開発、異業種連携による木材と金属の複合製品の試作開発、食塩計量器の開発、傾斜地に対応する棚下作業車の開発です。現在、各事業とも製品開発に向け、県の工業支援センターや大学等の専門機関のアドバイスを受け、素材の選定やデザインなど試行錯誤しながら製品の開発に熱心に取り組んでおられます。事業が終了する来年の3月末には、この4事業のプロジェクトが計画どおり終了し、大きな成果が出るよう期待しています。また、今後の予定であります、この事業は平成25年度から3年をめどに事業を開始いたしましたので、来年度までは継続して実施していきたいと考えております。

続いて、農産物等地域ブランド化事業補助金につきましては、今年度新規に開発した事業で地場産業の振興や地域の活性化を図るため、農産物等地域ブランド商品の開発、またはその販売に取り組む団体等に対して1事業20万円を限度とし、2分の1の補助金を交付するものであります。本年度は町内二つの業者から合計5件の応募があり、審査会の審査を経て9月に事業採択し、それぞれ事業を行っていただいております。

採択した事業は、町内産のリンゴ、ブドウなどの果物とワインを使用したワインケーキや、地場産のくだものや野菜を複数組み合わせ合わせたミックスジャムなどで、年度内の完成を目指して現在熱心に取り組んでおられます。なお、完成した商品につきましては、実績報告を兼ね、審査会の審査委員による試食も予定しております。本事業においては平成28年度までの3年間継続して実施していきたいと考えております。

続いて青年就農給付金につきましては、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、1人年150万円を経営開始型5年の給付が受けられるもので、平成24年度から交付しており、現在2組のご夫婦を含めまして9名の方に給付しております。

就農者の状況については、果樹栽培が6名、野菜・水稲栽培が3名で就農状況報告を年2回提出いただき、その都度、長野改良普及センター指導員により経営内容のチェックなど安定した所得確保を図るための指導を行っております。受給されている皆さんについては、おのおのが年250万円の所得を目標に農地の規模拡大を図るなど、頑張って農業経営に取り組んでおられます。なお、今後の新規就農予定者につきましては、現在1名おられます。果樹栽培農家を目指しております。以上です。

子育て推進室長（宮嶋君） 5歳児すくすく相談、6歳児すくすくランドにおいて保護者、保育園、小学校の連携はについてお答えいたします。

子供たちのそれぞれの個性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように一人一人の育ちを応援していく事業として、また家庭での子育てを支援するため、平成24年度から5歳児の健康相談事業として5歳児すくすく相談を実施しております。

5歳児すくすく相談の実施に当たりましては、保護者の皆様に事前に事業の内容をご説明し、保護者同席による参観形式で集団遊びの様子等をご覧いただき、事前に保護者から提出していただいているおたずね票も加味しながら、参観後、保護者と参観の様子や家庭で心配されていることなどについて特別に相談、懇談し、家庭での子育てと幼稚園、保育園での保育の連携を図っているところでございます。さらに、相談員として臨床心理士など専門的知識や経験のあるスタッフのほか、町の教育コーディネーターの先生にも相談員をお願いしております。早い時期から園児の様子や相談にかかわっていただくことにより、幼稚園、保育園と就学相談委員会との情報の共有もしているところでございます。

この5歳児すくすく相談において、心や体のバランス感覚、友達とのコミュニケーションが苦手な発達フォローが必要と思われる園児を中心に、幼稚園、保育園の6歳児を対象に今年度から新たに6歳児の発達フォロー支援事業として、子育て支援センターが中心となり、すくすくランドを実施しております。就学前の大事な年ということもあり、小学校の先生方にも直接活動の様子を見ていただき、園児の状況等を把握する中で、就学に向け準備を進めていただいております。また、すくすく相談、すくすくランドの状況により、必要に応じて保護者の同意をいただく中で就学相談につなげております。

今後もさらに幼稚園、保育園、小学校関係者が情報を共有し連携を図り、幼児期から小学校就学への移行支援をきめ細かに行うことにより、無理のないスムーズな就学につなげてまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（柳澤君） 続いて、教育委員会関係について答弁申し上げます。

児童生徒支援事業につきましては、発達障害や教室で授業を受けることに配慮の必要な児童への支援を行うための支援員の配置や、中学校においては教室に入ることができない生徒等についてフレンドリールームに支援員を配置し、支援を行っているものです。障害の多様化等さ

まざまな環境が変化して行く中で、状況に応じた教育的支援を行うことが大変重要と考えておりますし、子供たちが必要な支援を受けることで落ちついた学校生活を送ることに役立っております。これら事業につきましては、新年度予算編成の中で継続に向け検討してまいりたいと存じます。

次に、小学校外国語指導講師についてでございます。昨年12月、国では初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育改革実施計画を公表しました。この計画の中で新たな英語教育のあり方として、小学校における外国語活動を中学年から実施し、高学年では教科として実施することが掲げられております。平成32年に開催が予定されている東京オリンピック、パラリンピックを見据え、必要な事項について次期学習指導要領の改訂等に反映させ、今年度より5年の中で体制を整備することとしております。

町といたしましては、国の進める小学校の早期からのグローバル化に対応した取り組みを前倒しし、本年度より小学校での外国語活動の際に、英語を母国語とする外国人講師の配置を行っております。外国語活動の取り組みの中で、まずは英語に親しめるようさまざまな工夫を行い、視覚教材を積極的に活用し、聞く力、話す力を養うことに重点を置き取り組んでいるところでございます。授業では、子供たちが英語で楽しく歌を歌うなど英語になれ親しんでいる様子がうかがえるところで、効果があると考えております。これらの取り組みにつきましても、その継続について新年度予算編成の中で検討してまいりたいと存じます。

次に、児童館についてでございます。児童館につきましては放課後の児童の居場所として小学校の比較的近くに設置されておりますが、これまで南条児童館につきましては小学校から北へ100mほど離れた場所にあることが課題とされておりました。この課題を踏まえ、南条小学校改築事業では設計のプロポーザルの際から南条小学校の位置なども含め提案をいただき、児童館の建設予定地を小学校南西にある公園としているところでございます。

南小児童館建設に当たっては、まず小学校改築事業を完了し、その後に事業化を進める計画としております。坂城、村上児童館につきましては、社会環境の変化に伴う放課後児童健全育成事業等の改正などや経年による建物の状況を踏まえ、研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

8番（山崎君） 町長初め各課の課長から答弁をいただいたわけではありますが、まず歳入についてでありますけれども、骨格予算でありますし、来年度どのぐらい見込めるかという部分は大変難しい部分だと思います。国のほうも5%減ということで、そうすると交付税もそうやって5%減ってくるのと、また固定資産税に関しても見直しの年であるからという部分もあると思います。また、町税に関しても個人税と法人税とありますけれども、個人税のほうはそこそこある程度の部分でつかめるとは思います。法人税に関してはやっぱりどういう動向になるのか、今、今回の12月補正において1億5千万円の増額になっておりますけれども、来年度どうな

るかわかりませんが、来年度もまたそれぞれの法人が頑張っていて、努力によってまた法人税が伸びることを期待しながら歳入のほうはこれで終わりたいと思います。

それでは、各課の歳出についてであります。

まず、建設課でありますけれども、明日から2月15日の間にかけて南条保育園入り口から北の部分約30mとおっしゃいましたが、その部分の歩道が新規として工事がなされるという形になっております。ずっと南条小学校の保護者あるいは地域の人たちからも早く歩道を設置してほしいと言われている若草橋南のグリーンベルトの部分ですね。あその部分は今も毎年誰かしらが質問していると思います。早く歩道を設置して安全に、車道は後でもいいですからそっこの歩道だけでも優先していただくよう、来年度そこは土地買収という、うんとデリケートな部分もあります。それも踏まえて来年度着工に努力していただけるようにしていただきたいと思いますが、答弁できればしていただきたいと思います。

次に下水道ですけれども、下水道に関しては先ほどの話、体育館のところまで行って、その後、金井区より進めていくというお話でした。金井区といいましても金井区はとても広いです。旧道、産業道路あるいは山金井方面と全般にわたって金井区といっても広い部分がありますけれども、旧道方面から動くのか、それとも産業道路から動いていくのか、そういう部分も金井区といたしましては、どの辺の部分で工事を進めていくのか質問いたします。

また、道路総点検事業であります。ストック総点検事業でありますけれども、今年度そうやってデータを取りまして、どの部分を補修していくのかという部分を多分ここでもう煮詰めていくと思うんですけれども、煮詰めていった中でも優先順位があると思うんですよ。産業道路というかそういう部分をやっていくのか、あるいは幹線道を動いていくのかという部分で傷んでいる地区もある程度把握していると思うんですけれども、どの辺を国のほうの補助がおりたらやっていこうかという計画があるのか、その辺がありましたらお願いいたします。

また、駅周バリアフリー化事業でありますけれども、その部分におきましては、今エレベーター設置の後、駅前は大分バリアフリー化が進んでおります。また、これから坂城高校に向けてという話もありました。また、坂城小学校方面に向けてというあれもありましたけれども、そういう部分でその辺をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

建設課長（青木君） A01号線若草橋南側の部分、現在まだ歩道ができていない部分でございますけれども、現在若草橋から南側につきましては、特に歩道にかかる部分のお宅のほうを優先的に現在調査をさせていただいている状況でございます。また用地買収というのは来年度以降になりますけれども、そちらのほうでお願いできれば、歩道の国の工事とは別にお願いできたところから仮設ではありましても、歩道のほうを優先的にやってまいりたいということで考えているところでございます。ただ、どちらにいたしましても建物の移転等ございますので、今後できるだけ協力していただけるように早めな交渉を進めてまいりたいと考えております。

あと、下水の関係でございますが、来年度金井区から進めてまいりたいということでございます。金井区のどこからやっていくかということですが、現在南条小学校周辺をやっております。最終的にそこへつなぎ込まなければいけないということになりますので、当面あの旧道と産業道路の間からが一番先に進めていくというのが一番流れるには早い部分かというふうに考えているところでございます。あと、その次といたしましては、塚田踏切のほうへ向かって幹線が伸びておりますので、そちらに向かっていく国道の下側というのが、その次の段階に入っていったというような状況でございます。

あと、道路ストック総点検事業でございますが、これにつきましては今年度点検を実施したところでございます。そういう中で舗装の傷みぐあい等につきましては、それぞれ点検の結果が出ております。ただ、町といたしましては特に幹線道路、鼠橋通りから産業道路、A01号線ですとか逆木通りですとか、そういうようなところの幹線道路の中で特に傷みのひどい場所を優先的に傷みのぐあいと交通量ですね、そういうところを勘案する中で今後予算化に向けて、また検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、町のバリアフリー化事業でございますが、先ほど申し上げましたが、来年度は坂城高校へ向かってまだ歩道の整備されていない部分を優先的に用地買収ですとか、物件補償等をお願いして進めてまいりたいと考えているところでございます。それ以後につきましては、先ほど申し上げた横町、立町周辺を進めると同時に、あと学校周辺の通学路ですね、そういうところの中でのバリアフリー化というものを、全町的に進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

8番（山崎君） A01号線、産業道路につきましては、今の若草橋南の部分の早期歩道設置というのは長年の南条小学校の保護者からの願いでもあります。下水道に関しては金井工区からということで、恐らく私も旧北国街道を走っていますと、何か赤いポイントがいろいろついていまして、多分ここから始まるんだろうなというようには予測をしておりました。道路ストック点検事業、これは国の予算がつかないことにはどうしようもないことですが、その部分も計画どおりやってください。

それではちょっと次の部分では、ワイナリーに関してですが、これから法人化に向けてというお話が先ほどありましたけれども、今そうやって企業としての手を挙げている方がいらっしゃるのかどうなのか。また、先ほどの講習会等にも町内から出ているとおっしゃいましたが、その方はそれはワイナリーに関して、何かそういう興味を持たれているから講習会に出ているのか、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。これはまちづくり推進室長をお願いします。

まちづくり推進室長（中村君） 法人化に向けて町内で手を挙げられている企業はあるかということですが、まだ法人化を進めるためのベースになる大きな計画がまだで

きておりません。ただ、興味を示していただいている企業さんはいらっしゃいます。

それから、ワインアカデミーの関係でありますけれども、昨年参加をしましたのは町の公募をしました担い手が参画をしております。それから本年度、それとはまた違った方が参加をしていらっしゃいます。

8番（山崎君） ワイナリーに関しては、これから巨峰のロゼからスパークリングワイン、そしてこれから欧州種に向かっていくという形で、これは町長のずっとの望みでありますから、そちらに向かっていかれるという6次産業化されるのが我々の押していく部分だと思っております。

それでは、産業振興課のほうに移りたいと思いますけれども、これはワイナリーの関係でもありますけれども、ワインのブドウの苗木、今回2名より、そうやって申し込みがあったという話であります。その2名の方たちに関してですけれども、面積はどのくらいになるのか、あるいは本数はどのくらいの部分でなっているのかという部分をまずお伺いしたいと思います。また、来年度も引き続きこの何というの、苗木の補助金の制度は続くのかという部分であります。

コトづくりに関しては今年4件ですか、補助金、水力と木材、金属あるいは計器等、棚下作業機ですか、そうやって出ていますけれども、こうやってやっていく部分、これは3年間という話ですけれども、来年度もこれを引き続き行うという話ですけれども、その基準となる企業あるいはそうやってまた手を挙げている企業の見込みと、あるいはそういう部分はどのように見ているのかお伺いします。

また、さかきブランド推進事業であります。3年間のこれも期限のようでもありますけれども、2名、5件ですかね、新製品の関係で。またこの間の、ねずみ大根まつりにおきまして、ねずこんを使ったいろいろな提案がありました。優秀作品がたくさんあったと思いますけれども、それを活用していくという考えは当然あると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか、それをお伺いいたします。

続きまして、青年農業給付金であります。今現在9名という形でいて、今もう1人増えるようなお話をしていました。荒廃農地が増えて、また後継者がどんどん減っていく中、まだまだそうやって増やしていける可能性があるのか、その部分についてお伺いしたいと思います。以上です。

産業振興課長（塚田君） 初めに、ワインブドウ産地化補助金についてでございます。どのくらいの面積あるいはまた本数を予定しているかということでございますが、今現在要望している方それぞれ若手の担い手農家でございますので、どのくらいの規模でやりたいかというのは、まだ決まっていないようです。ですので、まだ要望という段階であります。やはり植えつけが一番適期がやはり春先、3月ぐらいになると思うので、それまでには面積それと本数、そうい

うものがはっきりしてくるかなというふうに思います。できれば、できるだけ多くの本数を植えてもらいたいというふうな方向で進めていきたいというふうに考えております。

続いて、コトづくりイノベーションの補助金でございます。次の見込みはと、3年の時限で3年目はどうするのかということでございます。また、先ほど農産物等地域ブランド化事業補助金にも関係しますが、ねずこんアイデアコンテストの結果の活用というようなご質問がございました。やはりいろんなアイデアが出てまいりましたので、こういうアイデアもやはり町内企業、またはそういう研究グループ、そういうものにも、そういう人たちにもいろいろと見ていただいて、その中で実現可能なもの、そういうものも、このコトづくりイノベーション補助金の中で、そういうものが該当になればいいなというふうに思いますので、そういう取り組みもしていきたいというふうに思います。農産物等地域ブランド化補助金事業補助金についても同様のお答えになるかと思っております。

それと青年就農給付金の関係でございます。若手農業者がこれから増えていく可能性はあるのかというご質問でございますけれども、やはり農家の高齢化等、世代交代が大分進んでいるところであります。今現在の果樹農家の若手の皆さんもやはり今までブドウなりリンゴをつくってきた農家の農地をそのまま引き継いでいるということが大変多うございます。やはりそういうようなことも含めまして、やはり荒廃農地化しないような、そういう手当てをしていきたいというふうに思います。また、農地中間管理機構等の活用等も当然図っていかねばなりませんので、そういう面でも荒廃農地は一つでも増やさないというような心構えでいきたいというふうに思います。

8番（山崎君） 地域ブランドとして坂城のブランドをどんどん伸ばしていくというのは、すごく私たちも、ねずこんの活動としていいと思います。昨今、中国ではいろいろな登録商標を何かわけわからないのを持っていて、それを使わせるというのがあります。もし、坂城町においてねずこんが中国でも売れるようなことが起きるかもしれません。登録商標をちゃんとしっかり中国で売れるように取ると、もう今から考えていたほうが私はいいと思いますけれども、その辺は答えなくていいです。

それでは、すくすくランド、あるいはすくすく相談ですけれども、それは本当にデリケートな部分もあります。保護者の方たち、学校と保育園の連携をもって就学に向けてうまく活用していただいて、学校での子供たちが生活できるように推進していただきたいと思っております。

続きまして、児童生徒支援事業、今まで県の緊急雇用の部分の補助金を活用して一昨年までやられていて、これが去年、今年と町の単費になりました。それでもって今5名ですかね、各小中学校へ行かれて、7名でしたか、各小中学校へ行かれていると思いますけれども、こうやって支援していただくというのは、とても学校にとっても子供たちにとってもとてもいいことでありますから、単費でありましても継続していただきたいと思っております。

小学校の英語講師であります。今年、町長が小学校に対して外国語講師としてやられていると。先ほどの答弁だと来年度に関しては計画検討中というお話だったような気がしますけど、その部分は来年度やるのかやらないのかという部分は、ちょっと私が答弁を聞き間違えたかもしれないかもしれませんが、検討しているのか、それともやるのかどうかという部分を再度確認したいと思います。

児童館ですけれども、南条小学校児童館は本当に坂城児童館、村上児童館とは違いまして、ちょっと学校からは離れたところにありますから、今度の新しい坂城町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例ですね、これによって今度はおおむね40人、1人頭1.6m²という基準が出ていましたよね。その部分で今度各小学校の教室あるいは体育館等を活用していくというお考えもあると、前回の同僚議員の質問の中にも答えていたわけですけれども、今度の南条児童館においては、その基準を満たした形の中で建設していくのか、そういう計画を立てていくのかどうかというお伺いしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 1点目の英語教育の部分でございます。これにつきましては、継続に向けて予算編成の中で検討していきたいということでお願いをしたいと思います。

それから、南条の児童館の建設という部分であります。これは翌平成27年度につきましては当面、本年度から取り組んでおります南条小学校の改築事業をまずなし遂げることを第一と考えているところであります。児童館につきましては、その改築事業の完了後に考えていきたいという部分でありますけれども、ここで放課後児童健全育成事業等の法改正等がございます。そういうような部分を踏まえる中で、今後詳細につきましては検討は進めてまいりたいと思います。以上です。

8番（山崎君） 来年度選挙ということで、町長選もありますから骨格予算ということでありますけれども、新規事業という形ではなかなかできない部分がありますけれども、それぞれ今までやってきたことに対して継続の事業が多いという部分で、廃止される部分はほぼないという部分であります。

また、財政が厳しい中、いろいろな事業を山村町長は取り組んでおります。ワイナリーにしてもそう、今回の英語の講師にしてもそうですけれども、いろいろな分野にそうやって新しく取り組んでいる部分、私も評価するところであります。坂城町が来年度、我々も当然ながら議員も改選があります。また、町長はまだ来年度の出馬に対しては表明をしておられませんけれども、こうやって築いたものをこれからも継続できるようにしていきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時32分)

12月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) スマートコミュニティ構想についてほか

塚田 正平 議員

(2) 空き家対策についてほか

塩野入 猛 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 初めに2番 塚田正平君の質問を許します。

2番（塚田君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

このごろ国連の気候変動に関する政府間パネルは、最新の地球温暖化に関する報告書をまとめました。今のまま温室効果ガスの排出が続くと、今世紀末には世界の平均気温が最大で4.8度上昇し、海面は最大で82cm上昇するとします。地域により洪水や干ばつなど異常気象により食料や水不足の拡大による貧困や移住が増し、人間社会や生態系に取り戻せない悪影響を及ぼすとしています。

また、二酸化炭素の主要な排出要因である発電分野において、石油や石炭の化石燃料から再生可能エネルギーなどの低酸素エネルギーへの移行により、世界の発電に占める再生可能エネルギーの割合を50年までに現行の30%から80%以上に拡大し、森林保全や植林など酸素吸収源の強化を挙げております。

1. スマートコミュニティ構想について

国は東京電力福島第一原発事故後、初のエネルギー基本計画を閣議決定しました。新規制基準に適合した原発の再稼働を基本計画に明記、一方で原発依存度を引き下げ、太陽光や風力など再生可能エネルギーの導入を増やすとしております。福島第一原発事故以前、総発電量の約3割だった原発の再稼働で地元の同意と範囲、住民の避難計画を原発の半径10km圏から30km圏に広げた自治体の避難計画もパニックになったら役に立たないなど、仕組みも整っておりません。

再生可能エネルギーの固定買取制度においても、発電量が不安定な太陽光発電に事業系の参入が殺到し、受け入れを中断する事態になるほど。買取制度は国の認定を受けた認定数は太陽光だけで13年11月時点で23万件に上るが、実際に発電したのは2割と少なく、土地や設備の確保ができていない、また安いパネルが大量に流通しパネルの価格下落が進み、発電設備をおくらせるなど買取制度の導入から2年で抜本的な見直しが迫られています。また、買い取り価格も自然エネルギーの導入が進むヨーロッパに比べて高く、電気料金に加算され、消費者の負担が増えるなど適正な価格の見直しが迫られております。

町は、平成17年、町新エネルギービジョンの策定をし、福島第一原発の事故をきっかけに経産省が始めたスマートコミュニティ構想に手を挙げ、自然と人、産業が共生するスマートタウンを目指して2年、これまでの成果と課題について順次質問します。

イ. スマートコミュニティ推進委員会の実施内容は

これまでの審議、活動内容を伺います。

ロ. 太陽光発電の普及と支援は

急速に普及した太陽光発電は、来年度以降買い取り価格の大幅な下落が予想される中、エネルギーの地産地消と自給率の目標について伺います。

ハ. 県のグリーンニューディール基金事業は

今年2月役場庁舎にペレットボイラーを導入しましたが、バイオマスエネルギーの普及と課題について伺って、1回目の質問とします。

町長（山村君） では、1. スマートコミュニティ構想について、イからハまで順次お答えしたいと思います。

今もお話がありましたけれども、平成23年の3月11日に発生しました東日本大震災により、安定的に電力が供給されることが当然と思われてきた状況が一変し、エネルギーのセキュリティ面において重大な問題となりました。当町におきましては計画停電等の直接的な影響はなかったものの、今回のエネルギー問題は大小250余の工場群を有する当町にとっても、ものづくりの原動力である製造業や、そこに働く町民、そして町の活性化などに多大な影響を与えるものと考えております。そこで、電気等のエネルギー利用を見直し、持続可能なエネルギーへの転換導入や利活用、また無駄、無理のない賢い使い方を研究するため、平成23年度に立ち上げたのが坂城スマートタウン構想であります。

構想の策定に当たりましては、まず地域の実情を把握するため町内のエネルギー需用量や住民へのアンケートによるスマートコミュニティ実現の可能性について、経済産業省所管の補助事業を活用し調査いたしました。この中で坂城スマートタウン構想について議論を重ね、ご指導をいただきましたのが坂城スマートコミュニティ推進委員会の皆様であります。坂城スマートコミュニティ推進委員会は、産学官民による有識者や実務者の方々に構成されており、ス

スマートタウン構築に向けた事業検討や推進を目的に設置されております。

平成23年度の調査により、エネルギーの効率的利用による持続可能なまちづくりに向けたロードマップが作成され、スマートタウン坂城の実現に向けた具体的な取り組みがスタートいたしました。これまでの推進委員会は、スマートタウン構築に向けた進捗を報告させていただく場として、また今後の構想の進め方についてご意見を伺う機会としてまいりました。

スマートタウン坂城実現に向けた取り組みの一つとしては、現在、町と信州大学工学部、そして町内企業が連携してスマート工業団地の構築に向けて実証実験を行っております。テクノさかき工業団地をモデル地区として工業団地内の事業所にスマートメーターを設置して、電力の需給状況などのデータ収集を行っており、工場の生産工程や生産スケジュールとの関連も含めた中で電力需給にかかわる分析を行い、使用電力の削減を図っております。このような省エネルギーへの取り組みについても、実際にかかわっておられる信州大学の先生から推進委員会で報告いただいているところではありますが、今後は一般家庭における省エネルギーへの取り組みについても推進委員会のご意見を踏まえ、推進してまいりたいと考えております。

また、遊休農地の利活用などにつきまして、一つの方策として太陽光パネルの設置が有効とされ、一部の農地では雑種地への地目変更により太陽光パネルの設置が進んでいるところも見受けられ、住宅地における空き家への太陽光パネルの設置も最近では多く見かけるようになってまいりました。町としましては、環境あるいは景観といった面にも配慮した調和のある太陽光エネルギーの利活用を推進してまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーの積極的な活用と地域でのエネルギーマネジメントに向けた戦略的な取り組みが必要とされる中で、坂城スマートコミュニティ推進委員会を初め住民、企業の皆さんと共通認識のもと、より魅力ある賢いまち、スマートタウン坂城を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ太陽光発電の普及と支援はについてお答えします。

太陽光発電につきましては、平成23年の調査において坂城町は晴天率、年間平均日射量ともに全国的に見ても高いとされ、有望な再生可能エネルギーの立地として位置づけられております。このような中で住宅用の太陽光発電システムの導入に対しまして、町独自で補助金を交付し普及拡大を図っているところであります。この補助金を活用しての導入実績は、制度が創設された平成22年度から平成25年度までの間、合計234件、総出力は1,085kWとなっております。また、町の公共施設への導入状況では村上小学校で30kW、食育・学校給食センターで30kW、南条保育園で13kWの合計73kWといった状況であります。町全体での太陽光パネル設置状況を申し上げますと、平成25年度末における推計値で個人と事業所を合わせて4,100kWとなっております。町全体の発電容量からすると、いわゆるメガソーラー発電所が4カ所あるということと同等になります。

国では、導入コストの低減や一定量の普及などにより、この平成26年度から補助事業を打ち切られましたが、当町では住宅用の太陽光発電により町全体の一般家庭における年間使用電力量の一割程度を賄える発電容量を当面の目標として、引き続き普及拡大を図っていきたくと考えております。

また、今後の取り組みといたしまして、太陽光発電と組み合わせることでより効率的なエネルギー利用が期待できる蓄電池システムと電力使用状況の見える化によるより家庭で使うエネルギー利用の最適化の役割を果たすホーム・エネルギー・マネジメント・システム、通称ヘムス、HEMS、ヘムスと言いますが、この二つについても新たな補助事業を図り、普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

太陽光発電、蓄電池、HEMSの組み合わせによるスマートハウス化は、エネルギーの地産地消のほか、省エネと効率的なエネルギー利用において高い効果も見込まれます。太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの有効活用に向けた取り組みにより、環境に優しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ハ県のグリーンニューディール基金事業についてお答えいたします。

昨年度県のグリーンニューディール基金事業を活用して役場庁舎に木質ペレットボイラーを導入し、今年度から本格的に運用を開始しております。グリーンニューディール基金事業とは、地域主導での自立分散型エネルギーの導入を支援するもので、地方公共団体が行う防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー導入事業が対象とされているものであります。

当町は山に囲まれ、森林資源が豊富な地域特性からバイオマスエネルギーの利用は太陽光発電と同様に有望とされており、スマートタウン坂城の象徴的事業として導入したものでございます。また、役場庁舎における総エネルギー量に占める熱需要の割合は約50%で、災害時における熱エネルギーの確保は必要不可欠であり、循環型社会への対応を図る中で熱エネルギーを確保する有効な手段として導入いたしました。

木質ペレットボイラーの導入効果といたしましては、まずは燃料の木材が生育過程において吸収した二酸化炭素と燃焼させたときの排出量が等価であるという、いわゆるカーボンニュートラルという特性からCO₂の削減効果が見込まれること、次に燃料となる木質ペレット材は地域内の間伐材などによるもので、森林保全や未利用エネルギーの活用による地域内の経済循環効果が見込まれること、そして燃料費において灯油と比較して安価であるということからコスト削減が見込まれるなどが挙げられます。

また、ペレット材については松くい虫の被害木を活用したのもも研究されており、今後の松くい虫による枯損木の対策においても効果が期待されるところでございます。このようにバイオマスエネルギーの利活用は環境面、地域経済面において複合的に高い効果が見込まれており

ます。しかしながら、初期の導入経費が高いということもあり、なかなか普及拡大が難しいという現状があります。

今後の計画としまして、びんぐし湯さん館への木質ペレットボイラー導入なども検討したいと考えておりますが、国等の補助事業の動向も注視する中で、できるだけ早く導入したいというふうに考えております。また、一般家庭へのバイオマスエネルギーの普及促進につきましては、平成25年度から里山資源の有効活用と木質バイオマス燃料の普及を目的に森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ、ペレットボイラーの設置につきまして本体購入経費の2分の1以内で上限10万円として補助金を交付しております。引き続き一般家庭へのバイオマスエネルギーの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

スマートタウン構築につきましては住民、企業を含めた町全体において共通認識を持ち、同じ方向に向かわないと達成は困難であると考えます。今後も町民の皆さんや企業の皆さんとともにスマートタウン坂城の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

2番（塚田君） 今、町長からお答えがありましたけれども、大変この再生エネルギーについては各地で急速に見直され、また進んでおるわけでありましてけれども、私も今朝、散歩をしているときに中條神社の南方の民有地、空き地にね、今またソーラーパネルが並んでいるところを見まして、非常にこの住宅地の中でも空き地を利用するとかそういうことで非常に進んでいると。しかし、その進みぐあいが果たしてね、この質問はしますけれども、地域の環境やまたその地域の中でのいろいろな問題がなかったかどうかと、そういうこともつくづく感じたわけがありますけれども。

町のこの新エネルギービジョンの策定の意識調査でも、ただいま町長から答弁がありましたとおり、太陽光については非常にこの地域が有望であると。これはこのビジョンの中でも九州地方に匹敵するだけの条件がいいというように書かれております。そして、この町民のアンケートの中でも95%の方が省エネと地球環境については非常に関心があると、そういうような回答を示しております。太陽光と同時に太陽熱も同じく非常に環境的に恵まれているということでもあります。これについても町民の皆さんが42%という方が将来導入をしたいというように答えておるわけでございます。そしてまたバイオマスエネルギーについては、今ありましたように今後のエネルギー源としましても環境にまた優しいエネルギーとしても高く評価されているわけでもあります。

2回目の質問に入りますが、スマートコミュニティ推進委員会がこれを立ち上げて3年目に入りますけれども、今後の方向づけをお伺いしたいと思います。

そして、太陽光発電について事業所等の設置状況、これが24年の工業実態調査における設置希望では、52%の事業所の方が設置をしたいというような回答をされているわけでありま

すけれども、この工場の屋根等における普及について把握されているかどうかお伺いしたいと思います。

次にまた、太陽光発電における先ほども話をしましたように住宅地等における太陽光パネルの設置、これについて今まで苦情やトラブルがあったかどうか、その辺を伺って2回目の質問とします。

企画政策課長（荒川君） ただいまのご質問について順次お答えをさせていただきます。

まず、スマートコミュニティ推進委員会の今後の計画でございますけれども、先ほど町長からもご答弁申し上げましたが、再生可能エネルギーの導入、また特に工業団地においてはですね、エネルギーのマネジメントという部分で一定の規模になりますけれども、需給・供給の調整がとれるような仕組みをつくってまいりたいと。

それと一部、一般家庭、町民の皆様方にもですね、余りスマートタウンという言葉で聞くと構えてしまいますけれども、地球に優しい、また経済的にも効果のあるという部分で、一般家庭の中にどのようなエネルギー源があるか、利用可能なものがあるか、どのような活用方法があるかという部分の意識啓発、これについては昨年来、県の元気づくり支援金を使って啓発のビデオを作成をいたしましたり、科学実験教室、児童・生徒の皆さんにもそんな部分では普及啓発に一端を担っていただいております。今年度も信州大学の教育学部の先生のご協力をいただいて、夏に科学実験教室を行いました。また、つい先般は坂城中学校でも小水力でございますけれども、トンネル横坑で発電の研究ということで取り組まれております。こういった児童・生徒、また一般家庭も含めた中でエネルギーに関心を持っていただく、その素地をつくっていくということもスマートタウンを進めていく上で大変大事なことではないかというふうに考えております。

それから太陽光発電、事業所への設置状況でございますけれども、中部電力から平成25年度末の町における発電容量でありましたり、件数というものは伺っております。ただ、それが一般家庭用なのか事業用売電なのかという区別については、お教えいただくことには至っておりません。あくまでも推計的なお話になりましてですね、町で補助金で設置をしたパネルが1,085kW、それから補助事業以前に導入されているもの、事業所については事業所統計のほうで行った中で設置をしている数ということで把握をしている部分でございますが、それについては8件で1,120kWというものをいただいております。ただ、そのアンケート以降等にもあるかもしれませんし、そこにお答えいただいている事業所さんもあるのではなからうかなという部分では詳細な把握には至っておらない、そんな状況でございます。

あと最後に住宅用パネル、宅地等におけるパネルの設置のお話の苦情でございますけれども、現時点、特段そういったものはいただいております。そんな状況でございます。

2番（塚田君） 太陽光発電が急速に進んでおりまして、当町でも住宅の屋根等、私も入れてい

ますから私からすれば、みんな意識が高まって非常に町としても大きく進んでいるなというふうに感じました。詳しい説明が今いろいろありましたから、次の質問に入りたいと思います。

2. 高校生のタイ研修について

私も昨年(2010年)の11月、坂城国際産業研究推進協議会のタイビジネス環境視察ミッションに参加させていただきました。タイ国に進出している町内企業とBOI(タイ国投資委員会)、またジェットロバンコク等を視察研修をさせていただきました。

来年にはASEAN、東南アジア経済協力機構の経済統合で10カ国6億人、市場規模2兆2千億ドルのマーケットが誕生する予定であります。この経済のグローバル化で国際競争が激しくなっております。2000年以降中国と韓国の台頭により、日本の経済環境は低下しており、ASEANにおける輸入シェアは2000年から2011年の10年間で日本は19%から11%に低下、また中国は逆に5%から14%と急増しております。

昨年、安倍首相が内閣発足後早々にASEAN10カ国を初めアフリカを歴訪したのも危機感のあらわれでありましょう。タイに進出している日系企業は7千社、小さな工業の町坂城からの9社の進出はまれであり、注目されている存在であります。町は来年度、町内の高校生をタイに進出している現地工場を見学する研修を計画しております。研修事業の内容を順次質問いたします。

イ. 研修の目的は

町内企業の現地工場の見学と研修内容を伺います。

ロ. 研修と進路選択は

計画では、将来の進路選択に役立ててもらおうとありますが、学校でのキャリア教育とタイ文化に触れ、若者との交流等で高校生に期待することをお伺いします。

ハ. ASEAN(東南アジア経済協力機構)統合とタイ経済について

先月のASEAN拡大首脳会議では、中国における南シナ海南沙諸島への海洋進出が議題の中心でありました。来年度統合する経済協力については既成事実のごときで大きな問題とされませんでした。また、タイ国においては立憲君主制であり、世界の君主の中でも在位期間が最も長いプミポン国王は87歳と高齢で、体調を崩して現在入院中であります。これまでタクシン派元首相と反タクシン派の対立が長く続く中、国民に敬愛される国王がタイの政治、経済の安定に影響力を発揮してまいりました。現在のタイの政治は軍事政権であり、2010年の経済成長は1%と言われております。タイ経済の現況を伺います。

ニ. 町内企業のタイ進出状況と進出意向は

2年前にテクノセンターで開かれたタイセミナーで町内4社、他地域80社、100人の参加と大きな関心を集めたわけであります。その後の海外進出の状況と動向を伺って、1回目の質問とします。

副町長（宮下君） 来年度実施を計画しています高校生のタイ研修事業につきましては、今お話にありましたが、塚田副議長さんにも議会を代表していただきましてご参加いただきました。昨年11月坂城国際産業研究推進協議会、会長は竹内製作所の竹内社長さんですが、この国産協とジェトロ長野が中心となり、タイビジネス環境視察ミッションが実施されました。その際、バンコクにおきまして坂城からタイに進出している現地法人の相談役でありますタイの元国務大臣の方と懇談する機会がございました。タイの大学や専門学校、高校の学生と坂城の学生との交流プログラムの実現に向けての提言を受け、そこがスタートとなりました。

お話にありましたように坂城町は、タイには長野県で松本市、上田市とともに最多の9社が生産拠点を設けているということでありまして、その人的ネットワークを活用することも可能であるということがタイの選択肢が入るということになるかと思えます。

今年4月から視察研修の実施に向けまして関係課長、係長によるタイプロジェクトを立ち上げ、10回にわたりまして実施時期、それから事業規模、研修プログラム等を将来展望を含めまして検討をしております。プロジェクト会議において出された課題や疑問点、現地の状況を確認するため、10月25日から31日に私と産業振興課職員でタイを訪問し、坂城町からタイに生産拠点を設けている企業9社中8社となりましたが、建設中を含め10の工場と日本大使館やコーンケンにある大学などを視察、訪問調査してまいりました。

現地の企業の方に高校生を派遣した際の受け入れ体制などをお聞きしましたところ、工場見学はもちろんのこと、タイ進出に当たっての企業戦略ですとか現在の企業戦略、そしてまた洪水時の状況ですとか現地社員の方との交流会、社員食堂での昼食を現地の社員の方と一緒にとるなど、いろいろ提案をいただいたところでもあります。また、タイの日本大使館では参事官からタイの概況説明や高校生の教育交流についてもコーディネートいただけるというお話もいただきました。充実した研修プログラムが組めるのではないかと考えています。

タイの進出企業への視察、現地学生との交流、タイ国の歴史文化に触れることにより国際理解や国際感覚を養い、坂城町をそして日本を再認識するとともに、みずからの進学を含めた将来展望を考える機会を創出することができればというふうに考えております。

今回の事前調査を踏まえまして現在のところ想定される研修プログラムとしましては、高校生の長期の休みを考慮する中で4泊5日程度を想定し、町内から進出企業のうちの3社程度の訪問と日本大使館訪問や現地高校生との交流会、タイの文化施設見学等を考えています。この研修で高校生に期待することとして、自分たちが住む坂城町の企業が坂城の工場だけでなく世界に視野を向け、拠点を設けて頑張っている姿を見てほしいと考えています。また、タイに実際に行き、人々の交流や現地の風、におい、食事などを通じて感じ得たものが今後の進学や就職に向けてのキャリア形成に役立ち、坂城町の次代を背負う高校生が大きく視野を広げることができるチャンスになるかと思えます。

続いて、ASEAN共同体の統合とタイ経済について、新聞等で知り得る範囲でお答えをさせていただきます。東南アジア10カ国からなるASEANは経済共同体、政治・安全保障共同体、社会・文化共同体の三つの柱からASEAN共同体の実現に向け準備を進めていると伝えられております。この中でもASEAN経済共同体では地域内において人、もの、金の動きを自由化させるため、加盟国の経済状況などを踏まえながら関税撤廃等による市場統合、知的財産保護等の政策の共通化、地域内での格差是正を目指した公正な経済開発、グローバルな経済への統合に向けての準備を進めているとのことです。

タイ経済の状況といたしましては、今、議員さんからもありましたが、先月タイ政府が発表しました2014年7月から9月期の実質国内総生産GDPは前期比1.1%の増、前年同期比0.6%増と2期連続のプラス成長となりましたが、輸出、観光が不振で景気回復のスピードが遅く、2014年通年の経済成長率予想は1%増ということで見込んでいるところであります。しかし、今回私も事前調査を行う中で、町には若者が多く活気にあふれ、今後もますます経済成長を遂げていくエネルギーが強く感じられました。タイ政府も2015年の成長率について3.5から4.5%の成長を見込んでいるということでもあります。

続いて、町内企業のタイ進出状況と進出意向についてお答えいたします。

人口減少や国内需要の低迷、新興国の経済成長に伴う海外需要の増加を背景に、企業活動のグローバル化が進展する中、町内企業も大きな被害を受けました平成23年10月の洪水後も町内から5社が進出し、製造拠点としてのタイの魅力は健在であると考えます。

進出に当たりましては、取引先の要請やタイの市場拡大に伴う戦略展開のほか、タイにおいて産業集積が広がり、現地のサポート体制が整備され、工業団地や電力などのインフラ整備や現地労働者の熟練が進んだことや、アジアのデトロイトとも呼ばれ、世界の自動車産業が集積していることから、タイを拠点とした周辺地域の展開などハブ機能も有していることなど、進出企業増加の要因として考えられます。

お話にありましたように、平成24年2月にさかきテクノセンターにおいて開催されたジェトロ長野によるタイセミナーは、県内各地から約100名の方が参加されたということでもあります。タイの洪水から4カ月後に開催されたことですが、当時のタイ情勢や個別事例を通して中小企業のタイにおけるビジネス展開について講演がなされました。

今後の企業のタイへの進出につきましては、今の円安基調ということもありまして、町内企業の新たな海外進出といったお話はお聞きしておりませんが、新興国や欧米の需要に対応するため、海外の消費地に近いところで生産拠点を拡大する流れの中では、今後もASEAN地域、タイ、ベトナム、ミャンマー等進出する企業が増加すると考えています。タイは親日と言える国です。訪問しました日本大使館の参事官も、今日も戒厳令下ですが特に支障はありません、危険なところもあれば、ひったくりやスリなどの犯罪がないとは言えない、しかし、こ

れは世界のどの国にもあることです、国民性もありますが、どちらかというとなごやかな国だと思います、高校生そして保護者の方にも安心して参加していただけるよう大使館としても協力いたしますというお話をいただきました。

今回の調査の中で大使館を初め進出企業がタイへの高校生派遣事業に協力、応援していただけることとなります。参加する高校生はもちろんのこと、ご家族の方にも安心して送り出せるような充実した研修プログラムを今後検討し、未来の坂城を担う高校生が大きく視野を広げる機会となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

2番（塚田君） 私も15年前に同級生がタイに工場を立ち上げるという中で、タイに行きましてからタイに、はまったわけじゃありませんが、もう一人の方も日精樹脂から独立してタイで工場を始めて、今は800人ぐらいの従業員を抱えているという方もおりまして、昨年11月の国産協の視察で4回目ということで、非常にタイには関心もあるし、非常にタイは居心地がいいなということも感じております。

そういう中で今日の新聞でも日精樹脂がアジアの拠点を強化と。インドネシアにも進出する、これで日精樹脂がインド、タイ、ベトナム、フィリピン、シンガポール、インドネシアと6カ国も販売拠点も含めて出しているということで、それも日精樹脂もこの生産拠点はタイに設けておりました。しかし、タイの中で部品が間に合わない。ですから本国から、日本から部品を調達する、または近くの中国から部品を調達するというような状況で、タイはまだ先ほども言いましたように7千社も日本企業が出ているわけですけれども、実際にまだ中小の部品の関係では間に合わないというようなことも聞いております。

こういう中で、町長に伺いたいと思いますけれども、日本とタイについては古くから安土桃山時代からの交流ということで、仏教と農業の国でありますけれども、近代化によるこのバンコク名物の渋滞等も私たちも経験しましたが、1時間から2時間も渋滞しても、大きなクラクションが鳴らすこともなく整然と静かな状況で、非常に私も感銘したわけでありまして。このように譲り合いの精神とまた親日という点では、非常にタイと日本の関係は親密だろうというふうに思います。

そして今やバンコク在住の日本人は、3万5千人と言われております。そして、日本人学校は小・中学校1学年で20クラス、3千人のマンモス校というふうに聞きました。一見は百聞にしかずと、この多感な高校生に大変意義深いものと思います。この今回の高校生のタイ研修を思い立ったというか、計画をしたというようなこのタイミングをまずお聞きしたいと思えます。

町長（山村君） 私がタイに、もう坂城に来ましてですね、関心を持ちましたのはやはり洪水がありまして、洪水があったときに実際にそのときは坂城の企業の方がタイでどのような活動をされているかというのはよくわからなかったんですけども、タイに関係のある企業の方に集

まっていたいて情報コミュニケーションをやろうということ、これも初めての試みだったようですけれども、それでいろいろお話を伺いますとですね、これはすごいことになっているなど。タイが特に東南アジアの中の一大拠点になっているなどということでありました。洪水のときもですね、その復旧がなかなかタイ国でのインフラの整備が整わない中、もう素早く立ち上がって、皆さん操業を始められたということでもあります。またその後すぐ数社が新たな工場を設置を進められたということでありました。

具体的にですね、交流事業を行おうかというお話はですね、先ほど宮下副町長からもお話がありましたけれども、実は私どもが塚田副議長と一緒に昨年タイへお邪魔する前にですね、その元国務大臣のある方がですね、坂城に来られて、ある会社のアドバイザーとして活躍されておられたことがありまして、役場庁舎で長い時間お話をしました。そのときに言われたのが今、塚田議員さんも言われましたけれども、タイ国は何しろ日本と長いつき合いがあるし、仏教国であると。非常に心優しい、日本人と本当に親和性のある国なんだというお話を伺いました。ぜひとも何らかの交流ができないかということが、ですから2年前ですね、お話がありまして、それで去年会社の企業の方と一緒に伺おうということでその場で私も一緒に行きまして、その方とですね、具体的に検討しようかということがありまして、先ほど副町長お話がありましたように実際に現場に行って、問題点はこういったことがあるのか、どういうところが見られるのか、高校生がどういうところを勉強できるのかということを実地の大使館も含めてご相談にいきましました。まだまだいろいろ問題点はあるかと思っておりますけれども、坂城の子供たちが大きく海外に飛躍するために欧米の文化も押さえなきゃいけない、もちろんですけども、やはり東南アジアというのも一緒に勉強する機会ができればなと思っております。

来年からぜひ始めたいと思っておりますけれども、余り大きな人数は無理だろうと思っております。五、六人ぐらいのベースで始めようかというふうに思っております。私どもが考えておりますのは、坂城に住んでいる高校生ですね、学校は問いません。そういう方はまず勉強してもらおうとともにタイにいる同学年、あるいは短大生ぐらいになるかもしれませんが、その方にも坂城に来てもらって、日本文化を勉強してもらって坂城の工場を見てもらおうと。その方にもいずれ坂城の工場、タイで働いてもらおうということもあるかもしれません。そんなことをできればなと思っております。初めは小さいところから始めて、大きな夢が育てばいいかなというふうに思っております。以上であります。

2番（塚田君） この研修について、ではさらに具体的に質問をします。まず、副町長に質問しますけれども、この研修に当たっては研修費用、相当30万近くはかかると思うんですけども、そのうちの自己負担とかそのことはどのように考えているか。この研修事業に当たって、研修の高校生に対する案内とか募集についてどのような手段、方法を考えておられるか。そして、この選考基準はどのようなものかお聞きします。

次に、高校生の進路選択に役立ててもらおうとしていますが、現在の若者の職業観、また町内企業の雇用状況などを伺って、3回目の質問とします。

副町長（宮下君） 研修費用の自己負担はということでありまして、当然自己負担をいただく中で研修に参加していただくということですが、まだ詳細が決めてございません。これは来年の事業実施に向けまして予算を提出するときに、こういう形で考えているというものがお示しできるかと思っております。現在、小学生の上海に行くときにも負担をいただいております。そういったものが基準になってこよやかなというふうに思います。ご家庭での負担をしていただきますけれども、ご家族の方にも、ぜひそういったことでお子様の背中を押していただけるような、その辺の範囲で考えていきたいというふうに考えております。

案内、募集手段につきましては、ただいま町長も申しましたが、坂城町に住んでいる高校生ということでありまして、それが大前提というよりも、それが名目になります。ですので、現在、坂城から出られている高校というのは把握できますので、そちらの高校をお伺いし、そういった中で進路指導の先生、校長先生ともお話しする中で坂城の子供にぜひ案内をし、参加をしていただくようにしていきたいというふうに考えています。

選考手段ということでありまして、それにつきましては、また今後考えていきます。人数的にも今も町長も申しましたが、五、六人程度が限度かなと。移動手段等を考える中でもその程度になろうかと思っております。その辺につきましても、これにつきましては今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

進路選択の中では当然今後、大学を含め就職するにしても、いろんな選択肢の中で今何が自分に求められるのか、いろんな大学に入った後も今若い人たちはその学部だけの勉強ではなく、いろんな勉強をしながら卒業まで過ごされていると。そういう中で自分が今後どういう形の方向へ行くのかということを考えるきっかけになればというふうに考えております。

それから雇用状況につきましては、こういう状況でありますけれども、今、各町内企業のほうでは少し拡大方向という中で進んでいるというのは、経済動向の調査の中で数字が出ているということでありまして、以上です。

2番（塚田君） 一番最後に雇用状況というふうに私が質問したのは、前から聞いている範囲では坂城町の企業が募集していても、なかなか坂城の町内の高校生、学生が就職してくれないというような話を聞いております。そういう上で今回のこの研修が高校生、将来の進路選択の上で本当に生かされればいいことだなというふうに感じております。

そういう上でこの研修事業が渡航費用も含めまして相当の費用がかかると思うんですが、その半分としましても相当大きな自己負担があるわけですから、そういう点も含めましてこの募集の中で本当に多くの高校生が参加できるような、そういう環境をぜひ整えてもらいたいと。そして、長いつき合いの中でこの事業が続けられるように、そういうようなことをまず願って

おります。

それではまとめに入りますが、タイ国には原発がありません。これは豊富な天然ガスによる火力発電とガソリンスタンドならぬLNGスタンドがあるなど、非常に資源的に恵まれているタイであります。原発がありませんけれども、環境の先進国のドイツ、これについては11年の東京電力の福島第一原発の事故後、原発の廃炉を決め、風力や太陽光など再生可能エネルギーによる発電量は、今や総発電量の30%に拡大しております。将来のエネルギーを再生可能エネルギーを柱とする計画を進めております。

一方、日本では鹿児島県の九州電力川内原発などの再稼働を進めております。福島の経験と教訓を生かすとする安倍首相の言葉と裏腹に、福島第一原発事故後の汚染水は増え続け、廃炉の見通しさえ立っておりません。福島では今も12万人を超える人々が家に町に戻れず、避難生活をしております。宮沢経産省は、原発の再稼働で事故が起きたら、国が責任を持って対処するということを言っております。福島の除染や廃炉には国の税金が使われております。国の責任は国民が負っております。

3. 11以降、企業や家庭で省エネ、節電が進み、原発13基分の電気が減り、12年から始まった固定価格買取制度により、13年の年間発電量は原発3基分181億kWの電気が生まれております。それでも日本の総発電量に占める割合は、まだたった2.5%です。太陽光や風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは燃料が要らない純国産エネルギーであります。福島の経験と教訓を生かすとは、地球環境を守る自然に優しい再生可能エネルギーに転換する道であります。エコライフ、エコタウンはまさしくスマートタウン坂城の道であります。以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。平成26年一般質問の大トリを務めます。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

1. 空き家対策について

人口減に高齢化が拍車をかけ、全国各地で空き家が急増しつつあります。総務省が5年に一度、住宅・土地統計調査を実施しています。速報値の段階ではありますが、長野県では空き家が19万4,100戸、率で19.8%、これは山梨県に次ぎ全国2番目の高さであります。別荘など多いのが原因であり、それでも別荘を除いても全国で16番目、率で14.6%になります。

本町でもこうした空き家もしくは空き家状態の数は増加しているのではないかと思います。議会報告会を行った際にも込山区からは空き家が増えている、空き家、廃屋の対策をどのように取り組まれているかの質問をいただいています。そこで空き家対策について、これから順次お伺いをいたします。

イ. 空き家の状況について

私が住む網掛の川東常会は現在29世帯の構成であります。既に2件が空き家もしくは空き家状態になっています。2件とも建物も強固で所有者も連絡先もはっきりしていますので問題はありません。町内にはそのまますぐに使える空き家、リフォームすれば使える空き家、建物が傷み雑草が生い茂り朽ちていく空き家など、いろいろな状況の空き家が見られます。

一昨日、2人の同僚議員からも空き家の質問がされ、町でも既に3回の対策会議がなされているとのことでもありますので、そうした質問も踏まえて広い観点から町の空き家の状況をどのように捉えているのでしょうか、お聞きします。また、空き家に対する苦情も町へ寄せられ、現地調査がされたと答弁されましたが、そうした苦情や改善要望などの状況についてもお聞きをいたします。

ロ. 空き家の原因は

空き家が放置されている事情や理由は一様ではありません。居住者の死亡に伴い相続人がいない、相続人が複数いて意思統一が難しい、所有者が経済的な理由で補修や撤去費用が負担できないなど複雑でもあります。一方、所有者側から見れば建物を撤去して更地にすると、固定資産税の負担が増える事情もかいま見え、住宅取得促進の仕組みが危険な状態の住宅でも撤去せずに残しておくという問題も生んでいることがあります。空き家の原因は、どこにあると捉えているのでしょうか、主な事情や理由は何でしょうか。

また、所有者の意向や考え方などを含む空き家に対する実態調査はどのようにされるのでしょうか、お聞きをいたします。

ハ. 空き家対策に向けて

国、地方を問わず統計的に空き家は急増しています。加えて高齢者世帯や結婚しない壮年層のひとり住まい住宅の増加というような背景から、今後空き家予備軍も増えていく可能性が十分にあります。

空き家が増えると、資産が有効活用されないだけでなく倒壊や不法投棄などの危険もあり、景観の悪化や活力の低下など地域にとってはマイナスであります。これからの空き家対策に向けた町のお考えをお尋ねをします。

今、県内40余りの自治体が所有者と買い手や借り手を結ぶ空き家バンクを設置し、ホームページを通じた情報提供に取り組んでいます。県も長野県空家等活用情報システムで市町村の依頼に応じて各地の空き家情報を載せ、問い合わせがあれば仲介しています。今のところ、ど

この市町村も空き家バンクの利用は低調で思うような成果はこれからのようではありますが、佐久市では空き家バンクによる空き家の賃貸、売買成約が247件で、全国1位の成果を上げています。

これから先の人口減少や高齢化が確実に進む中では、増える空き家への対策として空き家バンクは必要であり、工夫を凝らしながら充実していくことが大切であります。今、町では空き家バンクの準備を進めている模様で、本年度中に対応をし立ち上げていきたいとのことあります。空き家対策に向けた空き家バンクをどのように進めようとしているのか、お考えをお聞きをいたします。

企画政策課長（荒川君） 空き家の状況についてから空き家の原因について順次ご答弁申し上げます。

今ございましたけれども、平成25年度に行われました総務省の住宅・土地統計調査におきましては、まだ現時点で国・県等の速報値でございまして、町の状況の発表には至っておりません。したがって、前回平成20年度の公表結果で申し上げますと、坂城町の住宅戸数が6,280戸、このうちの空き家数が1,040戸、総数に占める空き家率は16.6%となっております。この内訳といたしまして2次利用、週末等にご利用されるでありましたり、賃貸住宅が470ございまして、差し引きその他空き家が570、これが問題となってくる空き家という総数というふうにとらえるところであります。

現在、町では空き家に対する具体的な調査を行っておりませんが、適正管理がなされていない空き家の対応について町民の方々から苦情が寄せられ、一部状況の把握や対応を図っているところがございます。内容的には繰り返しになりますけれども、草、樹木等の張り出しでございまして、蜂やけもの類等にかかわるものであります。中には建物の戸が破損をしておったり、危険な状況にあるなどといった苦情も寄せられております。

坂城町の生活環境保全条例第62条において、所有者等は空き地等が不良状態にならないよう適正な管理をしなければならない、こういったことから、町では所有者の方に適正な管理を依頼し対応をお願いをしております。しかしながら、所有者の方に連絡がとれないでありましたり、あるいは相続された方がおられないといった事象もございまして、対応に苦慮をしているところであります。

次に、口の空き家についての原因でありますけれども、ご指摘のようにさまざまな事由が考えられるところですが、所有者が特定できない場合で、これは連絡先がわからない、権利関係が複雑で相続人が多いといったことが考えられます。

次には管理者としての意識の問題があろうかと思っております。空き家を放置することの問題意識や危機管理意識が低い、相続によって継承したものの遠方にお住まいで現状が把握できておられない、こういったことが考えられます。このほか、活用や除却の意向がない場合、また他人に

貸すことへの抵抗感、改修や除却費用に要する負担の金銭的な余裕、加えまして家屋を除却することによって、現行200m²以下の小規模住宅用地の固定資産税が軽減される特例措置がございますが、これが適用がされなくなるといった事由もあろうかと考えます。このように空き家は、さまざまな問題を抱えており、所有者による適正な管理を基本としながらも、今や地域や行政が支え合う仕組みづくりが求められているとも考えます。

また、空き家の実態把握につきましても、居住実態がないことから直ちに空き家と断定するには、また厳しいという状況もあろうかと思えます。所有者の方の意向確認の方法も個々それぞれにご相談をお受けするところからではないかと考えるところであります。

さまざまな問題を持つ空き家対策に向けまして個人の財産権に配慮し、老朽化により危険な状況にある空き家の対応や、所有者のご意向を伺いながらの実態把握や利活用が重要と考えるところであります。

建設課長（青木君） ハ、空き家対策に向けてのうち、空き家バンクの設置についてお答えいたします。

空き家対策につきましては、親族等が相続したものの相続人が他の地域で暮らしており、居住者がいなかったり、別の土地に住みかえた後、古い家をそのままに放置しているなど、居住者のさまざまな理由で空き家が増加しており、坂城町だけでなく全国的な重要な課題となっております。近隣の市町村におきましても、空き家解消に向けた有効な手段の一つとして空き家バンクを開設する動きが広がっており、県内でも多くの自治体が事業を進めているところでございます。

ご質問の中にもあったとおり、佐久市では新幹線等の首都圏からの近さを売りとした移住・定住施策をとっており、空き家バンクを中心とした首都圏在住の移住・定住希望者へのアピールで、空き家バンクの成約率は全国的にも成果を上げてしていると聞いております。また、ほかの自治体でも新規就農者向けの物件の提供を多くした空き家バンクを開設したところ、納屋付きの物件が数多く成約に至ったとのお話を聞いております。

この空き家バンクの利用方法は、空き家の所有者が空き家を売買か賃貸で提供する場合、自治体と宅地建物取引業協会などの業者と現地で立ち会いをして、空き家バンクに登録できるか判断をして、自治体のホームページ等で紹介をするものです。また、空き家を利用したい希望者は利用登録申込書を自治体に提出をし、ホームページ等により空き家の情報の確認を行い、希望する物件がある場合は物件交渉申込書を自治体に提出をして、後日、宅建業者などと現地を確認し、希望する場合は直接担当業者と物件交渉を行うものです。

坂城町におきましても来年度この空き家バンクの事業開始を目指して、今年度中に社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・埴科支部と空き家バンクの協定締結に向け準備を進めているところでございます。以上でございます。

6番（塩野入君） 空き家対策は、いろいろな施策や制度を組み合わせることで講じていくことが大切です。坂城町は工業に特化した町ですので、空き家を企業と連携し、新入社員初め従業員の居住に活用できるのではないかと考えています。1戸建ての大きな建物は1軒丸ごとでは借り手がつきにくいですが、リビングやキッチン、バス、トイレなどを共有するシェアハウスに改造し家賃も安くしての提供ができ、近年新たな賃貸住宅の形態として若者を中心に人気を呼んでいます。新入社員向けに活用できるのではないのでしょうか。

一方で空き家増加に歯どめをかけるためには、きちんと手入れを行っている中古住宅の価値を正當に評価し、新築よりも中古住宅を取得したほうが有利になる仕組みに変えていくことも必要ですが、いかがでしょうか。また、新潟県見附市などでは更地にしてもすぐには税金を上げず、2年間の猶予を与えています。こうした工夫も講じる必要があります。

そして制度づくりのきわめつけは、空き家の適正管理を定める条例の制定であります。近年市町村で適正管理を狙いにした条例制定の動きが進み、県内では松本市、飯山市初め11市町村に上り、うち8市町村では行政代執行も盛り込まれています。ただ、行政代執行による解体と憲法が保障する財産権の不可侵との兼ね合いや解体費用を所有者が払えない場合の対応といった難しさもつきまといまいます。町では、こうした空き家管理条例の制定について、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

企画政策課長（荒川君） 再質問について順次お答えをさせていただきます。

まず、企業と連携をして新入社員でありましたり、従業員の居住用に活用というご提案でございますけれども、まず町では本年5月から、若者・子育て支援プログラムの普及宣伝に努めております。企業の経営者でございましたり、人事担当の方々にぜひ坂城にお住まいをいただきたいと。そんな宣伝を勧めさせていただいたり、また町営住宅への居住であったり、町土地開発公社での分譲地販売促進の宣伝もさせていただいているところでございます。

続きまして中古住宅の活用についての方策ではありますが、国でも確かに空き家を活用した子育て世帯への賃貸住宅への改修、そういった取り組みの支援というものが打ち出してきております。ただ、実際面では所有される方々のさまざまな要因や市場動向、需要と供給のマッチングといった面では直ちには厳しいというふうに考えます。こういった中古市場の市場の掘り起こしにつきましてもですね、家屋の情報でありましたり、仲介・改修に至るソフト、ハード、専門的な橋渡しをいただける業者さんの手助けが不可欠と考えるところであります。

続きまして、固定資産税の課税の関係、確かに先進的に猶予を設ける事例も聞いているところでありますが、まずは税制上の課題整理もしっかりしなければならないというふうに考えます。

最後に、空き家管理条例の動きも出てきております。把握もしているところですが、ご指摘にもございましたとおり、法的な拘束力を持たせるのか、努力規定という範疇におさめていく

のか、その際の要件といったものも、それぞれが取り組まれている団体の現在の状況、背景を押さえながら、どうしてそういう、今どんな対応をなさっているのかと。こういうことも調べていかなければならないというふうに考えます。

いずれにいたしましても本年8月から庁内、役場の中、全課の情報共有を図っていこうということで3回の調整会議を今まで設けてきております。引き続き情報共有でありましたり課題を整理をしながら、各部署で取り組みながら、また持ち寄って調査研究を進めてまいりたいというふうに考えます。

6番（塩野入君） まだまだちょっと道半ばというようなところのようではありますが、いずれにしてもこういう状況が出ております。そして2人の同僚議員も質問して、今回空き家は3人が質問しておりますので、これから少し充実をさせていただければと、こんなふうに思うわけがあります。

人口減少や高齢化により必然的に増え続ける空き家を防犯や防災面から懸念材料として捉えるだけでなく、地域の活力維持や向上に生かしていく視点も踏まえて対応策を講じていくことが肝心であります。前の世代が愛情を込めてつくり上げた家屋を朽ちるまで放置しておくのは、国富の無駄であるばかりでなく、人心の荒廃まで招きかねません。日本の人口や世帯が減少していくことを前提に、発想を変えながら具体的な行動を起こす知恵を絞って、空き家対策に臨むことを期待しながら次の質問に移ります。

2. 聴覚障害者福祉の向上

先月11月23日に千曲市聴覚障害者協会設立60周年記念大会が千曲市埴生公民館で盛大に開催され、私も手話言語法制定を求める意見書の紹介議員の立場から招待にあずかりました。町からは山村町長、宮崎教育長を初め障害関係団体等の代表者が臨席されました。

いただいた冊子の千曲市聴覚障害者協会、市川公英会長の主催者の挨拶の文面に、震災は不幸な出来事でしたが、震災時の聴覚障害者対策の必要性が前より世間に知られました。災害時に便利な、お助けシール（聴覚障害者用・通訳者用）を率先して広めていますと記されてきました。

先月22日午後10時過ぎに県北部の白馬・小谷村を中心に震度6弱の大きな地震が発生し、多くの建物全壊や多数の負傷者が出ました。東日本大震災初め、大雨洪水による土石流災害、御嶽山の噴火など天災が頻繁に起きています。天災をこうむった際に聴覚に障害のある人、話すことができない、あるいは困難な人の伝達手段の歯がゆさや厳しさを、周りの健常者たちにわかってもらおうとする気持ちが、この挨拶文面から強く感じ取れます。そこで、障害者福祉の向上に向けてこれからお聞きをいたします。

イ. 経過と現状

創立60周年記念大会冊子には、協会60年の歩みが細かく報告されています。昭和43年

から46年度までの定期総会は毎年、坂城町役場で開催され、その後53年度までは坂城町役場と旧戸倉町役場で毎年ほぼ交互に開催されてきています。少し間を置いて58年度から平成16年度の間は坂城町、旧戸倉町、旧上山田町、それに旧更埴市が持ち回りの形で定期総会が開かれています。この間、昭和46年度には更埴手話サークル結成大会が坂城町役場で開催されたほか、幾つかの講座、講演会や各種スポーツ大会も本町の施設で行われてきています。平成17年2月には坂城町聴覚障害者協会が設立され、同年5月に新千曲市聴覚障害者協会の第1回定期総会が開催されています。

このように今回の記念大会冊子から坂城町の聴覚障害者の皆さんの活動実態が読み取れますが、その後、今現在の坂城町での活動実績が見えません。聞くところによると、千曲市聴覚障害者協会には坂城町の聴覚障害者がわずか数名加入している模様です。千曲市とのかかわりを含めた坂城町の聴覚障害者の活動や組織はどのように推移してきたのか、そして今現在はどのような組織や体制でどんな活動がされているのかお聞きします。また、町の現在の聴覚障害者数とその増減の推移もお聞きをいたします。

ロ. 支援体制の状況

大会冊子には、平成3年度に坂城町手話講習会を役場で開催し、年12回開講。9年度は坂城町一般町民向け手話講習会年11回開催など、活動記録が載っています。こうした活動には町はどのような支援をされてきているのでしょうか。

町には昭和59年に坂城町手話通訳者派遣事業実施要綱ができ、そこに新たに要約筆記者が追加されて、平成25年に坂城町意思疎通支援事業実施要綱になりました。今、手話通訳者及び要約筆記者は、町に何人いるのでしょうか。手話通訳者、要約筆記者の養成はなされているのでしょうか。また、利用実績は何件で、その推移はどんなのでしょうか。このほかにも聴覚障害者に向けた町の支援、もしくは支援体制があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

ハ. 聴覚障害者福祉の向上

前回の第3回9月坂城町議会定例会で手話言語法制定を求める意見書が全会一致で可決され、安倍晋三内閣総理大臣、松島みどり法務大臣、それに塩崎恭久厚生労働大臣に提出しました。意見書の提出は千曲市聴覚障害者協会市川会長からの請願を私が紹介議員となり、議員各位のご賛同により実現の運びとなりました。手話はそれを使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に情報獲得とコミュニケーションの手段として大切であります。町としても私たち議会とともに（仮称）手話言語法の制定に向け推進していただきたいが、お考えをお聞きをいたします。

次に、手話を身につけ手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語としての普及など聴覚障害者を取り巻く環境整備が大切です。聴覚障害者を直接支援する手話通訳者、要約筆記者の養成など具体的な施策にあわせ、聞こえない子供たちを初め聴覚障害者にとって安心・

安全な地域づくりを、聴覚障害者とともに行政が率先してつくり上げていくことが聴覚障害者福祉の向上に結びつきます。聴覚障害者の環境整備など聴覚障害者福祉の向上に向けたお考えをお尋ねをいたします。

町長（山村君） ただいま、ご質問がありました2番、聴覚障害者福祉の向上、イからハにつきまして全体的な考え方を私から述べさせていただきます、細かい点につきましては担当課長から答弁をさせていただきます。

今お話にありましたけれども、11月23日に千曲市聴覚障害者協会の総会がございました。私は毎年、千曲市聴覚障害者協会の総会並びに、ちくま手話サークルさんの総会などに毎回参加させていただいておりますけれども、特に今回は創立60周年ということで今日、傍聴に来ておられますけれども、市川会長さん初め盛大な総会が開催されました。協会の皆さんが60年の長きにわたり聴覚障害者福祉の向上に日々ご尽力されてきたご苦勞の一端に接して、改めて深く敬意を表する次第でございます。

さて、今年1月20日、日本は国際条約である障害者の権利に関する条約に批准をいたしました。この条約の第2条では聴覚に障害のある方の重要なコミュニケーション手段である手話、その他の形態の非音声言語について、明確に言語として定義づけがなされています。また、国内法におきましても平成23年8月に改正施行されました障害者基本法の第3条において手話が言語として記述されたところでございます。こうしたことに鑑みましても、聴覚に障害のある方がより豊かな生活を送れるよう社会全体で取り組むことが大切であり、ご質問にありました手話言語法の制定につきましても、県や町村会とも連携し、機会を捉えて積極的に国に働きかけてまいりたいと考えておるところであります。

加えましてこうした機運を醸成させるには、手話などについて町民の皆様にもご理解いただくことが重要であります。先月29日に実施をいたしました、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会では、手話通訳士の皆さんとそれから要約筆記者の方をお願いしまして、聴覚に障害のある方への意思疎通の支援を行うとともに、こうした機会を通じて町民の皆様にも実際に手話などをご覧いただくことで啓発や心のバリアフリーにもつながるものと考えております。

また、町では坂城・千曲地域で聴覚障害者の意思疎通を支援するため、手話や要約筆記の専門的知識と技能の習得・向上に取り組んでおられるちくま手話サークルさんの学習活動についても聴覚障害者福祉向上や人材育成の観点から文化センターの施設使用料を8割減免して支援させていただいております。毎週開催されているというふうに伺っております。

一方、ハード面におきましては坂城駅に文字・点字・音声案内を装備したエレベーターを設置するとともに構内通路の段差解消や点字ブロックの設置、エレベーター案内表示などを整備し、本年5月より供用を開始いたしました。あわせて駅前の段差解消やグリーンベルトの設置、さらには8月に更新をいたしました循環バスには、車両前後に行く先を表示する電光表示のほ

か、車内にも次の停留所を示す表示板や乗降ブザーを設置するなど、障害のある方にも安心してご利用をいただけるよう鋭意バリアフリーの取り組みをしているところでございます。

招集挨拶でも申し上げましたとおり、この19日から運用が開始されます登録型配信メール坂城町すぐメールも特に聴覚に障害のある方の安全・安心という面において大変有用なものになると考えております。このサービスにつきましては、広報等でも周知を行っておりますが、特に聴覚に障害のある方には個別にご案内をして、利用勧奨を図るよう担当課に指示をいたしました。また、上田ケーブルビジョンを通じて災害等の緊急情報を文字放送として配信するL字放送も今月19日より稼働いたします。

今後におきましても聴覚障害を初め、あらゆる障害のある方の福祉の向上に向け、積極的に環境整備を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

福祉健康課長（天田君） 聴覚障害者福祉の向上についてのご質問に、イの経過と現状から順次お答えをいたします。

千曲市聴覚障害者協会の歴史は、昭和28年2月に埴科郡、更級郡の会員増を図るため長野県ろうあ協会長野支部から篠ノ井支部が分離独立したところから始まります。その後、篠ノ井支部は更埴支部と改称され、坂城町の会員さんにつきましても旧更埴市、戸倉町、上山田町などの皆さんとともに活動され、総会も坂城町を含む1市3町で行われてきました。平成15年9月の千曲市発足後、この県協会更埴支部と旧更埴市で活動されていた更埴市聴覚障害者協会との統合に向けた調整が進められ、平成17年4月に千曲市聴覚障害者協会が設立されたわけですが、こうした動きの中、坂城町でも平成17年2月に会員5名で坂城町聴覚障害者協会が設立されております。

町の聴覚障害者協会は、総会や行政との懇談会、千曲市協会と連携、協力しての活動をされてきましたが、会員さんがお亡くなりになったり転出されたりなどで人数が減少し、残念ながら平成23年4月から休会となり、現在は千曲市聴覚障害者協会の一員として、今年度はお一人の方が会員になっている状況でございます。

次に聴覚障害者数であります。平成26年3月末で聴覚障害を主たる障害として身体障害者手帳を所持されている方は57名、聾啞の方は6名で、いずれも前年度と同数でありました。5年前の平成21年3月末では、聴覚障害の方が60名、聾啞の方が9名であり、若干ではありますが、減少している状況でございます。

続きまして、口の支援体制の状況についてお答えいたします。

まず、手話講習会などの活動に関する支援でございますが、例えば会場や広報的な部分などで町が協力できるものがあれば、協力してまいりたいと考えております。

また、町の意味疎通支援事業の利用実績、人数でございますが、いずれもイベントなどにおいて平成24年度は2件で7名、昨年度は2件で2名、本年度は現在まで2件で7名の派遣が

あり、町内の手話通訳者、要約筆記者もそれぞれお二人の方に派遣実績がございます。

こうした手話や要約筆記を通してコミュニケーションの仲介を図るには、相応の技術と知識が必要になり、手話通訳で申し上げますと基礎的な養成カリキュラムを修了した手話奉仕員、応用や実践を学び、登録試験に合格した県認定の手話通訳者、国家資格となる手話通訳士といった資格がありますが、意思疎通支援を担っていただくためには、少なくとも基礎的な養成カリキュラムを修了した手話奉仕員程度のレベルは必要になるものと考えております。

この養成カリキュラムだけでも計80時間という大変な課程を修了することが必要になりますが、手話通訳者や要約筆記者の方には、それぞれお仕事やご都合がある中、派遣にご協力をいただいている状況を考えますと、継続的に円滑な事業を行うには人材の育成も大切なことであります。町長からの答弁でも申し上げましたとおり、現在町では手話サークル活動への支援を行っておりますが、今後は手話等の重要性に鑑み、養成講習などの実施に向けた検討もあわせて行ってまいりたいと考えているところでございます。

このほかの支援といたしましては、聴覚の障害は、その程度により補助装具などで聞こえをカバーできる場合がございますので、当町でも聴覚障害の半数以上の方に補聴器の支給をしております。特に程度の重い聴覚障害2級・3級の約7割の方に補聴器支給の支援をさせていただいており、今後もし本人の状況や医師の所見を踏まえ、こうした支援をしてまいりたいと考えております。

続いて、ハの聴覚障害者福祉の向上につきましては、町長から答弁を申し上げたとおり聴覚に障害のある方を含め障害者全体の福祉の向上という観点で施策を実施しているところでございます。また、聴覚障害者福祉の向上に向けての環境整備というご質問の中に、お子さんの聞こえについてのお話がありました。町でも発達段階にあるお子さんの聞こえの障害は、言語の発達や周囲とのコミュニケーション能力などにも大きな影響を及ぼすことから、昨年5月に障害者手帳の要件に満たない中度や軽度の難聴児の補聴器購入費の助成制度を設け、聴覚に障害のあるお子さんの支援についても環境整備に努めているところでございます。

6番（塩野入君） 町長から聴覚障害者福祉の町の推進について、ご意見が、強力な推進のお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。どうぞこれからまた推進をしていただきたいと思います、このように思うわけでありませう。

昨年の平成25年8月から坂城町意思疎通支援事業実施要綱が動き出しています。意思疎通支援者の派遣対象となる用務は官公庁、病院、学校等公的機関と限られています。創立60周年記念大会では、手話通訳者や要約筆記者が複数で手話及び音声通訳されたり、スクリーンへ文字が映し出され、即座にコミュニケーションが図られ、大会式典や講演会が円滑に運営されました。こうした大会には手話通訳者や要約筆記者が必ず必要です。大会会場がたとえ公的機関でなくとも派遣できるようにしていただきたいというふうを考えます。また、聴覚障害者が

講習会や研修会に参加したり、住んでいる地区の行事等地域の社会参加にも意思疎通支援者の支えが必要です。派遣対象をこうしたところへも広げていただきたいがどうでしょうか。

新しい要綱に加算額がプラスされたことは歓迎ですが、基本額は昭和59年の旧要綱から変わらず、4千円の据え置きのほかにも交通費込みであります。運賃やいろいろな情勢が変わっている中で、検討する必要があると思うがいかがでしょうか。

次に、聴覚障害者を取り巻く組織や体制の取り組みについてであります。今回の、(仮称)手話言語法の制定の動きは、千曲市聴覚障害者協会の請願であります。ここに坂城町の組織団体が一緒に加われば、より一層の重みがかかります。坂城町にも個々に活動するだけでなく、聴覚障害者の組織や取り巻く体制づくりが大切と思われまいます。もちろん聴覚障害者がみずからそれを進めていくことは当然であります。初期段階は行政が加わって指導し、軌道に乗せることはしてほしいと思っておりますが、そうしたお考えをお聞きをいたします。

福祉健康課長(天田君) 手話通訳者、要約筆記者の派遣範囲についてでございますが、実施要綱により、基本的には公的機関での用務と考えております。ただ、あわせてその他町長が必要と認めた用務の規定がございます。例えばその方の生命や権利にかかわるような重要な事項などにつきましては、状況を考慮する中で判断をしてみたいと考えております。

次に、手当額につきましては、物価の動向や町の他の委員会、委員への報酬などの均等も考慮しながら研究をしてみたいと考えております。

聴覚障害者の組織や体制づくりの取り組みについてでございますが、一番肝心なのは障害者の方みずからがご自分たちの思いを反映させ、維持運営をしていくことだと考えております。その中で行政としてサポートが必要なものがあれば、ご相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

6番(塩野入君) 今、町長が認めたものというところで生命、財産とかそういうもので対応ができるよというようなご答弁もありました。そればかりでなくて、どこでも支援のできる、そういうものをしっかりこの中に組み入れていくということが私は大事だと思います。今、私が申し上げたように地区だとか地域でそういうものをやるときには、これ聴覚障害者の身になってみれば本当に大変なわけでありまして。そういうところへ入れ込んで、しっかりわかるような形にしてほしいと思うんですが、その点のお考えはいかがでしょう、お聞きをいたします。

福祉健康課長(天田君) いろんな総会等に関係がございますけれども、そういうところで必要であれば、ぜひ私どものほうにお声をかけていただいて、私どもも協力できる場所があれば、協力ができるような形を考えていきたいと思っております。

6番(塩野入君) そういうことではなくて、ちゃんと要綱の中に入れ込んで、こういうことがありますよということを私はやっていただくということを、今申し上げたんです。その状況に応じて相談をしてということは、それはその他の中で幾らでもできることであるから、そうい

う曖昧なことではなくて、そこへ入れていただきたいなということを私がお聞きしたんです。

現に千曲市のこういう、千曲市にも同じものがあるんですが、そこにはしっかりどこへ行きますよ、そういうところも公的機関以外でもできますということが書かれているわけでありませう。そうしたところへしっかり入れていないと、その都度ご相談をしてということになると、聴覚障害者の皆様はなかなか大変な、どうするか、そのたびにやっていかなきゃならない、そういうことがはっきり持っていれば、明確に書いてあればですね、記述されればそれでわかるわけではありますが、そういうご質問をしたわけではありますが、その辺ちょっとご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 手話通訳者、要約筆記者の方の派遣範囲ということで用務につきまして改めてまた検討させていただきたいと思います。

6番（塩野入君） お話はそういうことで、これから検討をとということであります。

町長が最初に力強いことで推進をしていきます、こう申し上げたわけであります。だんだん聞いていったら底沈みになってきて、ちょっと状況がどうなるかということが、後ろに傍聴者の皆さんもいらっしゃいますので、町長にお伺いをしたいと思います。

町長（山村君） 前向きに積極的にやりたいと思っておりますけれども、先ほどお話に出ました手話言語法の制定で、国・県のどういう形で決まっていくかということも踏まえながらやりたいと思っておりますけれども、実は例えば私のプライベートなある会で、後ろにおられる方をお願いをしたりしたこともあります。ですから、できればどんなところでもお願いできるような形にするのが、そういう方向性で出さなきゃいけないなと思っております。

多分、いろいろ法律の整備ができてくると、義務的にやらなければいけないものとかいろいろ出てくると思います。これは議会の中継を上田ケーブルさんでやっていますけれども、そこには必ず手話が出てこなきゃいけないとかですね、あるいはテロップで流れるとかいうことがあります。そういうことも考えて、どんな形でできるのか研究を進めたいと思っておりますけれども、やはり今お願いするとなると、千曲市さんをお願いしてやっている形になっています。それが窓口も坂城で一旦受けて、最終的には千曲にまたお願いするとなっておりますので、基本的には手話の通訳のできる方をもっと養成しなきゃいけないことだと思っておりますけれども、その現状と方向性をよく考えてですね、どういう形でよりよいサービスができるか、特に私はもうバリアフリーと言っているわけですから、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

6番（塩野入君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと、このように思うわけがあります。

デフリンピック、ご存じでしょうか。デフリンピックは4年に一度世界規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会であり、国際ろう者スポーツ委員会 I C S S が主催し、

夏季大会と冬季大会があります。オリンピック、パラリンピックは世界の多くの人々に知れ渡り、理解もされていますが、デフリンピックは日本でさえもまだ知れ渡ってはいません。

ここで私が注目するのは、デフリンピックの冬季大会であります。冬季公式競技はアルペンスキー、スノーボード、クロスカントリー、アイスホッケー、それにカーリングの5種目です。60周年の記念大会で記念講演を行った講師も多少ほのめかしてはいましたが、オリンピック、パラリンピックを経験したこの地域でデフリンピック冬季大会の開催は十分に可能です。長野でデフリンピック冬季大会を開催し、そこから聴覚障害者の支援の輪が広がり、聴覚障害者福祉の向上に結びつくことを夢見て、これにて私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日11日までの2日間は委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日11日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時58分）

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第52号 坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

第 3 議案第53号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 4 議案第54号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第 5 議案第55号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 6 議案第56号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 7 議案第57号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第58号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第10 議案第60号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について

第11 議案第61号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第12 議案第62号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

追加第 1 議案第63号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 2 議案第64号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 3 議案第65号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について

追加第 4 発委第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について

追加第 5 発委第15号 介護従事者の処遇改善を求める意見書について

追加第 6 発委第16号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書について

追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（柳澤君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（柳澤君） 常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第10号 介護従事者の処遇改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第11号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県議会への意見書の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（柳澤君） 日程第2 「議案第52号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第52号 坂城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第53号 坂城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第54号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第5「議案第55号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第6「議案第56号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） この条例について1点質問したいと思いますが、この第9条の第2項で専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65m²以上とするという、「以上」とついているからいいかもしれませんが、最低この場合に当町における3館の何人まで収容できるスペースがあるのか、そしてこれについて今決められているこの児童館の定員数と、これの基準とのかかりについてはどうなるのでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） ご質問のございました、まず基準面積の関係で、現児童館がどれくらいの人数が入れるのかという部分でございます。この部分につきましては専用区画、具体的には遊戯室、集会室、図書館あるいは静養室という部分が該当してまいるところでございます。これらを基準面積1.65というところで逆算定をいたしますと、おおむね90人というような状況となります。この部分の90人というところにつきましては、現在の登録児童等がおおむね3館とも50人というような状況の中で、基準面積的にはクリアをいたすところでございます。

そうは申しましても、実際には手狭になるという部分が予想されますので、そのほかの利用というところを考えたときに、小学校の教室ですとか体育館というような部分を利用として考えているところでございます。以上です。

13番（大森君） わかりましたが、おおむね50人を一応定員数的に判断されていまして、そこへもってこれでいくと90人入れるということで、今度は6年生まで拡大されるわけですから、やはりこの辺の児童1人のおおむねのこの値をですね、やはりもう少し当町としては広げ

て、やっぱり50人程度までの広さを確保するというふうに、やっぱり条例を現実に合うものにすべきではないかというふうに考えますが、これについてはどのようにお考えなんですか。

教育文化課長（柳澤君） 基準面積1.65m²という部分でございます。この部分につきましては放課後児童健全育成事業の運営というようなところの中で、厚生労働省令で定められております基準がございます。そういう部分を勘案をいたしまして、今回当町でも同様な部分ということで条例に向けて制定をさせていただきたいという部分でございます。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第57号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第58号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第60号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

12番（池田君） 二つ、三つ質問したいと思います。

まず、3ページの歳入のほうからです。3ページの町税ですけど、今年分として法人税が1億5千万入ったということで、この補正に載っているについて、補正とすれば町税が1億5千万も入ったという。

議長（柳澤君） 発言の途中ですが、マイクをうまくお使いください。

12番（池田君） そのようなことの中で、法人税というのはなかなか今年というか、ずっと坂城町も入り方が少ない中で、今まとまってこうやって入っているという中で、まだ残り分というんですかね、どのくらいあるのか。それとまた、今までに昨年より前のものもまだ残りがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから6ページ、今度は歳出になりますけど、6ページの企画費の中の節の説明の中のほうですけども、まちづくり推進事業とあります。これについてどんな推進事業を行うか説明をお願いしたいと思います。

それから8ページになりますけれども、また節の説明のほうですけれども、後期高齢者医療給付金について113万ほどあるわけですけれども、これは後期高齢者というのは年金のほうから天引きというような形がある中で、まだ大分足りなくなるから、これがあるんだと思うんですけれども、その説明もお聞きしたいと思います。

それから11ページですね、11ページの道路維持費の中のまた節の説明のほうですけれども、道路の一般経費ということの中でございますけれども、除雪作業というようなことであるわけですけれども、これも除雪作業についてどのような方法をとられるのか。また補修用材料というようなことで、どのくらいの量を用意されたというようなことをお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと戻って10ページの農地費の中のまた節の説明のほうですけれども、多面的交付金事業の、ここで5万円とあるわけですが、9月のときも5万円で、これは事務経費だというようなことでございますけれども、多面的事業というのも私たちもその多面的の中に入れてもらって、いただく金の中でございますけれども、総額的にどのくらいというようなこともお聞きしたいと思いますし、それから何か事務費というようなことでございますけれども、いつごろこのお金が来るのかというようなこともちょっとお聞きしたいと思います。

それから、もう1点お願いしたいと思うんですけれども、11ページなんですけれども、今度は11ページの中の公園管理費の中で、また説明のほうで花と緑のまちづくり事業というようなことで、これはバラ公園のあれなんですけれども、バラ公園の設備工事というようなことでございますけれども、180万円のどんな工事が行われるかというようなことと、それから原材料費の中、これ多分肥料か何かになるんだと思うんですけれども、どのようなものかということをお聞きしたいと思います。以上です。

収納対策推進幹（宮下君） 法人町民税の26年度のこれからの決算見込みはというご質問でございますけれども、法人町民税につきましては、当初予算におきましてアベノミクス効果は期待しつつも、対前年比1千万円増の2億円と手がたい予算計上をさせていただいたところでございます。リーマンショック以降の町内企業の皆さんのたゆまぬ努力とアベノミクス効果が相まって法人税割が大幅に伸びたことによりまして今後の予定納付、また確定申告額を勘案する中で今回1億5千万の増額補正をさせていただいたところでございます。

今後の見込みということでございますけれども、法人町民税につきましては、各企業の事業年度の関係で、これから確定申告という企業もございますので、各企業の事業年度や予定申告の関係もあり、収支的には何とも申し上げられないところでございます。しかしながら、現状の緩やかな景気の回復基調ということもありますので、さらなる上積みは期待したいところでございます。以上でございます。

まちづくり推進室長（中村君） まちづくり推進事業計画策定委託100万円でございます。新

コミュニケーションシステム、町の情報発信システムの構築につきまして、今まで内部で検討、研究を重ねてまいりましたが、今後これまでの内部検討を踏まえ、単に有線放送によるお知らせ告知のみならず、情報発信、共有といった町と町民とのコミュニケーションを図る上での情報発信のあるべき全体計画につきまして、コンサルタント事業者に委託をし、計画を策定していくというものでございます。

福祉健康課長（天田君） 8ページでございます。老人福祉費のうち後期高齢者医療保険事業の関係でございますけれども、19の負担金補助及び交付金の関係でございます。この関係につきましては、後期高齢者医療給付費の負担金ということで、町が負担をする部分の金額でございます。25年度の町負担額が確定したことに伴います精算でございます。

建設課長（青木君） 11ページ道路維持費、道路維持一般経費、除雪作業費についてご説明申し上げます。

今年度の除雪計画でございますが、昨年度といいますか今年の2月の大雪を踏まえまして、今まで県、町、それぞれ独自に除雪計画を立てまして、それぞれ県道は県道、町道は町道というような形で除雪をしていたものを今度、県、町が共同で除雪をしていくというような形をとることになりました。すなわち、県道を除雪しながら、その中で町道も一緒にやっていくというような形の中で県道、町道、各幹線道路を町内の企業が一体的に受けてやっていくというような形で今度やっていくようになりました。そのために、県と町の区分等を加える中で県と共同での除雪というような形で今回新たに任せさせていただいたものでございます。

また、除雪につきまして今まで町のほうの業者のほうにお願いしていた融雪剤の散布につきましても、町道の散布につきましては県の大型機械を町道のほうにも入れて、融雪剤の散布を行っていくというような形でございます。今回載せさせていただきましたのは、今年度昨年度の実績を踏まえまして、1千万というような形で載せさせていただいた部分でございます。

また、補修用材料につきましては、融雪剤の購入費用ということで一応100万円載せさせていただきました。これにつきましては、おおむね約600袋分予定している部分でございます。

それとあと公園管理費の花と緑のまちづくり事業でございますが、この公園管理費の工事費の内訳でございますが、これにつきましては、バラ公園入り口のところのアーチ、この部分を大分古くなってきておりますので、こちらのほうをやりかえていきたいということと、あと一番上の段のところの花壇の通路の部分を補修いたしまして、車椅子ですとか高齢者の方が歩きやすいような形に土を入れかえて土の舗装を、舗装といいますか土を固めていきたいということで、今回盛った部分でございます。

あと、原材料費につきましては、一応苗木の捕植分ということで50本分を見ている部分でございます。このバラ公園につきましては、来年度第10回目を迎えるというようなことがご

ざいます。一応その関係もございまして、あのバラ公園のばら祭りまでの間にこの工事のほうを完成させたいということで、この12月に補正をさせていただいた部分でございます。また、ばら祭りの内容につきましては、今後実行委員会等を結成する中で内容等について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 多面的機能支払交付金事業についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、農地の多面的機能の維持、増進を図るため農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道等の地域資源の質的向上に資する活動に対して交付を行うものであります。

今、坂城町の中では現在三つの団体がございまして、一つが上平緑の里でございます。協定面積が21.82ha、交付金の予定支払額が約173万円ということです。もう一つ、坂城町南条中之条農業資源維持向上管理機構は協定面積が50.66ha、交付金の支払い予定額が440万円ほどです。もう一つ、上沖地区農振地保全会、協定面積22.42ha、交付金の支払い予定が113万円ほどでございます。こちらにつきまして国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を補助するものでございます。こちらのほう、支払いはいつかというご質問でございますが、活動の内容が全て把握された後ということになりますので、年度末になろうかというふうに思います。以上です。

議長（柳澤君） ほかに質疑ありませんか。

12番（池田君） 今お答えをいただいた中で二、三再質問をしたいと思います。

6ページのまちづくり推進事業で、今答弁のほうは有線放送のというようなことですが、企画課でもって関連みたいなことでちょっと聞いてみたいと思うんですけども、最近高校生、まだ1・2年生である子供のところアンケート用紙が来ているんですね。そのアンケート用紙が大変、悪いとは言いませんけれども、まだ高校1・2年生の子供にはちょっときついアンケートが来ているというようなことでありますので、どういう内容かという、まだ子供から少し大人になりかけた子供が結婚するのかもしれないかというようなことで、子供を何人くらい欲しいかというような内容でございますので、その辺のところをどのように感じてというんですかね、何かちょっと横道にはそれていますけれども、企画の中で関連ということでお聞きするわけでございますけれども、その辺のところをまた篤と聞かせていただきたいと思えます。

それからもう1点、バラづくりのほうですね、11ページのバラづくりのほうで今聞いて、バラのほうではよくわかったけれども、これもまた関連みたいになりますけれども、私は以前に、逆木通りのツツジが植えてあるんですけども、ツツジが全然花が咲かないような感じで、いまだにその剪定をされているというような中でございますので、議員の中にも植木屋さんもいることでありますので、よくその辺のところを聞いて、多分あれは出初め式があるからあの

通りをきれいにしなきゃいけないということもあると思うんですけども、でもやっぱり花が咲く植物を植えてあるというような中でございますので、その辺のところもまた何というんですか、考慮してやってもらえないかということを再質問で聞きたいと思いますので、関連で申しわけないけど、よろしく願いいたします。以上です。

企画政策課長（荒川君） 今、企画政策推進費の関連でお尋ねをいただきました。中高生のアンケートでございますけれども、今年度、県の元気づくり支援金をいただいて、輝く女性パワーアッププロジェクトというものを行っております。その中で働く女性の支援というものが1点で、20代から40代の女性にかけて町内抽出でございますけれども、450名の方にアンケートをお願いしてございます。

それからもう1点、今ご質問にございました中高生の皆様方にもですね、坂城中学校の生徒さん全員、また町内16歳から18歳までの方全員にですね、アンケートをお願いしてございます。この中では今思い描いている夢、将来つきたい職業、また進むべき進路、将来的に坂城にお住まいかどうか、外で働きたいか、そんなご意向でありましたり、将来に向けての結婚観、また就職の思い、子育てに関するご意向、今どのようにお考えになっていらっしゃるか、こういったものをお伺いしております。

中高生のお話もちろんですし、働く女性のアンケートの結果を踏まえてですね、来年、年明け1月24日に予定をしております輝く女性パワーアッププロジェクト、三四六さんをお願いをしてのお話でございますけれども、トークセッション、そして2月14日には、やはり働く女性の座談会という形で、長野大学の先生の古田教授をお願いしまして懇談会形式での意見交換、こういったものを予定しております。そういうアンケートの結果を踏まえながら、町といたしましては働く女性の支援でございましたり、この町でより多くの方がお住みいただいて、ご活躍がいただけるような、そんな活力あるまちづくりに結びつけてまいりたいと、そういった形でございます。以上です。

建設課長（青木君） 逆木通りの植栽の関係でございますが、逆木通りの植栽につきましては以前もちょっと一番のコブシの木が春先に花が咲かないというようなことをご指摘をいただく中で、ちょっと剪定のほうをちょっと中断して、今年結構咲いたんですけども、逆にまたそれがちょっと車の支障になるというご指摘等をいただきまして、今回道路側のほうを少し切らせていただいたというようなことがございます。

その際につきましても、来年咲かないとまた困るということで、剪定をするに当たりまして一応町内の植木屋さんのほうにご相談をする中で、ちょっと今回剪定のほうはさせていただいたというようなことでございます。また、下のサツキとかそういう部分につきましても、今後また剪定等につきましてはいろんな方にご相談、専門家の方にご相談する中で適切な管理をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（塩野入君） まず5ページであります、第2表の債務負担行為補正について、これはごみの収集、来年度4月1日、これは待ったなしで始めなければ、これは滞ってしまいますので、当然起こさなければならぬんですが、限度額3,300万円の中で27年度予算見積もりおよびそのくらい見込んでおりますでしょうか、お聞きをいたします。

そして詳細のほうの6ページであります。歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の13002職員研修委託等100万円は、これは人材育成基本計画作成の委託でありますけれども、どんな内容でどこに委託するのか、お聞きをいたします。

それから10ページです。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節13委託料について13003農地基本台帳システム導入、この内容。これはどんなことを行うのか、その内容をお聞きをします。そしてこれ9月にですね、9月補正で583万2千円が盛り込まれて、今回12月でこれが437万8千円と大幅に減額補正されて、そして残りの一部を共済費から役務費に割り振って、さらに236万8千円の残りを減額しているというふうになっているわけですが、この3カ月の間でこれはどういうふうに変ったのかですね、それをお聞きをしたいということです。そしてあと来年3月まで残り少ないんですが、どのように進めていくのかということをお聞きをしたいと思います。以上であります。

住民環境課長（金子君） 債務負担行為補正でございますが、限度額3,300万円の中での27年度予算見積もりの見込みについてお答えいたします。

業務は大きく分けまして3種類ございますので、業務ごとに申し上げます。まず可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の収集運搬等の業務でございますが、こちらにつきましては約2千万円を見込んでおります。次に、ごみの指定袋作成業務でございますが、こちらは約800万円。次に家庭などから排出される雑排水浄化槽汚泥の処理業務でございますが、こちらにつきましては約500万円ということで、それぞれ見込んでおります。

総務係長（大井君） 歳出の6ページ、総務管理費の一般管理費中、職員研修事業の委託料の100万円につきまして、人材育成基本計画を策定するための委託料であります、この人材育成基本計画は、町職員が住民サービスを行うに当たり、全ての職員に共通する基本的な姿勢を示すもので、この内容を踏まえて職員各自が担当する業務を実施することとなります。また、この計画で示された基本的な考え方を、それぞれの職員が達成できるよう各種研修を行っていくための計画となります。この人材育成基本計画で示された職員としての基本的な姿勢などについて、その達成度を評価する方法として人事評価制度を28年度から導入してまいります。

各自治体においては地方分権などにより、その役割が増大し、住民サービスを実践していくためには、それぞれの職員の資質の向上、そのための人材育成が欠かせないものとなっております。このような状況において、人事評価制度の構築は来年度の予定となりますが、構築に当たりまず人材育成基本計画を策定し、職員一人一人が成長し、みずからが考え、行動できるよ

う職員全体の資質の向上を図り、また職員全体の意欲が向上するような制度となるよう考えております。なお、委託先については予算のご承認をいただいた後に選定してまいりたいと考えております。

産業振興課長（塚田君） 農地台帳システムの補正予算についてお答えいたしたいと思います。

今年4月に改正農地法によりまして、農地台帳が法定化されました。これにより法定項目の整備及び任意項目の追加による整備を行い、農地情報公開システムに対応するためのシステム改修を実施するということになりました。

来年4月1日以降には、農地台帳に記録された事項につきましてインターネットや農業委員会窓口で公表されることとなります。インターネットではヤフーの地図を利用し、地図上にピン表示がされ、農地の所在、地番、面積等の基本情報から貸し借りの有無等が閲覧できるようになる予定でございます。

9月補正の時点では国からの整備項目が不明確であったため、来年4月の公表に間に合わせるためのスケジュールや整備作業の利便性等を考慮して、農地台帳整備全般をシステム業者に一括委託する方法で県・国に実施計画申請を提出したところでありますが、その後11月に明確な整備項目が国から示され、同時に業者への整備委託料の見直しが全国的に指示がございまして、データ入力については臨時職員を雇用して対応をするよう指導がありました。

今回、農地台帳システムデータ更新システム管理委託料を減額し、臨時職員の人件費や農地に関する意向調査にかかる費用を計上するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、現在システム会社がシステムの改修を進めているのと同時に、農業委員会では農地台帳の整備を実施しております。また、10月には耕作放棄地調査を実施いたしまして、農業委員を通じまして遊休農地の意向調査を行っております。

さらに、今月には農地を所有している方全てに農地に関する意向調査を実施いたします。10a以上の農地を持っている方には毎年行っております。農業委員会選挙人名簿登載申請書の提出依頼文書に同封いたしまして、来年の1月の提出をお願いするという予定になっております。また、10a以下の農地を持っている方や町外の方には郵送で返信用封筒も入れながら提出をお願いするという形になっております。

以上の調査内容結果を3月までに農地台帳に反映させていきたいというふうに思います。また、所有している農地につきまして今後どうするのか、みずから耕作するのか、売りたいのか、貸したいのかといった意向を調査するのが農地に関する意向調査ということになっております。以上です。

6番（塩野入君） これはまず、債務負担行為の関係のごみの関係です。内容はわかりました。

これは入札形態、例年これは何社ぐらい参加されているんでしょうかね。それから、この実施時期、実施というかこれを具体的にするのは3月かな、その辺のどういう段取りでこれをまた

進めていかないと4月1日から待たなすですから、その辺の段取りですね、をどう進めていくのか、そのあたりをお聞きをしたいと、このように思います。

それから、職員研修の関係であります。これは12月補正でここへ来て盛り込んでおりますが、その辺のですね、急に12月へぽつと出てきてというふうに見えるんですが、何かいろいろ理由があるかと思えます。その辺の12月補正で盛り込んだ理由ですね。これは一般財源が全部使うから、その辺がですね、よくわからない。3月から今こう入って、いろいろ補助や何かがあればですね、いろいろそういう理由であるんだろうけれども、全額見れば一般財源ですから、何で12月にこれ急に3カ月、あと残り少ないのにやるのかとか、その辺のあたりをちょっとお聞きをしたいと、こういうことでございます。

それから、今の農地台帳システムの関係であります。これを見ると経費、全額県費というふうになっておりますが、これ非常に有利な補助事業で私は結構なことだと思うんですが、これはどんな性格、どんな内容の補助金なんでしょうか、その内容をお聞きしたいと思います。

それから、今当初一括したのが方針が具体的に出て、臨職を使って進めるんだと、こういうお答えがありました。臨時職員からこれが出ているんですが、あと消耗品、印刷費、通信運搬費というふうに分配されてありますが、この辺のところをもうちょっとお聞きをしたいと、このように思います。以上です。

住民環境課長（金子君） 順次お答えをいたします。まず、入札形態でございますが、指名競争入札を原則としております。入札参加者数につきましては、業務ごとに異なりますけれども、例年5社から6社であります。なお、業務を行うことができる施設が近隣に複数ない理由から、随意契約となる業務も一部ございます。入札の時期につきましては、来年1月中を予定しております。

今後の段取りでございますが、本補正予算をお認めいただいた後、町の指名業者と選定委員会において業者の選定を行ってまいります。業者選定後来年1月中に入札、契約の締結を行いまして、4月から業務がスムーズに進むよう努めてまいります。

総務係長（大井君） 人材育成基本計画の今議会への予算計上につきましては、先ほど申し上げました人事評価制度に先立ちまして策定する必要があるため、今回予算計上をさせていただいております。人事評価制度につきましては、本年5月の地方公務員法の改正で、平成28年度からの導入が義務づけられ、9月に県において制度の説明と研修会が行われ、その後、町といたしましても対応するための準備を進めてきたところでございます。

この人事評価制度は27年に構築、28年度施行を予定しておりますので、それに先行して人材育成基本計画を策定する必要があるため、今議会にお願いをしているところでございます。こういった理由によりまして実施をまいりますので、財源につきましても一般財源でお願いをしたいと考えております。

産業振興課長（塚田君） 農地台帳システム整備事業補助金につきましてですが、やはり農地台帳の法定化という大きなものがございまして。この台帳システムの改修に必要な整備にかかる費用につきましては、100%補助とすることとございまして。来年の4月までには必ずやりなさいよというような、もう絶対的な何というんですか、指令が出ているというふうなこととございまして。

また、9月時点では明確になっていましてした整備項目が11月に明確にされたことによりまして、整備作業全てを業者委託にするのではなく、臨時職員によるデータ入力で農地台帳の整備が可能だというふうに判断がされましたので、それによりシステム管理委託料を減額いたしまして、人件費分と農地に関する意向調査の関連する消耗品、またそれを郵送いたします切手代、そういうものを新たに計上したというものでございまして。以上です。

13番（大森君） お尋ねいたします。まず、3ページの町税、町民法人税の1億5千万についてでございますけれども、内容はわかったんですけども、何社分でこれだけの金額になったのか、例えば複数の企業であれば最高額は幾らあったのか、その辺についてお尋ねいたします。

もう1点は10ページの農林水産業費の林業、松くい虫防除対策事業、この専門委員を新たに作るわけですが、この専門委員はどのような仕事内容で、いつまでこれをされるのか、その内容についてお尋ねいたします。

収納対策推進幹（宮下君） 法人税割の申告納付額の状況というご質問でございますけれども、また最高額でございますけれども、最高額というご質問につきましては個人情報保護の観点からご答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。法人税割額、例えば法人税割額の多い企業30社を見ますと、若干のばらつきはありますけれども、前年対比で増額となっております。内容的には対前年比で100万円以上増えた企業が12社、そのうち1千万円以上増えた企業が3社、5千万円以上増えた企業が2社という状況とございまして。

産業振興課長（塚田君） 松くい虫防除対策事業の専門委員についてのご質問に対してお答えいたします。

こちらにつきましては、松くい虫防除対策会議の会議の中で出席をお願いしている委員の方の報酬とございまして。松くい虫防除対策会議の委員といたしましては町長、副町長を初め長野地方事務所林務課長、森林保護専門員、また長野森林組合、町の環境衛生委員長、それと町の林業委員の正副会長さん、それと区長会長、苅屋原、上平の地元の区長さんの方々を委員として行っております。そのうちの報酬が支払うべき方たちへの報酬分の補正とございまして。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第61号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第62号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（柳澤君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第63号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第6「発委第16号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第63号から第65号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第63号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、本年度、件の人事委員会の給与勧告を受けた県職員の給与改定に準じて、町の一般職の職員の給与改定を行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、月額給料につきましては、若年層に重点を置く改正として500円から2,200円の引き上げを行います。次に、通勤手当は距離に応じて月額460円から1万250円の引き上げを行います。また、特別給については勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げ、期末・勤勉手当の年間総支給月数を現在の3.95月から4.1月とするものでございます。本改正案の適用日は、給与表及び通勤手当については本年4月1日から、特別給につきましては本年12月1日からの適用といたすものでございます。

次に、議案第64号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、先ほど申し上げました一般職の職員の特別給の支給月数の引き上げに合わせ、議会

の議員並びに常勤特別職等の期末手当について、年間総支給月数を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間2.95月から3.1月に引き上げるものでございます。本改正案の適用日は本年12月1日からの適用といたすものでございます。

続きまして、議案第65号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,677万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億7,930万4千円といたすものでございます。

歳入の主なものにつきましては、財政調整基金繰入金1,674万7千円を追加するものでございます。歳出の主なものにつきましては、人事院勧告に対応した給与改定などに伴う人件費の調整として総額1,673万7千円を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柳澤君） 次に、趣旨説明を求めます。

7番（西沢さん） 私からは、発委第14号から第16号までの3件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第14号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

厚生労働省は、「看護師等の雇用の質の向上のための取組みについて（5局長通知）」や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境整備に向けた「医療分野の雇用の質の向上のための取組みについて（6局長通知）」の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取組みを促進してきた。また、都道府県に対してワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるための支援を行うよう求め、予算化も図っている。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は、深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しく、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善が喫緊の課題となっている。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定される見込みであるが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員、夜勤改善に向けた対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 看護師などの夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師、介護職員などを増員すること。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 病床削減、平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

次に、発委第15号「介護従事者の処遇改善を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

超高齢化社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで、介護労働者数も年々増加している。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど、深刻な人員不足を引き起こしている。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省による賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年あたり6万8千～7万7千人の増員が必要としている。安全・安心の介護を実現するためにも、介護職員の人員確保は不可欠の課題である。

介護労働者の平均賃金は、全労連が実施した「介護労働実態調査」によると、全労働者平均より9万円も低い状況となっている。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させたが、国の責任で一刻も早く介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低い状況であり、処遇の引き上げが必要となっている。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために、介護従事者の処遇改善に向けた対策を講じられるよう、下記の事項について要望する

記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については保険料や利用料に転嫁せず、全額国庫負担とすること。
- 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

次に、発委16号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

子ども・障がい者等に対する福祉医用費給付制度については、坂城町においても、子どもの

対象年齢を拡大するなど、医療費負担の軽減に取り組んでいる。

しかしながら、長野県の現制度では、医療機関の窓口においていったん医療費を支払い、2～3か月後に受給者負担金（1レセプトあたり500円等）を差し引いた額が振り込まれる自動給付方式となっており、真に子育て世代や障がい者等が経済的な心配なく安心して医療を受けられる体制とはなっていない。

全国的には既に、子どもの福祉医療費で37都府県、障がい者の福祉医療費で30都道府県において、窓口無料（現物給付）の制度が実施されている。

よって、長野県におかれては、子育て世代等の負担軽減を図り、より受診しやすい制度とするため、市町村や関係機関等と調整を図りながら、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を早期に実施されるよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため5分間休憩いたします。

（休憩 午前11時18分～再開 午前11時23分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第63号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第64号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第65号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番（吉川さん） 私は、発委第14号の安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について、意見書提出に可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

本意見書の内容において、1の看護師などの勤務状況の改善は、確かに現在の夜勤交代制の実情から見ますと、環境改善は十分必要であると認識しております。今年6月交付されました「医療介護総合推進法」により、現在26年度中に医療勤務環境改善支援センターを各都道府県に設置し、ワンストップの相談支援体制を構築するべく具体化に取り組んでおります。

また、3の国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療を実現することについては、その減らした全ての財源をどのように確保していくのか、まさに大きな課題です。

そして、4では必要な病床機能を確保することとありますが、これは次期医療計画、第7期医療計画2018年度開始で医療病床機能について、患者の視点から情報として把握できるよう一歩踏み込んだ仕組みができる準備がされているところです。

2012年2月閣議決定された税と社会保障の一体改革において示された2025年の病床機能再編の医療提供体制は、今後2年ごとの診療報酬改定と5年ごとに実施される医療計画の見直しをリンクさせながら実現を目指すこととなります。今まさに全ての改善への作業を進めている段階であります。その意味からも本意見書提出は慎重に検討すべきものと考えます。坂城町議会議員各位におかれましては、ただいま申し上げた理由を十分にご検討いただき、賢明な判断を願います。

以上、この意見書提出の反対討論といたします。

議長（柳澤君） 賛成討論はありますか。

5番（塩入君） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書に賛成の立場から発言したいと思っております。

この意見書の中身にもあるように、今、看護師などを中心に医療スタッフの労働実態は大変なものです。そのために医療ミスなどが起きております。私たちの身近にもあります。国民が安心・安全の医療をしてほしい、そういう国民の願いを実現していくために、ぜひ必要だと考えます。よって、この意見書に賛成します。

議長（柳澤君） 反対討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第5「発委第15号 介護従事者の処遇改善を求める意見書について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番（吉川さん） 私は、発委第15号の介護従事者の処遇改善を求める意見書について、意見書提出に可決いたしました委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

本意見書の趣旨は、介護従事者の処遇改善や介護職の人員確保など、ともに現在の介護保険制度の抱える問題点として十分に理解できるものです。しかしながら、高齢化の進展に伴い高齢者の介護を社会全体で支える仕組みである介護保険の財源は公費半分、保険料半分であります。

1にあります処遇を抜本的に改善するということと、また処遇改善の費用は全額国庫負担とするということは、介護保険制度自体を変えなければ成り立たないということになります。処遇改善においては、前回の報酬改定期限が27年3月であることもあり、次期改定に向けて給付費分科会で検討されているところです。よって、今はその動向を見るべき時期であると考えます。

また、2の処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大することとありますが、この点についても職業によってそれぞれの給与体系が決まっている中で、非現実的な求めであります。国民全体に係る大きな問題であるがゆえに、本意見書提出は慎重に検討すべきものと考えます。坂城町議会としての議員各位の賢明な判断を願います。

以上、この意見書提出に対する反対討論といたします。

議長（柳澤君） 賛成討論はありますか。

5番（塩入君） 介護従事者の処遇改善を求める意見書に賛成する立場から発言します。

この意見書にも書かれているとおり、介護従事者の置かれている現状は余りにも問題があります。賃金は安く、しかも重労働です。そのためにやめていく介護職員がたくさんおります。趣意書にもありますように、これから超高齢化社会を迎えるに当たって、介護職員の不足は介護保険制度の根幹にかかわる重大な問題です。そういう意味からいっても、この意見書に賛成します。よろしく申し上げます。

議長（柳澤君） 反対討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柳澤君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第6「発委第16号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（柳澤君） 各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成26年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、条例の新設及び一部改正、指定管理者の指定、一般会計及び下水道特別会計、介護保険特別会計の補正予算、追加日程でお願いいたしました給与条例の一部改正並びに一般会計の補正予算、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにあ

りがとうございました。

さて、これから新年度の当初予算の編成作業に入ります。一般質問でも申し上げましたとおり、27年度は、統一地方選挙を控えておりますので「骨格予算」となります。

27年度の歳入見通しにつきましては、国の政局の動向を初め地方創生施策の方向など不透明な状況の中、地方交付税につきましては、国の概算要求額を見ても、一定の減額が見込まれます。また、町税につきましては、個人町民税について、ここ数年の実績からも堅調な推移が見込まれるところですが、法人町民税につきましては、さらなる景気回復を期待しつつ、国内総生産GDPのマイナス成長に伴う先行き不安等もあり、現状におきましては見込みが立てにくい状況となっております。固定資産税につきましては、評価がえに伴う家屋の建築後の経過年数による減額が予想され、下落傾向の土地の動向も相まって、減収を見込まざるを得ない状況であります。

一方、歳出につきましては、来年度の当初予算は、骨格編成となりますので義務的経費や経常的経費など、必要最小限度の経費を計上する予算編成となりますが、2カ年の継続費として議会でお認めをいただいております「南条小学校建設事業」につきましては、当初予算に計上してまいりますことから、当初予算総額につきましては、今年度を大きく上回るものと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。12月1日から31日までの1カ月間は年末特別警戒期間として、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会や交通指導員の皆さんと連携し、防犯・交通安全の啓発を強化しております。年末年始は、犯罪や交通事故の増加する時期でもあります。引き続き、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止や交通事故の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆さんには、犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願い申し上げます。

また、12月27日から30日の4日間は、町消防団による歳末特別警戒が行われます。年の瀬の寒い中ではありますが、大切な生命、財産を守るため火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

年が明けますと、元旦には1年間の健康を願う元旦マラソン、1月4日土曜日には、新年の願いを込めて書き初めを行う席書大会、同じく4日には、新春賀詞交換会、1月には各区の新年総会も予定されております。また、町消防団の出初式につきましては、1月25日日曜日に開催されます。

さて、先日、12月8日の一般質問で、宮島祐夫議員から、来年4月に予定されております統一地方選挙において、「坂城町長選挙に立候補するかどうか」というご質問をいただきました。その場では、いろいろな方のご意見をいただき、また、ご相談させていただき、本議会の最終日、本日ではありますが、に何らかの方向性をお示ししたいと申し上げました。

その後、いろいろな方とご相談し、また、多くの方々からのご意見、励ましのお言葉を多くいただきました。その多くは、私が提唱させていただいた、4本の柱、「活力あふれる元気な町」、「人の輝く町」、「笑顔の町」、「誇れる町」など、「実現できたもの、着手したのも多くあるが、まだまだ継続して責任を持って遂行しなければならない事業が多くある。次の4年間も頑張れ」というものでありました。まことにありがたいお話をいただきました。

皆様方のご声援をいただく中で、私は、本日、平成26年第4回議会定例会最終日におきまして、来年4月に予定されております統一地方選挙での坂城町町長選挙に出馬することの意思表示いたします。本日、ここにおられる議員各位におかれましても種々思いをお持ちのことと存じます。できますれば、皆様と一緒に手を携えて、次の4年間、「活力あふれた、元気で、明るい坂城町」を目指して頑張りたいと思います。

さて、先ほども申し上げましたとおり、これから年末年始には、盛りだくさんの行事がございます。議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。以上であります。

議長（柳澤君） これにて平成26年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 塩 入 弘 文

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 高齢者福祉について イ. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ロ. 介護保険制度改正への対応は ハ. ふれあいの居場所づくりについて 2. 子ども・子育て支援新制度について イ. 保育園・幼稚園・児童館はどう変わるか 3. 空き家対策について イ. 新たな取り組みを	7 番 西 沢 悦 子	町 長 福祉健康課長 保健センター所長 子育て推進室長 教育文化課長 企画政策課長
2	1. 人口減少について イ. 人口減少の対策は 2. 南条小学校改築工事について イ. 音楽堂とは 3. 男女共同参画について イ. 男女共同参画活動について 4. 自主防災会について イ. 自主防災会視察について 5. 空き家対策について イ. 空き家の数は ロ. 空き家の利用方法は 6. 高齢女性の体力について イ. 65歳～74歳の女性の体力	4 番 窪 田 英 子	町 長 副 町 長 子育て推進室長 教育文化課長 企画政策課長 住民環境課長 建設課長
3	1. 坂城町名誉町民について イ. 名誉町民条例の1条改正を ロ. 60周年に名誉町民の推挙を 2. ふるさと納税について イ. 町の取り組みは ロ. 今年度の実状は ハ. 今後の取り組みは ニ. 特産品をプレゼント	10番 中 嶋 登	町 長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 災害時の対応について イ. 区に入っていない人や障がい者への対応は 2. 子育て支援について イ. 保育ニーズ調査と新保育制度について ロ. 保育料について ハ. 第3子以上の保育料軽減について	9 番 入 日 時 子	町 長 福祉健康課長 子育て推進室長
5	1. 山村町長2期目の出馬について イ. 出馬の意欲は 2. 2期目挑戦の政策課題について イ. 活力ある協働によるまちづくりについて 3. 教育改革について イ. 次世代を担う子ども達の教育について	14番 宮 島 祐 夫	町 長
6	1. 少子高齢化対策の強化を イ. 安倍内閣の地方創生についてどう受けとめているか ロ. 子育て支援にもっと予算を ハ. 高齢化対策として「びんぴんころりん計画」を 2. 安心して育てられる保育園に イ. 子ども・子育て支援新制度の計画策定について ロ. ゆき届いた保育にするための職員体制の強化は ハ. 途中入所の子どもの数と受け入れ人数は	5 番 塩 入 弘 文	町 長 子育て推進室長 保健センター所長 まちづくり推進室長 福祉健康課長
7	1. ドクターヘリの運用は イ. ドクターヘリ要請について ロ. ヘリポートはできないか 2. 国保の広域化の動きは イ. 広域化で国保運営は改善するか ロ. 町国保会計の現状と見通しは 3. 来年度予算の編成方針は イ. 来年度予算の編成方針は何か ロ. 財政調整基金をどう考えるか	13番 大 森 茂 彦	町 長 住民環境課長 福祉健康課長 総 務 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 安心・安全な町づくりについて イ. 自主防災会の現状は ロ. 防災士の育成を ハ. 防災セミナー、防災訓練について 2. 情報の共有を イ. 住民にわかり易い広報 ロ. 情報カレンダーについて	3 番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長 まちづくり推進室長 教育文化課長
9	1. 平成27年度予算編成について イ. 来年度の歳入の見込は ロ. 歳出について	8 番 山崎正志	町 長 教 育 長 建 設 課 長 まちづくり推進室長 産業振興課長 子育て推進室長 教育文化課長
10	1. スマートコミュニティ構想について イ. スマートコミュニティ推進委員会の実施内容は ロ. 太陽光発電の普及と支援は ハ. 県のグリーンニューディール基金事業は 2. 高校生のタイ研修について イ. 研修の目的は ロ. 研修と進路選択は ハ. ASEAN（東南アジア経済協力機構）統合とタイ経済について ニ. 町内企業のタイ進出状況と進出意向は	2 番 塚田正平	町 長 副 町 長 企画政策課長
11	1. 空き家対策について イ. 空き家の状況について ロ. 空き家の原因は ハ. 空き家対策に向けて 2. 聴覚障害者福祉の向上 イ. 経過と現状 ロ. 支援体制の状況 ハ. 聴覚障害者福祉の向上	6 番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 建 設 課 長 福祉健康課長

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は、「看護師等の雇用の質の向上のための取組みについて（５局長通知）」や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境整備に向けた「医療分野の雇用の質の向上のための取組みについて（６局長通知）」の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取組みを促進してきた。また、都道府県に対してワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるための支援を行うよう求め、予算化も図っている。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は、深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しく、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善が喫緊の課題となっている。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。２０１５年度には第８次看護職員需給見通しが策定される見込みであるが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員、夜勤改善に向けた対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 看護師などの夜勤交替制労働者の労働時間を１日８時間、週３２時間以内、勤務間隔１２時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師、介護職員などを増員すること。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１２月 日

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢化社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで、介護労働者数も年々増加している。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど、深刻な人員不足を引き起こしている。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省による賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年あたり6万8千～7万7千人の増員が必要としている。安全・安心の介護を実現するためにも、介護職員の人員確保は不可欠の課題である。

介護労働者の平均賃金は、全労連が実施した「介護労働実態調査」によると、全労働者平均より9万円も低い状況となっている。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させたが、国の責任で一刻も早く介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低い状況であり、処遇の引き上げが必要となっている。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために、介護従事者の処遇改善に向けた対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については保険料や利用料に転嫁せず、全額国庫負担とすること。
- 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

厚生労働大臣 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書

子ども・障がい者等に対する福祉医用費給付制度については、坂城町においても、子どもの対象年齢を拡大するなど、医療費負担の軽減に取り組んでいる。

しかしながら、長野県の現制度では、医療機関の窓口においていったん医療費を支払い、2～3か月後に受給者負担金（1レセプトあたり500円等）を差し引いた額が振り込まれる自動給付方式となっており、真に子育て世代や障がい者等が経済的な心配なく安心して医療を受けられる体制とはなっていない。

全国的には既に、子どもの福祉医療費で37都府県、障がい者の福祉医療費で30都道府県において、窓口無料（現物給付）の制度が実施されている。

よって、長野県におかれては、子育て世代等の負担軽減を図り、より受診しやすい制度とするため、市町村や関係機関等と調整を図りながら、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を早期に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

長野県議会議長 風 間 辰 一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄